

会 報

第 68 号

国立大学協会

昭和 50 年 6 月

会 報

(第 68 号)

目 次

- ドイツ連邦共和国学長代表団の来日……………井上智勇(3)
- 西ドイツ学長会議代表団日本訪問旅行報告書……………イルゼ・クーネルト(11)

A 事業報告

1 諸会議議事要録

- (1) 理事会(50. 1. 9)……………(15)
- (2) 理事会(50. 2. 27)……………(22)
- (3) 第1常置委員会(50. 1. 10)……………(32)
- (4) 第1常置委員会(50. 2. 19)……………(37)
- (5) 第2常置委員会(50. 3. 13)……………(41)
- (6) 第3常置委員会(50. 1. 24)……………(43)
- (7) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(文部省主催)(50. 3. 6)……………(46)
- (8) 第4常置委員会(50. 2. 26)……………(51)
- (9) 第5常置委員会(50. 2. 14)……………(52)
- (10) 第6常置委員会(50. 2. 15)……………(56)
- (11) 大学格差問題特別委員会(50. 2. 14)
……………(62)
- (12) 医学教育に関する特別委員会
(50. 2. 6)……………(65)
- (13) 医学教育に関する特別委員会
(50. 3. 12)……………(69)
- (14) 図書館特別委員会(50. 1. 10)……………(74)
- (15) 教職員の厚生等に関する特別委員会
(50. 2. 26)……………(75)
- (16) 入試改善調査委員会(50. 1. 27)……………(76)
- (17) 実施方法等調査専門委員会
(50. 3. 7)……………(77)

(18) 科目別研究専門委員会委員長連絡会議
(50. 3. 28)……………(79)

(19) 特別会計制度協議会(50. 1. 21)……………(86)

2 諸会合……………(89)

B 予算・決算

- 1 昭和49年度国立大学協会歳入・歳出追加予算(案)(50. 2. 27理事会承認)……………(91)
- 2 昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算(案)(50. 5. 14理事会承認)……………(92)
- 3 昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算(案)(50. 2. 27理事会承認)……………(95)

C 要望書等

- 「医学部および歯学部設置基準の改善に関する中間報告」に対する国大協としての意見(50. 3. 13)……………(97)

D 資料

- 1 参議院文教委員会への参考人出席について(50. 4. 8)……………(93)
- 2 電波監理審議会聴聞について(50. 4. 10)……………(100)
- 3 昭和49年度における審議のまとめ—高等教育懇談会—(50. 3)……………(100)
- 4 国立大学協会会費の増額支出について(通知)(50. 4. 30)……………(103)

- 5 大学卒業予定者のための就職推薦選考
開始時期等について(通知) (50.5.19)
..... (104)

- 2 大学設置審議会(大学設置分科会)
委員候補者の推薦について..... (107)
- 3 寄贈図書..... (107)

E その他

- 1 学長等の異動について..... (107)

- 4 窓
- 古代ノロシの説.....(90)
- 遺伝学でみた「海上の道」..... (106)

ドイツ連邦共和国学長代表団の来日

井 上 智 勇

1973年、ドイツ連邦共和国（以下西独という）政府は、国立大学協会（以下国大協という）所属の学長6名を招聘し、西独の若干の大学を視察し、両国間の学術・文化の交流を促進させる機会を与えた。（この帰朝報告は「大学資料第48号」1973.11掲載「座談会『西ドイツの大学事情』参照）。日本政府はこの西独政府の好意に対する返礼のためと、両国学長間の交流が両国間の学術・文化交流を進展せしめる上に有意義であることを認めて、1974年、西独学長6名を招待することを定め、文部省の木田宏大学学術局長を通して、西独学長会議会長宛に正式の招待状を送った。国大協は西独学長招待準備委員会を設け、招待に必要な予算案を作成して政府に要求し、来日学長団の旅行日程について検討した。政府の予算が日本学術振興会（以下学振という）につけられたため、国大協内の準備委員会は常に学振と連絡をとりながら仕事を進めた。

西独側の6名の学長が決定されるのをまって学振の茅会長は、文部省よりの依頼と国大協のあっせんを受けて、来日予定の各学長にそれぞれ個人宛の招待状を発送した。この間、ケルン駐在の日本文化会館々長松田智雄大使が、外務省の指示もあって、日独両国間に立ち、色々なあっせんの労をとられた。深い感謝の意をこめて記しておきたい。

さて西独学長団の名簿は次の通りであるが、他に3名の同伴者があった。

Professor Dr. Ilse Kunert

Vizepräsidentin der Westdeutschen Rektorenkonferenz

Vizepräsidentin der Universität Tübingen

Professor Dr. Ernst Henze

Rektor der Technischen Universität Braunschweig

Professor Dr. Wolf Isselhard

Rektor der Universität Köln

Professor Dr. Erhard Kantzenbach

Präsident der Universität Frankfurt

Profeessor Dr. Hubert Niederländer

Rektor der Universität Heidelberg

Professor Dr. Bernhard Sann

Rektor der Technischen Hochschule Aachen

なお一行の旅行日程は次の通りである。

地区	月・日・曜日	行 事 内 容			備 考
		午 前	午 後	夜	
東 京 地 区	9・30(月)	到 着 (15時00分) ホテルで日程その他打合せ (16時24分) (18時30分)			東 京 泊 (ホテルニュージャパン)
	10・1(火)	文部省訪問, ドイツ大使館昼食会, 学術会議訪問 (茶会), 各機関団体訪問		文部省レセプション	"
	"・2(水)	東大訪問, パーティー(昼), 東大見学		外務省レセプション	"
	"・3(木)	東工大その他分散訪問 フリータイム			"
	"・4(金)	慶応大学訪問, パーティー(昼), 東海大(平塚) 経由箱根へ		東海大レセプション	箱 根 泊 (富士屋ホテル)
	"・5(土)	箱根見物, フリータイム			"
関 西 地 区	"・6(日)	箱根発(小田急)一東京着,		歌舞伎座(国際交流基金)	東 京 泊 (ホテルニュージャパン)
	10・7(月)	東京発(新幹線9時), 名古屋着(11時), 名古屋大学訪問, パーティー(昼) 京都へ(16時発—18時30分着)			京 都 泊 (京都ロイヤルホテル)
	"・8(火)	京大訪問		京大レセプション	"
	"・9(水)	桂離宮その他市内見学			"
	"・10(木)	京都発一奈良着(10時30分), 奈良教育大訪問, 法隆寺見学		教育大レセプション	奈 良 泊 (奈良ホテル)
	"・11(金)	奈良市内見学			"
九 州 中 国 地 区	"・12(土)	奈良発(9時)一大阪着, (昼食), 大阪大訪問		大阪大レセプション	大 阪 泊 (大阪ロイヤルホテル)
	10・13(日)	大阪発(10時35分)一大分着(11時30分)(空路)		大分県知事・日独協会レセプション	大 分 (別府) 泊 (別府杉乃井ホテル)
	"・14(月)	大分大訪問, 新日鉄見学, 阿蘇へ(自動車), フリータイム			阿 蘇 泊 (阿蘇観光ホテル)
	"・15(火)	阿蘇発一福岡着(自動車), 芸工大訪問		九大・芸工大・日独協会フンボルト会レセプション	福 岡 泊 (福岡西鉄グランドホテル)
	"・16(水)	九大訪問			"
	"・17(木)	博多発一広島着(国鉄)			広 島 泊 (広島グランドホテル)
東 京	"・18(金)	広島大訪問, 宮島見学,		広島大レセプション	"
	10・19(土)	広島発一東京着		国大協・学振レセプション (18時30分 日本学士院)	東 京 泊 (ホテルニュージャパン)
"・20(日)	帰国出発				

西独学長団が歴訪した各大学での対談の形式あるいはその内容は、必ずしも一様一律ではなかったが、その模様は概略次のようであった。

東京大学での対談

10月2日、午前中1時間半、林学長・加藤前学長他数名と西独学長団一行との対談が行われた。林学長が東大の淵源と歴史とを説明し、現在の組織と規模については英文の資料を配布してこれを示した。この説明と配布資料にもとづいて活発な質疑応答が行われた。その主たる点は1) 教授の総数と

学生数，2) 学生定員のきめ方，3) 予算の規模，全国立大学予算に対するその比率，4) 入学試験の実施方法，5) 管理体制，6) 教養学部性格等であった。この際西独学長団から，西独の大学における各教授の研究・教育・行政に費す時間の配分がそれぞれ45%：45%：10%となることを理想としているが，現実はこの理想からほど遠い，との話があった。この時間配分の理想像は興味深いものがある。東大側も，一般的には西独の大学と同様に，行政管理業務の膨張と圧迫に悩んでいると答えた。

午後，西独学長はそれぞれの専門分野と関係のある学部を訪ね，学部教授と意見交換を行った。

東京工業大学での懇談

10月3日，西独学長団一行は午前10時東京工業大学を訪問した。東工大側からは学長，各学部長，各研究所長，図書館長，教務部長が出席して懇談した。東工大は東大，京大，阪大等との比較表を資料として提示し，東工大の規模を説明し，さらに英文資料によって現在進めつつある新構想の大学院制度を説き，それについての質疑応答が行われた。懇談会の後，西独学長一行は学内の情報処理センターと附属図書館を見学した。

慶応大学・東海大学での懇談

西独ではベルリンに1～2の教会関係の私立大学があるのみで，他はすべて州立大学である。これに対してわが国では，学生の約80%が私立大学で教育をうけている。この事実からみてもわが国の高等教育における私立大学のウェイトは極めて高いといわねばならない。そこで準備委員会は，西独学長団に私立大学も視察してもらうことが必要と考え，慶応大学と東海大学に連絡し，西独学長団の視察が行われ得るよう協力がたを依頼した。両大学の御好意によってそれが実現したのであって，国大協として両大学に対し心からの謝意を表したい。

慶応大学では日吉校舎を訪ね，東海大学はその湘南校舎を訪ね，両大学とも，学長および若干の教授との対談がもたれた。両大学がともに私立大学であるため，対談の中心話題となったのは，その規模と財政的基礎についてであった。歴史の古い慶応大学とはにかく，新しい私立大学として出発した東海大学が，極めて大きな施設を建設していることに注目し，その資金の獲得方法に，西独学長団は強い好奇心を抱いたようである。

なお東海大学では，理工系にウェイトがおかれて法学部がない理由についての質問があり，東海大学側から設立の経緯から説明が行われ，将来総合大学として充実するため法学部も設置するであろうと答えた。またコペンハーゲンに設置している東海大学ヨーロッパ学術センターをはじめとする国際交流活動の概況を説明した。さらに私立大学に対する国の助成と将来への動向等について質疑応答が行われた。

名古屋大学での対談

10月7日，西独学長一行は午後名古屋大学を訪問し，まず学長と工学部長との対談が約1時間行われた。最初名大側から名大の歴史，規模，管理運営の方法，一般教育課程・専門教育課程等教育の実態，奨学金，学生運動等について説明し，ついで西独学長側からの質問に答える形がとられた。質問とそれに対する答は次のようであった。

① 大学院だけの教官があるか。

答 付置研究所，研究施設の教官は大学院教育にのみ参加している。

② 研究費はどのような方式で与えられるのか。

答 名古屋大学全体を考えると，約80%が講座研究費，約20%が科学研究費である。

③ 留年学生数はどの程度か。

答 一般教育課程から専門教育課程へ進む際，約10～15%の学生が留年する。また学部から大学院へ進む場合，専門によっては留年するものがある。

④ 西独では最近，医学教育は技術だけを修得させればよいとの考えがあるが，日本ではどうか。

答 一般教育が必要であると考えている。

⑤ 教官の俸給はどのくらいか。企業と比較してどうか。

答 俸給については具体的事例で示し，企業とくに大企業における俸給は大学教授より相当高い。

⑥ 奨学金をもらう学生の割合はどうか。

答 具体的事例を示す。但しこれは西独のように給付でなく，貸与である。

この対談のあと，西独学長は，それぞれの専門分野に応じた学部におもむき，学部教授と約1時間半懇談した。

京都大学での対談

10月8日午前，西独学長団一行は京大を訪ね，学長，関係学部長と学長室で約1時間の対談を行い，同日午後は京都国際会議場を視察した後，同会場で京大学長招待レセプションに出席した。このレセプションには滋賀大学，京都教育大学，京都工芸繊維大学の各学長，京都市長（代理）も出席して会談が行われた。

一行は京都大学へ入った瞬間，どの大学よりも多い立て看板，壁面一杯にはられたビラ，書かれた落書きをみて，京都大学はどの大学よりも学生運動が盛んであるようだと感じたらしく，京大における学生運動あるいは大学紛争に多大の関心を示した。とくに一行は，京都といえば，古い神社仏閣が多く，名所旧跡を抱え，日本で最も美しくかつ静かな都市であろうというイメージをもっていただけに，かれらの眼には，京都大学の異常な風景が理解しがたいものとして映ったようで，その原因を知りたがった。恐らく1966～67年にはげしい学生運動 Studentunruhe を体験した西独学長たちは，日独両国の学生運動の類似性と相違性を知ろうとしたのであろう。

① 京大側からは，日本全体の学生運動の原因には触れず，専ら京大の学生運動の原因と様相の説明をした。つまり京都大学が建学の初から，政治の中心から離れ，自由な学問研究をすることをめざしたため，最初から自由主義的風潮が学苑を風靡してきたこと，また戦後の京都が，府政も市政もともに革新陣営に支配されていることが，学問へも反影して，学生運動を熾烈化する一因となっている，と説明した。西独でも社会民主党(SPD)の優勢な州と保守的傾向の強いキリスト教民主同盟(CDU)の優勢な州の大学においては学生運動の強弱があることを知っている学長団は，京大側からの説明を一応理解したようである（なお西独の学生運動については，前掲「西ドイツの大学事情」参照）。

② 次は大学の財政的基礎についての質問があったが，大体名古屋大学と同じ答をしたのである

が、一切の費用が文部省に依存するとなると、京都大学のいう自由主義的立場と大学の自治との関係がどうなるのか、西独学長団には理解しがたいものと考えられたようである。(西独の大学の財政基礎については、前掲『西ドイツの大学事情』参照)。

③ 学長レセプションにおける主たる話題は、日独両国間の学術・文化の交流を一層促進される方法について、それぞれの大学の努力のみでなく、もっと高い次元で考慮する必要があるということであった。

④ なお京都において一行は、修学院離宮、桂離宮、西本願寺等を参観し、裏千家で茶会が催された。

奈良教育大学での対談

10月10日午前10時過ぎ一行は奈良大学へ到着した。はじめ学長室で、学長一人と代表団とが会い、学長から奈良でのスケジュールを説明し、代表団一人一人に色紙とボールペンを手渡し、来日して今日まで得られた印象または人生観、世界観を書いて頂くよう要請した。

ついで別の会議室に移り、大学からは必要と思われる教官職員十数名が出席して、質疑応答に入った。但し、具体的な質疑応答に入る前に学長から、1973年われわれ日本の学長団6名が滞独中即ち5月29日に、西独の憲法裁判所(日本の最高裁判所に匹敵する)が、教授の推薦、研究・教育にかかわる問題を定める場合、その推薦会、委員会の構成には大学教官が過半数であるべきことという判決を下したが、この判決は、現在の西独の各大学の管理運営の様式に全く反していると考えるが、その後各大学ではこの判決にしたがって変更が行われたか、という質問をした。これに対して西独学長の方から、西独の大学は各州の大学立法にしたがっているのであり、したがって憲法裁判所の判決と州法との調整がまず必要で、それには数年を要するであろう、という答えがあった。あらためて西独における、州のもつ文化主権 Kulturhoheit の強靱なことを確認させられた。(西独の大学立法、管理運営については、前掲『西ドイツの大学事情』参照)。

ついで大学側から英文の概要を配布し、これにもとづいて

- (1) 奈良教育大学の運営組織、教職員、学生数等について説明し、
- (2) 教員養成大学の特色として、学部構成が課程別によっていること、カリキュラムの上で、西独の教育大学とは異なって、「教育実習」を在学期間中(3回生)に実施していること、専門教育に関する科目(教職科目)を豊富に組み込んでいることを説明した。
- (3) 質疑応答

質問 日本における教員の免許制度について知りたい。

答 日本においては、初等中等教育に携わる教員の養成は大学で行っており、教員の資格は、免許状をもつことが必要条件になっている。

免許状の授与権者は都道府県の教育委員会であり、交付を受けた免許状は、他の都道府県においても有効である。

なお教員の採用にあたっては、都道府県がそれぞれ採用試験を実施している。

質問 教員給与の実情について聞きたい。

答 いわゆる給与ベースの上では、教員の給与は他の公務員より優遇措置が講じられており、とくに義務教育の教員については、優秀な人材を確保するため、既に約10%の増額措置がとられている。しかしながら、日本の場合、都道府県の間にアンバランスが生じており、また学校種別（たとえば小学校と高等学校の教員）による給与ベース（基本給）の差については、高等学校が若干高くなっている。

質問 教育内容の基準をどのように保っているか。

答 教員の人事、給与については都道府県の独自性が認められているが、教育内容の基準に統一性を確保するため、初等中等教育の各学校種別ごとに、国が基準（学習指導要領）を示すとともに、教科書は文部大臣が検定したものを使用している。

なお10日夜の学長主催のレセプションには、和歌山大学と、奈良女子大学の学長も出席して、自由な会話がかわされた。

また日本古代の文化を見学し、その理解を深めてもらうため、10日午後と11日に、法隆寺、薬師寺、東大寺、春日神社、その他適当と考えられる神社・仏閣に案内した。この際、奈良教育大学が予め作成したドイツ語の説明をつづった小冊子を一行に配布して理解の便に供した。また西独学長団の希望にしたがい、典型的な農家に案内し、日本の農民生活の一面を見せたが、一行は家の中に仏壇と神棚が併存していることに非常な興味を示した。

最後に付言しておきたいことは、京都、奈良の日程中、京都の日独文化会館々長C・ケンプ博士が行をともにして種々な協力をおしまれなかったことである。深く感謝したい。

大阪大学での対談

10月12日西独学長団一行は大阪に向い、昼食後大阪大学を訪問した。まず大阪大学長から大阪大学の学部・研究所の構成、大学院における研究・教育の実情を説明、さらに阪大学長から西独における大学の実情についての質問があり、西独学長側からの答弁があった。既に東大、名大、京大等の総合大学で日本の大学について見聞を重ねてきただけに、西独学長団一行は阪大での説明を十分理解したようであった。夜の大阪大学長主催のレセプションには、神戸大学、大阪教育大学、大阪外国語大学の各学長が出席して、なごやかな懇談が行われた。

12日の午後、学長との懇談の後には、来日学長のそれぞれと、専門分野の同じ、または近い阪大教官が1対1の個別的な意見を交換し、文字通りの学術交流をはかった。その際、数学教官との対談の中で、①来日学長と専門分野を等しくする日本人学者とより多く学問的接触する機会がほしかった。②大阪の下町などを自由散策する時間を得て、日本人の具体的な生活文化を見学する機会がほしかった、という希望が述べられたが、国大協として将来考慮すべきことであろう。

大分大学での対談

10月13日一行は空路大分に入り、大分大学と新日本製鉄大分製鉄所を訪問・見学した。

大学では次のような点について質疑応答が行われた。①西独の大学が殆どすべて州立であるため、州政府と大学との関係が深い（その実情については、前掲『西ドイツの大学事情』参照）。これに対して、日本の国立大学、例えば大分大学と県との関係がどのようなものであるか、との質問をうけ、大分大

学から適当に答えた。

けだし、国立大学といっても、教員養成を主目標とする教育大学・学部が教育実習を円滑に行うため、都道府県の教育委員会と緊密な連絡をとる必要があるのに対し、他の諸大学が必ずしも地方自治体と常時接触を要しないことと区別すべきであろう。②西独の大学には大学院制度がないのに対し、日本の大学の多くは大学院を設置している。このため西独学長は大学院制度とその充実について意見を求め、大分大学側からの意見の陳述が行われた。③新日鉄を見学した際、いわゆる産学協同について質疑応答が行われた。その他一行は日本食に興味をもち、フグのさしみをよるこんで食って30分位たったのち、時計を見ながら「大丈夫らしいと」胸なでおろすユーモラスなしぐさを示し、また別府・阿蘇のホテルではジャングル温泉や大浴場に入浴して、西独では味えない、くつろいだ時間を楽しんだ。

九州芸術工科大学での対談

10月15日午後、学長・附属図書館長・学生部長その他若干の教員とともに約30分間、懇談が行われ、その後約1時間学内施設の視察が行われた。

対談の内容はほぼ次のようであった。

質問 この大学は日本一小さい大学といわれているが、敷地も広く、建物がゆったりしているのはなぜか。

答 本学は福岡教育大学が移転した跡地を引きつぎ、全面的な改築計画によって建設したため、まとまりがあるからである。

質問 本学の性格上、特別な入学試験を行っているか。

答 環境設計、工業設計および画像設計の各学科では、造形テストを行っている。

質問 造形テストは、どのようなところに着眼してテストをするのか。

答 本学では他の芸術・美術関係の大学で行われる芸術性を見るのではなく、「手仕事」をする意欲とか可能性とを重視している。

質問 音感の訓練はどのようにするのか。

答 音の強弱、高低、遠近など音響技術者が身につけるべき音に対する識別能力を訓練している。

質問 卒業生の就職状況はどうか。

答 卒業生はほとんど就職希望者で、建築業、製造業（出版・印刷）、サービス業等に進出し、これまで就職できなかったものはない。

九州大学での対談

15日夜、九州大学、九州芸術工科大学、西日本日独協会、九州フンボルト会の四者共催による歓迎レセプションには日本側からなおドイツ留学経験者を含めた約50名が出席し、自由な懇談が行われた。

16日西独学長団は九州大学を訪問し、約2時間、九州大学の他、福岡教育大学、九州工業大学、福岡女子大学の各学長と懇談した。日本側の各大学の学長から、それぞれの大学の特色、キャンパスの状況、学生数等について説明し、それにもとづいて質疑応答が行われた。また、他の大学でも話題と

なった大学の管理運営、学生参加、教授の選考方法等についても論ぜられた（西独大学における学生参加については、前掲『西ドイツの大学事情』参照）。

午後は高取焼窯元、博多人形の工房を見学した。

広島大学での対談

10月17日午後西独学長団は広島大学を訪問、約1時間半、学長、各学部長と懇談した。その後、4名の西独学長は、それぞれ自分の専門分野に関係のある工学部、医学部、理学部、政経学部を訪れ、学部教官と懇談した。

広島大学での懇談は、①広島大学が進めつつある改革と現状、②一般教育の改善と総合科学部のあり方、③大学院のあり方、④大学入試改善の方向などの他、他の大学でも問題となった⑦大学財政、④産学協同の実態、⑨大学と文部省との関係、⑩研究費の状況、⑪学生状況等、多方面にわたった。

18日に一行は再び広島大学を訪れ、学内を自由散歩の形で視察し、その後平和公園慰霊碑に参拝し、原爆資料館、宮島の見学を行った。

なお17日夜は学長・部局長と会食、18日は広島日独協会会員と会食したが、18日の午後には西独神戸総領事ロエル夫妻が来広して行を共にした。

10月19日には一行が東京に帰るのをまって、最後のお別れパーティの前に国大協側と総括的な話し合いをする予定であったが、交通機関を使用する上で手ちがいが起り、一行の東京着が遅れたため、遂に予定の話し合いを行うことができなかつたのは残念であった。

20日一行は3週間の日程を終えて無事帰国の途についた。この3週間の日本訪問を西独学長一人一人がどのように評価したかは知るよしもないが、東大、阪大で一行がもらしたように、かれらの眼には興味のある日本人の風習や文化現象を認めても車をとめて観察するいとまがなかつたこと、大学での対談も今少し実質のないし建設的な論議に時間を使用したかつたということは、今後同じような学長招待が行われる場合に国大協として留意すべき点と思われる。

今回の西独学長団一行の来日にあたって、列車、航空機、ホテル等の予約は日本交通公社に委ね、通訳嬢も同公社の世話によるものであったことを、将来への参考事項として記しておきたい。そして最後に一行の移動等に関する一切の雑務を、東大外事係の但馬事務官が、全行程に行を共にして引きうけられた。記して感謝の意を表したい。

（筆者 奈良教育大学長）

西ドイツ学長会議代表団日本訪問旅行報告書

西ドイツ学長会議の代表団は、1974年9月30日から10月20日まで、日本学術振興会と国立大学協会との招待に応じ、日本の12大学を訪問した。日本政府の惜しみない経済的援助のおかげで、国立大学協会の手に成るプログラムは、われわれに大学のみならず、日本の伝統や文化や、今日の生活に触れる機会をも与えてくれるものであった。そのおかげで、私は、私個人の体験を豊かにすることができたのみならず、教育制度を理解するために不可欠なものである、社会的な背景についての情報をも得ることができたわけで、特にその点に感謝していることを、まず最初に強調しておきたい。

日本の教育制度は複雑であり、したがってわれわれの知ることになった大学も私立の総合大学と国立の総合大学に分かれ、その国立大学のなかには旧帝国大学と新しい大学、さらにまた教育大学一校が含まれている。そしてまた、例えば九州で行われた関係者との会談では、女子大学や芸術工科大学というような他の大学の学長たちも出席されておられたし、学長の方々や、また専門分野での同僚である教授の方々との談合でも、個々の大学がそれぞれきわめて異った種類の問題を持っていることが示されたのである。日本の国立大学の状況は、少なくとも学生数という点でわれわれの大学と比較してみると、まさに羨望すべきものであった。日本におけるような恵まれた教授と学生の人数比（教授1名につき年間10名の進学者）は、西ドイツではすでに、いわゆる小専門学科つまり、天文学、アラビア学、エジプト学などのようなところしか見られなくなっているからである。私立総合大学の状況がこれと正反対であることは、こういった日本の教育体制の当然な結果として生じたものである。それ故また私は、東海大学のような私立大学が、財政的に、一千床をそなえた附属病院のある大きな医学部を建設できるという事実には、驚嘆せずにはいられなかった。われわれが訪問した二つの私立大学は、それぞれ附属学校（小・中・高等学校など）を持っており、しかもそれが大学とは異った地域にあるのであった。これらの附属学校の卒業生は、たとえ一般の入学試験とは違った形であれ、やはり当該大学の入学試験を受けなければならないのであり、これは特に説明の際に強調されたことであった。

日本側の関係者との話合いの間に、よく私は日本の大学制度に対する私の意見をたずねられた。しかし、ドイツ連邦共和国の状況と比較することは、少なくとも私の得ている情報の程度では、まだなし得ることではない。一方では歴史的な発展が全く異っているからであり、また他方では、入学許可に関するものがその一例であるが、法律的な条件が全く異っているからである。結論として評価すべきことの一つは、日本の国立大学では西ドイツに比べて、社会的に弱い貧しい層の子弟の就学率が高いという事実であろう。私が驚いたのはまた、国立大学で停年になった非常に多くの教授が、私立大学でふたたび教鞭をとっていることであった。日本では本来一般的に停年退職の時期がドイツよりも早いのが、有能な学者たちを比較的早い若い年齢で停年にするのは、私の目にはいかにも贅沢なこととして映った。こうした政策の帰結——私立大学がこのようにして名声のある教授たちを獲得する

ということ——が意図されたものであるのか、あるいはただ偶然の結果であるに過ぎないのかは、私の聞き知り得ぬところであった。他方、ほかならぬこうした教授たちの嘆いてきかせたのが、私立大学の学生の水準の低さについてである。しかし私はここで、あえてこのテーマについて、極めて一般的な言葉を述べておきたい。日本人は現在でもなお彼らの教育と彼らの経済的な繁栄のために、国民自らも若干の投資を行い、すべてを国ないし社会から要求することはしないという心がまえを持っているように見受けられるのであるが、これはヨーロッパのほとんどの先進国では、今日すでに見られない事態なのである。

この日本旅行の目的に従って、われわれは、大学制度についての情報を得ることと、大学に関する政策について討論することに、重点をおいていた。その際主要な点は、大学の機構と管理と財政問題であり、また目下西ドイツで再び激しい議論の対象となっている大学進学の問題であった。他の国々がこれについて持っている経験は、われわれにとって大きな関心のまとであったので、この問題を到着そうそう文部省の担当者の方々と話し合うことができたのは大変ありがたいことであった。ほかならぬこの問題との関連で、私にとって極めて重要に思えるのは、日独両国ともに大学の学生収容数が限られているにもかかわらず、いかにして外国人学生の進学の道を保障すべきであるか、という点である。

学問的な協同作業という点では、私は日独両国の学者の関係は極めて良好であるという印象をうけた。こうした関係の全体の大きさは、日本を訪れてはじめてははっきり認識し得たのである。というのも、ほとんどの大学でもわれわれは、ドイツで学んだか、あるいは学問的な仕事をした体験のある数多くの教授たちに出会ったからである。そして九州大学に迎えられた際には、かつてのフンボルト財団留学生の一同と面談することができ、思いがけぬ喜びを味わったのであった。

大学附属病院や自然科学系の実験室を訪問してわれわれが確認したのは、最高の設備をととのえている場合でも、空間的な条件は、西ドイツに比べ、いや少なくとも西ドイツの新しい建物に比べて、はるかに貧弱であるという点だった。また私にとっては、奈良教育大学を訪れて、そこの教授たちと教員の養成及び給与問題について討論できたことは、大変意義あることであった。特に私の興味をひいたのは、さまざまな種類の学校経営者があり、そのためにまたさまざまな給与体系があるという事実、さらにまた、教員不足の結果として、私立大学で学んだだけでも、二級の免許を受けられるという事実などである。

日本の大学における教養課程のありかたは、むしろギムナージウムの教育の継続であり、われわれの大学では見られないものである。アメリカから移入されたこの教育組織は、学生たちの水準を均一化するという長所を持つてはいるが、しかし私の意見によれば、本来の専門教育が二年間というのは、少し短かすぎるように思われる。教授と学生の数の比率も、教養課程でははるかに不利な状態にあり、従ってまた、教養課程を受持つ教授たちの研究条件も、不利なものとなっている。こうした面から見て私は、広島大学の教養部改革案と、学際研究の改善のための各種の考慮とに、特に関心を抱かされたのであった。この広島大学が戦禍によって新しい立直りを強いられながら、かえってそこから新しい道を探ろうとしている姿には、深い感銘を受けざるを得なかった。そしてまた、われわれ全

員がもっとも深い感銘を受けたのは、広島原爆記念碑を訪れたときであった。特に忘れられないのは、慰霊碑の上に——悲壮な身ぶりも人をそしることもなしに——ただ簡素な一言で表現されている、その人間的な偉大さである。

今回の大学訪問は、日本の文化と日本人の生活という広汎な文化的プログラムの中に組み込まれたものであった。このプログラムがいかにか愛情のこもった熟慮を重ねてわれわれのために作られたものであるかということは、そのさまざまな細部にも遺憾なく示されていた。交通機関は地勢や風景に応じて選択されていたし、食事のメニューの組立てかたにも細心の心づかいが示されており、さらにはまた、西本願寺を訪れて、御門主のお招きにもあずかることができたのである。こうした招待者側の心づかいのおかげで、われわれは通常ならば外国人どころか、恐らく一般の日本人さえも得られないであろうような、貴重な体験をすることができた。結果としてわれわれは、伝統を現代性とむすびつける日本国民のすぐれた能力を眼のあたりに見て、讚嘆の念を禁じ得なかったのである。

このような手厚いもてなしをしてくださり、腹藏のない対話にいつまでも喜んで応じてくださったことに対して、われわれは日本学術振興会と国立大学協会、ならびにわれわれを迎えてくださった各大学に、衷心から御礼の言葉を申し述べたい。

われわれはまた、但馬氏と長沼嬢という二人の同行者をわれわれにおつけくださったことに対しても、心から御礼を申し上げたい。このお二人のおかげで、われわれはあらゆる技術的な問題や言葉の上の問題に、わずらわされずにすんだのである。

そして最後になお私は、われわれの同伴家族三名が、この日本旅行に同行することを許されたばかりでなく、寛大にも各地でのプログラムに参加させていただくことができ、彼らとしても多くの忘れ難い体験を得られたことに対して、心から感謝の言葉を申し述べておきたい。

団 長 イルゼ・クーネルト

代表参加者

イルゼ・クーネルト教授

西ドイツ学長会議副会長、テュービンゲン大学副学長

エルンスト・ヘンツェ教授 ブラウンシュヴァイク工科大学前学長

ヴォルフ・イッセルハルト教授 ケルン大学学長

エアハルト・カンツェンバッハ教授 フランクフルト大学学長

フーベルト・ニーダーレンダー教授 ハイデルベルク大学学長

ベルンハルト・ザン教授 アーヘン工科大学学長

訪問先大学

東京大学

東京工業大学

慶応義塾大学

東海大学

名古屋大学

京都大学
奈良教育大学
大阪大学
大分大学
九州大学
九州芸術工科大学
広島大学

(訳 辻 理 東大教授)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和50年1月9日(木) 13.00~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

岡本, 相磯各副会長

丹羽, 白淵, 加藤, 石原, 川上, 大山,

都留, 清水, 桜場, 芦田, 小島, 山岡,

池田, 外山各理事

谷田(第2), 広根(第3), 後藤(第

5) 各常置委員会委員長

博田, 戸田各監事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のとおり挨拶があった。

新年早々にお集まり頂き恐縮であるが、今年もよろしく願いたい。本日の主要な議題は国立大学の授業料等の値上げに関する問題であり、これについてこれまでの経過をご報告するとともに、この問題にどう対処するかについてご協議をお願いしたい。

以上の挨拶に続いて学長交代に伴う新理事岳中熊本大学長の紹介があったのち、事務局より配付資料の説明があり、前回(49.11.13)および前々回(49.10.31)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議 事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 試験問題実地研究について

本年度入試改善の重要研究項目である試験問題実地研究については、去る11月23日同24日に

実施され、各地区実施委員会始め関係者のご協力により無事終了した。詳細はあとで加藤委員長からご報告をお願いしたい。

(2) 日教組との会見について

本年度補正予算、来年度予算、定員削減等に関し、日教組大学部より会談の申し入れがあり、去る11月26日都留第6常置委員長が会見されたので、後刻ご報告をお願いしたい。

(3) 第21回特別会計制度協議会について

去る12月20日文部省からの申し出により、第21回特別会計制度協議会を開催し、昭和49年度補正予算の問題、第3次定員削減の問題、昭和50年度予算案についての大蔵省との折衝の状況等について文部省から説明をきき意見交換を行った。

(4) 文部大臣との懇談会について

去る12月24日永井文部大臣の新任に当たり、前例により大臣を初め山崎、岩間兩次官、井内、木田、今村各局長と会長、両副会長、第1第2、第6各常置委員会委員長、川上理事等が当面の大学問題について種々懇談を行った。その際、偶々同日朝の新聞紙上に来年度予算編成に関連して国立大学授業料の増額が検討されている旨の記事が報道されていたので、この問題について種々意見交換を行い、国立大学協会側としては国立大学の授業料値上げについては、政府においてもとくに慎重に対処されたい旨を要望し、また現段階においては値上げは適当でない旨を述べ、その善処方について配慮されるよう強く要望した。

(5) 自民党文教部会長との会見について

12月24日夜文部大臣との懇談会終了後、出席

大学長において協議の結果自民党文教部会に對し緊急に要望する必要が認められたので、去る12月26日自民党西岡文教部会長と会長、両副会長、第6常置委員長が面談し、国立大学の運営と授業料との関係、私立学校と国立学校との関係その他諸般の情勢等について意見交換を行い、この際国立大学の授業料値上げを見合わせられたい旨を強く要望した。

以上のことについては各大学長に対し本協会事務局長より取り敢えず事務連絡を行ったが、授業料の問題について至急に何等かの手をうつ必要が認められ、かつ年末を控え理事会を開催する余日もなかったので、取り急ぎ以上の措置を行った次第であり、改めてご報告して追認をお願いしたい。なお、この問題については、その後去る12月28日経済閣僚会議が開かれ、公共料金の値上げについてその取扱いが決定されたが、その際授業料については現状のまま来年度は据え置く方針が示されたかに伝えられ、なお、その後の推移を見守っていたところ、去る1月4日の内示で今回はとり止めることが確定したが、50年度からは入学料、検定料等についての値上げの案が示された。

そこで文部省とも協議し、去る1月6日私は差支えのため欠席したが、岡本、相磯両副会長、都留第6常置委員長、川上理事、谷田第2常置委員長にご参集願ひ、文部当局から50年度予算の内示の概要について中間報告をきくとともに種々意見交換を行った。さらにその後国大協側において協議の結果、翌1月7日相磯副会長ならびに谷田学長が岩間事務次官ならびに井内大学局長と面談し、改めてこの問題についての国立大学側の意見を縷々申し述べて文部省側の善処方を強く要望した。

本日はこれら50年度予算案等についてご協議

を願うことが主題であるので、後刻協議の際両副会長、第6常置委員長、谷田、川上両学長からさらに詳細なご報告を願ひ、理事会としてのご意見を伺いたいと考えている。

(6) 事務局長の交代について

先般の理事会の際のご協議ならびにその後書面をもってご了承をお願いしたように、去る12月31日付をもって鶴田事務局長が退任し、1月1日付丁子事務局次長が後任の事務局長に昇任したのでよろしくご了承をお願いする。

なお、継続中の仕事の関係もあり、鶴田事務局長には、当分の間非常勤の嘱託を委嘱して事務に遺漏のないようにしたい考えである。

以上をもって会務報告を終り、続いて協議に移った。

II 協 議

(1) 授業料その他学費の値上げについて

会長より、このことにつきまず両副会長、第6常置委員長ならびにその他の方々からこの問題の折衝の経過についてご報告をお願いしたい、と述べられ、まず都留第6常置委員長より次のとおり述べられた。

去る1月6日午後3時から50年度予算の内示の概要について文部省より中間報告をきき種々意見交換を行った。その時の文部省側の説明によると、歳入関係では、授業料値上げは50年度は見送られたが、入学料、検定料については50年度より増額され、入学料は現行の12,000円が50,000円に、検定料は現行の5,000円が7,500円になるとのことであった。—この入学料の値上げ幅は4倍以上の大幅なものであり、現在国立と私立の入学料の比率がほぼ6:1であるのが、50年度には2:1以下となることになる。—そして、この入学料と検定料の増額による歳入の増収は約45億4千万円で、それに学年進

行による授業料増収約20億円を合わせると約65億4千万円の歳入増となるとのことである。これに対し歳出面では、いわゆる「当り校費」(積算校費)がこの内示段階では次のように増額される見通しとのことである。すなわち、教官当積算校費は一律10%増、学生当積算校費は博士課程20%増、修士課程12%増、その他は10%増ということで、これによる歳出増は約69億円で、先程の歳入増65億4千万円にほぼ見合う額となっている。しかし、50年度においては新たに補完的経費(燃料費、清掃費、図書館維持費等の経常的経費)を増額し、これに約28億円を計上しているため、校費の増額は約98億円程度となるとのことである。そのほか50年度予算について共通第一次試験の調査研究費や入学者選抜方法研究委員会経費のことについての報告があった。

以上の文部省側の説明に対し、国大協側としては「当り校費」が来年度若干増額されたとはいえ、最近の異常な物価高騰もあり、この「当り校費」が実質的に48年度実績を下回らないよう配慮されたい旨を要請した。それと、入学科を現段階で値上げすることは、修士課程の入学者選考時(昨年9月頃)に既に現行の金額で受験者に明示している関係もあり、適切な措置でない旨の提言をした。大体以上が1月6日の文部省との協議の概要である。

ついで相磯副会長よりその後の経過について次のように述べられた。

只今の説明のような経過で6日の文部省との協議を終ったが、その後の状況について経過報告をしたい。6日の日には文部省の方は予算案内示の中間報告をし国大協側の了承をとりつけて復活折衝に臨むという態度であったが、その時の説明を国大協側がそのまま了解したように

取られても困るので、学費値上げ問題については何らかの意思表示をした方がよいのではないかということになり、当日の会議終了後このことについて内輪で協議した。その結果、入学科、検定料等の改定に対してこれを取り止めるよう求める要望書を出そうという方向となったが、その旨を大学局長に連絡したところ、大学局長は現在は予算折衝で微妙な段階にあるので国大協側の意向は文部省側に口頭で伝えて貰い、文部省としてはその旨を含んで大蔵省との折衝に臨むことにしたい、との意向を示された。それで翌7日に私と谷田学長の2人が文部省を訪ね、岩間事務次官と井内大学局長に会見し、要望書の内容を伝えて文部省側の意見をただした。その際、授業料の51年度からの値上げのことについては、国大協としては了承していないと話したところ、文部省側は、文部省としてはそのことを了解してはおらず時間をかけて検討する態度でいるということであった。6日以後の状況は概略以上のようなことであった。

このあと岡本副会長よりこれに関連して次のような意見を述べられた。

只今の報告のように今回の学費の値上げ問題は突如として出てきた。学費の問題は大学や学生に深い関係があるので、これの改定については現場をあずかっている学長の意見をきくべきである。それなのに、これの決定について学長が意見を述べる正式の段階がないのは問題がある。

ついで会長より、今回の学費値上げのことについての文部省と大蔵省との折衝の経緯について補足説明があり、このような情勢の下で国大協としてどう対処すべきかが諮られた。

これについて概ね次のような意見交換があった。

- 大学の事務局長の間では、入学料を値上げすることは止むを得ないとしても、その値上げ分を4月以降に徴収するような形になることは困るということで、事務官の代表がその旨を文部省に申し入れたそうである。それで、国大協でもその点について相談してほしいとの話があったので、そのことも検討してみてもどうか。
- 予算案は大体今年度内に成立するのではないか、そうなれば今の話は問題はない。なお、先程の入学料の増額のことであるが、今回の値上げは4.2倍の増額であり、金額にして38,000円もの増額である。入学料の理論的根拠は一般には登録手数料ということになっているが（授業料は営造物使用料といわれている）、そうなると今回の4.2倍という大幅増額をどう説明したらよいか。それに、もともと学費の増額による歳入の増収は大した額ではない。また、今回の値上げの主要な理由とされている私立大学との格差論もこれまでの経過に基づく統計からは成り立たない。特に入学料については昭和31年度を100とすると今回の値上げによって国立は50倍、私立は9.8倍ということになり、これでは学生を納得させる説明はできない。それで、何を根拠にこのような大幅な増額をしたかについて文部省に尋ねたが、はっきりした回答はきけなかった。また、国立学校の運営費についてみると、昭和47年度を100とすると50年度は125（講座制の場合）であるが、その間の物価上昇が60%であるので、実質的には47年度より低下している。このように運営費を低下させておきながら入学料を4.2倍にも上げるのは納得できないということも文部省に話した。それと、前回の授業料の値上げは47年度であ

り、その時の学生はまだ学年進行で在学中であるのに、そのような時期にまた続いて値上げすることは適当でないことも話した。昨年度の余剰財源が1兆円もあるのに歳入増収を国立大学にかぶせるのは納得できない話である。以上のような事情があるが、この段階で国大協としてどう発言するかをこの機会に考えておきたいと思う。

- 常識として私立大学との均衡ということが通用しても、大学の現場においてはそれでは説明にならない。一般的に物価騰貴で父兄も経済的に困っている時に、45億円程度の財源確保のために入学料等を上げるのは理解しにくい。しかし、そういう意見を述べる機会がない。大学内での信頼関係を確立するために、こういうような一方的なやり方は考え直して貰わなければならない。
- 入学料等を上げる理論的根拠をはっきりして貰いたいというのがわれわれの要求である。先程の話でははっきりした根拠がないとのことであるがそれでは困る。
- 政府与党側の考えは私立大学との均衡論が強い。現在私立大学の学生数は約150万人であるのに対し国立大学の学生数は約30万人で、大多数の学生を擁している私立大学に比し国立大学の学費が大幅に低いのは社会的にみて公正を欠くというのが値上げの主要な論拠とされている。
- 理論的な裏づけができないので急に上げることは困るということを文部省に対していった。入学料とは何かということもはっきりしていない。文部省はどこまでこのことを理解しているのだろうか。
- 私立大学との格差論は、私立と国立の両者が同じ負担をするという理論があれば通る

が、国立大学はその運営費の2～3%を学費で賄うという方針でやってきており、私立大学とは事情が違う（国立大学運営費と授業料収入額との比率は46年度2.0%、49年度3.1%）。更に国立と私立との授業料の倍率については、37年度は4.9倍、46年度は7.6倍、現在は3.7倍ということで、倍率は縮ってきている。特に入学料は手数料であり、それを一挙に4.2倍にするということは理論的根拠がない。これを一般の公共料金と比較してもこれは異常な上げ幅といわざるを得ない。すなわち、46年度の指数を100とした場合49年度の一般の公共料金はおしなべて500以下（電話料140、はがき200）であるのに、今回の入学料の場合は実に1,000以上になる。以上のような公共料金との比較、国立学校運営費との比率等から考えて、授業料等の値上げはこれらの性格を質的に新しい考えにしないと成り立たないと思われる。

- 大蔵省筋の考えでは、私立大学との均衡、私立助成の立場から国立大学の学費を徐々に私立に接近させる方向にあるようである。先程あった話のように大学生の80%は私立大学に属している実情からも高等教育のあり方を考え直すということのようであるが、もし私立大学を助成し国立を私立に接近させるということなら、従来考えられていた「国立大学の特殊性」をそのまま認め、今後もこれを維持してゆくべきかどうかということが重大な問題となる。
- 私立大学に対しても国が面倒をみるという方向は致し方ないとしても、国立を私立に極端に近づけると国立の特殊性はなくなることになる。

ここで会長より、この入学料等の値上げの

問題について、いかなる時期にどのようなことをやったらよいか、と諮られ、これについて次のような意見が述べられた。

- 物価騰貴の関係で値上げするのは止むを得ないと思われるが、それにしても節度が必要である。前回値上げの時（47年度）の学生が学年進行中である間は改定を待つとかの配慮が必要である。特に国立大学が一番困るのは教官当積算校費の問題で、文部省は来年度予算として35%増要求したのに結果は10%増ということになった。積算校費は3年経って125にしか伸びていない。しかも、臨時職員手当がこの校費を食っている。この窮状を何とかしてほしいということは国大協として堂々と主張してよいと思う。もし、この要求をするとすればその機会は今晚しかない。当り校費の実質を48年度或いは47年度並にすることが当面やるべきことである。あとの問題は時間をかけて検討することにすればよい。
- 入学料改定について要望書を出すことは来年度予算折衝上好ましくないということか。
- これまでの文部省と大蔵省との予算折衝の過程からの配慮と思われる。
- 先程述べた基準的経費の実質的水準確保の要望のほかに、文部省が今計画している5つの医科大学の新設を緊急措置として1年待つて貰うことを要望してはどうか。これは予算面のみからでなく人的な面からもそうした方がよいと思われる。そうすれば文部省予算も楽になり、既設大学の設備関係の充実も促進されることになる。
- 随かに医科大学の新設は予算面、人的な面で影響が大きい。学年進行分だけでも大変である。今そう急いで沢山つくる必要はない。

○ この問題について国大協として正式に意見を述べるとすれば、それは私立医大の種々の問題点の観点からということになる。予算が苦しいから医大関係のものを押えて既設大学の方に回せということは国大協の立場としてはおかしいのではないか。

○ そうではなく医大の教官の補充ができないということである。

○ 仲々むずかしい問題である。大学全体の新設を控えるというなら兎も角、医科大学だけを名指していることは専門的にすぎてむずかしい。国大協としては総定員法が変るまで大学新設を控えるべきである、という方が偏らない意見と思われる。

○ 47年度以降の国立学校の運営費の伸びが25%であるということは数字的にも明瞭な事実であるので、これを何とか引上げることを強力に押すことにしてはどうか。

○ 入学金、検定料の改定を簡単に考えられては困る。これらの問題は前以て相談するようにして貰う必要がある。

○ 根拠のないことを押しつけられるのは困る。

○ 協議の余地を与えないようなやり方は困る。将来のこともあり、事前に相談するように考え直して貰うことを要求したい。

概ね以上のような意見交換ののち、会長より次のとおり述べられた。

この会議終了後私と両副会長が文部省に行き、本日の協議の雰囲気伝えるとともに、

- ① 今回の入学金の値上げは遺憾であること、
 - ② 大学の基準経費の増額を配慮してほしいこと、
- の2点を提言することにしたい。

(2) 委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」についての検討は目下まとめの作業に入っており、近日中に完了する予定である。次に、明日委員会が開催されるが、これは文部省からの要請に基づくもので、大学院制度の整備について主として「独立大学院制度の創設」の問題を協議するものである。大学院制度の改善については、昨年6月大学院設置基準が制定されたが、これにはなお残されている問題があるので、文部省では今回「独立大学院制度の創設」、「後期3年のみの博士課程の設置」等法改正を要する事項についてその試案を作成した。それで、これの内容を説明し意見を求めたいというのが文部省側の趣旨である。そのような事情だが、昨年3月の大学設置審議会の答申に対応するための審議なら純粋な制度的なことで本委員会の責任で処理して差支えないと思うが、この独立大学院制度の問題には教育系大学院大学や技術科学大学院の問題がその背後にあるようである。そうすると本委員会の独自の判断だけで処理してよいかの問題があり、その点についての指示を得たい。この問題に関係する委員会としては第2研究部会、教員養成制度特別委員会等がある。

以上の提言について、教育系大学院大学や技術科学大学院などのことを考えると改革問題につながり大学運営協議会の研究部会との関係も生じてくるが、制度的問題の基準化に関することであれば第1常置委員会の責任の範囲で処理して差支えないとの了解となった。

2) 第4常置委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

学生の正課中における災害事故対策の問題について、昨年12月の押し迫った時期に文部省が関係者（国立大学、公立大学、私立大学、短大、学校安全会、日本損害保険協会等の関係者）を集めて調査研究会を開いた。その際の協議で本年2月までの審議予定を定め、3月までにこの対策実現の具体案をまとめることが決められた。当日の会合には国大協から私と宮田委員が出席したが、その日は上述のようなことを論議しただけで内容の具体的検討には入らなかった。

3) 第6常置委員会

都留委員長より次のとおり報告があった。

去る11月26日に日教組大学部の副島副部长以下10数名と会見し、幾つかの要望事項をきいた。その中には時間的経過で今報告する必要のない事柄もあるが、2、3参考になる点をご報告したい。

① 短大の設置基準が制定されるが、この案では基準を全体的に引下げている点に問題があること

② 共通第一次試験の審議機関として教職員組合代表を含めた民間的な審議会を設置してほしいこと

③ 事務系職員の待遇改善について、女子職員を男子職員と平等に扱い古参の女子職員を「主任」級に昇進させ行一の6等級から5等級にわたらせるよう配慮してほしいこと、などの要望等があった。そのほかは例年のような賃金問題、定員問題、予算問題等のことであった。

3) 入試改善実施方法等調査専門委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

昨年11月23～24日の両日、共通第一次試験

の調査研究の一環として試験問題実地研究を行い、関係各大学のご協力のお蔭で無事終了した。この実地研究に関して、前々回（49.10.31）の理事会ではこれの実施については新聞発表は行わず11月の総会終了後の記者会見の機会に紹介するという了承を得た。ところが、その後報道機関よりこのことを報道したいとの強い折衝があったため、岡本入試改善調査委員会委員長および会長とも相談して了承を得、事前に報道機関と折衝をもち、その結果、実地研究に関する新聞記事が報道されたが、それによる支障は生じなかった。なお、この実地研究に使用した試験問題については2日目の試験終了後にこれを渡すとともに記者会見を行った。また、各大学にも同時にこれを送付した。この試験問題の内容に関しては、その後の新聞記事等によると概して評判はよかったようである。今回の実地研究の受験出席率は地区によって異なるが、全国平均では71%程度であった。この解答の集計は昨年内に完了し、目下その成績結果の検討を行っている。なお、本専門委員会としては来る1月16日から18日にかけての3日間、実施方法等に関する本年度の調査研究結果をまとめる予定にしている。

以上今回の試験問題実地研究に関して概略ご報告したが、世間の一部には、この実地研究を大学において実施したことからこのまま共通第一次試験が本格的に実施に移るのではないかとの印象もあるようなので、報道関係に対しては機会あるごとにこの入試改善調査研究は委員会がやっている仕事であって大学自体の仕事ではないことを説明している。この点ご了承おききたい。

4) 第1研究部会

芦田部会長より次のとおり報告があった。
第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の検討については1月中にもう一度会合を開いてまとめあげるつもりである。

(3) その他

1) 特別委員会委員の交代について

会長より、学長の交代に伴い特別委員会委員の交代を資料6のとおり選任してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

2) 委員会の担当事項等について

委員会の担当事項等について意見を徴し協議する予定であったが、時間の関係で次回に譲ることにした。

3) 鶴田前事務局長の記念品代募金について

会長より、鶴田前事務局長の退任に伴う記念品代募金を別紙趣意書の要領で行ないたい旨の説明とともに、退任後も暫らくの間囑託として本協会の事務運営に協力して貰うこととした旨が述べられた。

ついで丁子事務局長より、この記念品代募金要領は会長、両副会長、常務理事の了承を得て作成されたものであり、このことは前例とはしないという了解となっている旨の説明があり、この募金実施の件を了承した。

最後に戸田監事より、来る2月15日をもって学長任期が満了し退任することになったが、在任中種々ご厚情に与ったことを感謝すると退任の挨拶があり、これに対し会長より、種々ご協力を頂いたことを感謝するとの謝辞が述べられた。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和50年2月27日(木) 13.30~17.00
場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

相磯副会長

丹羽(代小暮), 白淵, 石原, 川上, 都留, 清水, 桜場, 釜洞, 井上, 小島, 池田各理事

谷田(第2), 後藤(第5)各常置委員会委員長

博田, 須田各監事

林会長主宰のもとに開会。

会長より開会の挨拶に続いて丹羽理事(北海道大学長)の代理として出席された小暮学生部長の紹介および今般新たに監事に就任された須田神戸大学長の紹介があった。

前回(1月9日)の議事要録の朗読は省略した。

ついで事務局より配付資料の説明が行なわれたのち議事に入った。

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 昭和50年度予算案に関連する要望について

去る1月9日前回の理事会終了後、同日の理事会の意向に従い会長、副会長が文部事務次官ならびに大学局長に面談し、入学料の大幅増額は遺憾であること、特別会計予算の積算校費が物価騰貴のため実質的低下にならぬよう引上げに努力せられたいこと等を申し入れ、かつ理事会の論議の状況を伝えて文部当局に対し一層の善処方を要望した。

なおこのことは事務連絡としてその節事務局長から各大学へ報告した。

(2) 第22回特別会計制度協議会について

去る1月21日文部省側の要請により、第22回特別会計制度協議会を開催し、昭和50年度予算案について文部省側より詳細な説明をきき、意

見交換を行った。

(3) 第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」に対する関係委員会の審議について

昨年6月の理事会の際第6常置委員長から、同委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告(案)」のうち制度関係の問題については、関係委員会等の審議をお願いしたい旨の要望があったが、その後これを承けて第1常置委員会、大学運営協議会第1、第2研究部会において検討され、このほど会長宛それぞれ報告があったので、去る2月5日これを第6常置委員長に送付した。各委員会等の報告の内容は「資料12」とおりである。

以上の会務報告のうち学費値上げの問題について次のような質疑応答や意見交換が行われた。

- 1月9日の前回理事会終了後、学費値上げ問題について会長、副会長が文部省を訪れて事務次官、大学局長等に面談されたが、文部省側はどのような態度であったか。
- 文部省側は丁度予算折衝の最中で余り時間の余裕がなかったが、今回の入学料の大幅値上げは遺憾である旨を伝えた。
- 学内では学費値上げに対する反対運動の動きがあるが、これに対処するためには今回の学費値上げが物価上昇の影響によるものか或いは教育行政上からの理由によるものかをはっきりさせる必要があると思う。
- 授業料値上げには反対し、文部省も努力してくれて据置きとなったが、その後新たに出来た入学料の値上げは防ぎきれなかった。
- これまでの折衝の過程で文部省に対し入学料とは何かということの見解を求めたが明確

な回答が得られなかった。そのようなことで今回の入学料値上げについてこれが安いとか高いかその上げ幅の議論をする材料に乏しかった。ただ、今回の値上げの倍率は高すぎると思う。

- 昨年暮の文部大臣との会合や自民党文教部会長との折衝の時は授業料の問題が主であった。入学料の問題は今年になって大蔵省の予算原案内示の段階で急に出てきた。
- 入学料の問題に関しては、昨年秋に選考を終えた50年度大学院入学者に対しては現行料金で知らせているので、これらの者に対しては値上げを1年間延期するよう運用面で配慮してほしい旨文部省に申し入れた。しかし、口頭だけの申し入れでは証拠が残らない。それで、先月31日の大学設置審議会の折に両副会長と会ったのでこの入学料値上げのことに相談し、今回の入学料4.2倍の値上げは遺憾であり、特に前述の大学院入学者の場合は1年間値上げ延期すべきであると考えられるので、これを文書で要望してはどうかとの話となった。そのあと、このことを会長に相談したが、会長は、文書は出さない方がよいとのことで、このことは結局口頭でのやりとりに終わった。このような授業料や入学料等の学費の問題については屢々関係当局との折衝が行われたわけであるが、文書の形としては出されていない。

なお、この学費値上げの問題については去る2月15日の第6常置委員会でも審議されたのでその状況についてご報告したい。当日の委員会での論議では、50年度政府予算案は目下国会で審議中であるが、①入学料が48年度の値上げに続き中2年置いただけでまた4.2倍もの大幅値上げをするということは極めて

遺憾であり、また⑤0年度大学院入学者については昨年秋の選考時に現行の入学料で知らされている関係から、これらの入学者に対しては入学料の値上げの適用を1年間延期すべきが適当と思われるので、以上の2点について正式な要望を関係当局に提出した方がよいとの意向が大勢を占めた。そして、この要望書を提出することが、もし国大協の立場としては無理ならば第6常置委員長の名で要望したらどうかとの意見もあった。このことについては会長との相談が必要なので本日の理事会ご協議を願い、できれば責任ある委員会の立場として意思表示を行いたいと思う。現在は既に時期遅れの観があるが、ただ前述の大学院入学者の入学料値上げ1年延期の措置は必要なことと思われる。

以上の第6常置委員長からの提言に対し概ね次のような論議が交された。

- 50年度大学院入学者の入学料を50年度は値上げしないようにということは文部省とも折衝してみたが、このことについては単に省令だけでは適用除外の措置はとれず、予算の組み替えが必要となるとの話であった。そして予算組み替えということになると今の段階では大蔵省との関係上むずかしいということであった。
- 国大協としての意思表示をするのに大蔵省、文部省等の考え方を顧慮したら意思表示はできない。文部省の事務レベルでは予算組み替えをしないと適用除外の処置ができないというが、予算組み替えをしなくても運用面で処置できる筈である。文書で正式に申し入れができなかったことは残念に思う。
- 文部省の意向がどうこうということではなく、可能性の点から考えた。要望書を出して

国大協としての態度だけ示してみても実際に効力がなければ余り意味はない。学費問題については反対の理由をはっきりさせてから行動した方がよいと思う。

- 学費値上げについては社会情勢との関係があるが、今度の入学料値上げについては4.2倍という大幅値上げがいけないのか、それとも値上げすること自体がいけないのか。また、大学院生だけの適用除外だけを取り上げることでよいのか。
- 大学院生の場合は募集要項に入学料のことが明示されている。その要項の指示に従って応募し入学を決めたのだから、それは国家機関の契約行為である。今回の入学料値上げについては48年度の3倍値上げに続くもので、中2年置いて47年度に比べて12.5倍という異常な値上げである。そのような大幅な値上げは公共料金としては全く例がない。しかも、そのような学費値上げに対する見合う措置（奨学金の増額等）が全然考えられていない。このような事態に対して何もいわないと将来授業料が値上げされる場合に強い反対ができなくなる恐れがある。
- いま反対声明を出しても効果がないかもしれないが、しかし国大協として何らかの姿勢を示すことがよければ第6常置委員長に文案を作って貰って協議したらどうか。
- 将来授業料が上がる可能性が強いので国大協としてこれに対する見解を明らかにする必要がある。有力な反対意見を出すには腰を据えてやった方がよいと思う。
- 国大協の組織で行動するという事で防ぐべきだと思う。いま出すなら出す、出さないなら出さないということをここではっきり決めるべきである。

- 国大協が足並を揃えるということで対応している大学が多い。大学の共通問題として国大協の場で処理してほしいとの意見がある。その側面を考えることが大事である。
- 授業料問題については意思表示をしなければならぬが、今回の入学料の問題についてだけでも何らかの行動をとるかどうか。
- 今回の一連の学費値上げ問題については国大協が各方面に対してできるだけ折衝の努力をしたことは事務連絡を通して各大学とも承知している。文書として提出するのでなければ何もやらなかったこととなるというようなことにはならない。今の段階で声明を出しても実際の効果は期待できないのではないか。声明を出すことには社会的にどう効果を持つかということと学内鎮静化にどう役立つかの二つの面があるが、社会的効果については余り期待できないのみならず今頃文書を出すことは却っておかしな感じを与える。学内に及ぼす影響については各大学それぞれ事情が異なることと思う。
- 国会での予算審議はやっと分科委員会に入った段階なので今声明を出せばインパクトを与えることができる。大学院入学生の入学料値上げ1年延期のことは可能性はある。
- 国大協としては従来予算関係のことに關しては国会に予算案が送られるまでは声明等を出したが、国会に送られてからは公式の声明は出さぬ考えできた。授業料の問題に關しては今後繰り返し意思表示をすべきであるが、今回の入学料の問題については既に国会で予算案を審議中であるので、今ここで政府案に反対の意を示すべきではないと考える。このような従来の国大協の考え方自体に問題があるというなら、そのことをまず検討すべきである。
- 原則的にはそうであるが、入学料の問題は国会の認可事項ではなく行政上の運用上の問題である。予算組み替えをしなくても処理できることである。
- 世間一般では国立大学の学費は安いといわれているので、学費値上げ反対の声明を出すことは国立大学のエゴイズムと受け取られないか。受益者負担は平等であるべきである。国立も私立も同等にすべきで、私立大学の学費を下げて国民の教育負担を平等にする方向で考えるべきである。
- 長い将来の方向としてはそのように考えてよいが、これまでの経緯をみると今回の入学料の値上げは余りにもドラスティックすぎる。その点に問題がある。しかし、根本的には授業料、入学料とは何かということを検討すべきである。
- そのことを腰を入れて論議して意見表明できるようにするのがよい。それをやらないで今この入学料の問題だけを取り上げてみても余りスッキリしない。
概ね以上のような意見交換があつてこの学費値上げに關する問題の討議を終り、続いて協議に移つた。

II 協 議

(1) 役員・委員等改選手続について

会長より、来る6月の総会においては役員・委員等の改選が行われるので、その手続等に関し「資料4」についてご協議願いたい、と述べられた。

ついで丁子事務局長より関係資料の紹介があり、その中の改選手続に關する全般的事項を記した「会長・副会長・監事および常置委員会委員等改選について」の朗読があつたの

ち、次のことを決定した。

○ 地区代表理事（世話人）の選出

前回どおり次の6大学に引続き世話人を依頼した。

東北大学、東京工業大学、名古屋大学、奈良教育大学、徳島大学、九州大学

○ 委員等選考役員会の設置

慣例により会長、副会長、在京理事をもって構成し、来る5月8日（木）午後1時30分より会議を開催することにし、その結果を翌5月9日（金）午後2時から開催する理事会に諮ることとした。

(2) 昭和50年度国立大学協会会費について

会長より、去る11月の第55回総会において国立大学協会会費の基準の改正が行われ、文部省に対し承認を求めていたが、近く認可される見込みなので、それに従って「資料5」とおり昭和50年度の会費を決定したいのでお諮りする、と述べられた。

ついで事務局長より、別紙く「国立大学協会会費の基準」改正（案）>およびこの改正案に基づく各大学の会費負担額を記した表について説明があった。

このあと会長より、これは昨年11月の総会において承認された会費基準の改正に基づく具体的資料であるのでよろしくご承認願いたいと述べられ、異議なく承認された。

(3) 昭和49年度国立大学協会歳入 歳出 追加予算(案)について

会長より、昭和49年度国立大学協会予算について若干の追加予算を計上する必要があるのでご審議をお願いしたと述べられ、ついで事務局長から「資料6」についての説明があり、異議なく承認された。

(4) 昭和50年度国立大学協会 歳入 歳出予算

(案)について

会長より、「資料7」の来年度予算案についてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より同資料に基づき概ね次のような説明があった。

○ 歳入の部の会費収入が796万円増となっているのは、今回の会費値上げ（学部数による負担額の単価アップ）と自然増（決算額による負担額の通増）によるものである。なお、旭川医科大学等新設5大学の会費はここには含まれていない。

○ 歳出の部の各項目については大体前年度に準じて予算を計上した。諸給与は967千円減となっているが、これは前事務局長の退任の関係によるものである。退職給与引当金は従来諸給与所要額の4.2%であったが、現在残額が皆無のため今回6%に引上げた。予備費には50年度における給与改訂15%アップ分を含めているが、この予想以下の率ですむ場合にはその余剰金は翌年度に繰り越しをする。

以上の説明に対し、雑収入の増加を図るため今回発行される入試改善調査研究報告書の販売拡張を図ったらどうかなどについての話し合いが行われたのち、この予算案を承認し、来る6月の総会に附議することとした。

(5) 特別委員会委員の交代について

会長より、学長の交代により特別委員会委員の交代等についてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より「資料8」について説明があり、これを異議なく承認した。

(6) 委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長欠席のため代って丁子事務局長より次のとおり報告があった。

昨年3月30日に行われた大学設置審議会の

答申を受け、6月20日付で大学院設置基準の制定が行われたが、大学院制度の整備についてはなお残された問題があり、文部省においては、①独立大学院の創設、②後期3年のみの博士課程の設置、③大学院及び学位名称の保護等、法改正を要する事項についてこのたび試案（資料9）を作成した。この試案について国大協の意見をききたいということで、去る1月10日文部省大学課より関係官が出席し試案の説明を行い、意見交換が行われた。当日は、主として独立大学院制度の創設の問題に論議が集中され、独立大学院はどのような場合に設置され、どのような形態のものになるのかという点、また文部省は新規のもの創設に力を入れるよりもまず既設のもの充実を図るべきではないか、などのことについて活発な論議が行われたのち、説明の趣旨を了承して閉会した。なお、本試案は更に整理のうえ今国会に提出されるとのことである。

続いて1月27日（小委員会）と2月19日の2回に亘り研究員（技官）の待遇問題について審議が行われ、この問題の詰めを行うため大学における研究員（技官）の実態を学部別等の部門別に各委員が分担して下調査を行うことになった。

2) 第3常置委員会

広根委員長欠席のため代って事務局より次のとおり報告があった。

去る1月24日に委員会が開かれ、①課外活動の振興等（クラブ顧問教官への援助、課外活動費の増額等）、②大学卒業予定者の就職推薦選考時期（文部省主催就職問題懇談会における審議状況）、③学生部関係職員の待遇改善の要望（東京地区国公立補導部課長会議

からの要望書）、④49年度大学卒業予定者の就職問題（採用内定取消、自宅待機等の事態）等について審議が行われた。この中④の本年度卒業予定者の就職採用内定取消等の問題については各国立大学にアンケート調査を行い、その結果を「資料10」のとおりまとめたので、この問題の経緯について概略説明したい。

この問題の発端は去る1月8日現在で私立大学連盟が加盟大学に対し「内定取消、出社待機等不良条件会社についてのアンケート」を実施したことに始まるもので、その調査結果に基づき同連盟の学生就職問題協議会では企業の反省を促すとしてその結果を公表するとともに関係官庁、日経連等に対し強く働きかけ、また当該会社に対し善処方の要請文を送った。このことが1月22日の新聞紙上に報道され社会的反響を呼んだ。それで、第3常置委員会ではこの問題を取り上げて協議し、取敢えず各国立大学の実情を調査することにした。アンケートは1月30日付で発送し2月1日現在の状況を報告して貰うよう依頼した。「資料10」の状況調は2月25日までに回答のあった79大学についてまとめたもので、該当事業所数は内定取消28社、自宅待機77社、該当人員は内定取消55人（内女子6人）、自宅待機は1,044人（内女子51人）という結果となっている。これを学部別にみると内定取消、自宅待機とも理工系の方が多く、特に工学部関係が圧倒的に多い。概ね以上のような状況である。

以上の説明に対し次のような意見が述べられた。

- 今まで就職選考時期が次第に繰り上げられていわゆる青田買いの問題があったが、経済

不況になって今度は採用延期等の事態が生じてきた。このように企業側の都合で就職時期が一方的に変えられるようなことは困る。それとこの調査結果では内定取消等が工学部関係に多いとのことであるが、このような状況だからといって工学系の学生が多すぎるといような短絡的な見方をすることは慎まなければならない。今日の新聞によると、このような就職事情から就職選考開始時期を10月1日以降に繰り下げることが報道されているが、現在より繰り下げるのはよいが、10月より更に遅れるようなことは余り好ましくない。

- 今まで就職推薦時期が早すぎ十分な推薦調書が書けなかった。推薦時期は遅い方がよい。
- 国大協としては以前から就職推薦選考時期は10月1日以降という方針の下で進んできた。いわゆる青田買いが行われていた時期でも正式推薦は10月1日以降厳守の建前をとっていた。その点から今回の10月1日繰り下げの線が出されたことは趣旨としては適当と考える。ただ採用手控えが起こることは心配である。

3) 第4常置委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

本委員会では「正課中における学生の災害事故対策」の問題を取り上げているが、これまでの調査結果に基づき災害事故対策についての原則をまとめ、これを行政レベルで推進するよう要請し、昨年暮に文部省に教育研究災害補償制度調査研究会が設置された。この調査研究会には国・公・私立大学その他日本学校安全会、日本損害保険協会等の関係者が入っており、本年に入ってからエネルギーに討議を続け、3月末までには中間報告を

まとめることにしている。そして、その段階で各大学の意見をきくことにしているが、その原案について昨26日に委員会を開き検討を行い、その結果を調査研究会に報告することにした。

4) 第5常置委員会

後藤委員長より次のとおり報告があった。

昨年秋招待した西独学長団のクーネルト団長から別紙のような訪日旅行報告書が届いたが、興味あるサゼスションがあるのでご覧を頂きたい。この西独学長の招待に関係ある問題であるが、国大協としては今後西独に限らず学長の国際交流を拡げようということで、本委員会においては目下そのことを検討中である。昨年の西独学長招待は初めてのケースであったのでその事業計画は綿密に立てられたが、今後広く諸外国との交流を行う際にはもう少し簡略な、自由な形で行いたいと考えている。また、今後の国際交流に当っては留学生が多く来ている東南アジアの学長との交流も考えたい。なお、奥野前文部大臣がフランスに行かれた際、フランスの学長を招待する約束をされたとの話があり、これを国際交流のルートに乗せるかどうかのこともあり、明日文部省と打合せることにしている。

次に留学生のことにに関して去る2月10日の留学生問題協力者会議で協議された問題についてご報告したい。文部省では従来、学部の文科系留学生は漸減する方針で進んできたが、50年度からは東京外国語大学の特設日本語学科の学生以外は入学させないことにした。ところが、この特設日本語学科に入学する目的で附属日本語学校に入った留学生が他学部に進学したいという要望を出してきた。東京外国語大学としてはそれはできないと答

えたところ、留学生有志が文部大臣宛に直接要望書を提出した。その結果、それらの留学生に他学部を受験させることと、文科系学部留学生受入れのこの変更措置が急速決定された。それで、結局7名の附属日本語学校の留学生に特設日本語学科以外の学部も並行受験できる特例が定められた。そして、51年度以降文科系学部留学生を受入れることを検討するということになった。2月10日の留学生問題協力者会議ではこのことは事後了承ということであったが、学生の直訴により校長、学長を通じないで文部省が方針変更を決定したこと、関連して次年度以降文科系学部留学生の入学を認めたというやり方は今後悪影響を及ぼすことになるので、今後このような措置をとらないよう要請した。このことは去る2月14日の委員会でも論議したが、ここでご報告しておきたい。

5) 第6常置委員会

都留委員長より次のとおり報告があった。

去る2月15日に委員会を開き、①国立大学の学費改定について、②第6常置委員会「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について、の2つの議題について審議したが、①の学費改定の問題についての審議の状況については先程の学費問題論議の際紹介したので、ここでは②の本委員会の給与問題小委員会作成の教官待遇改善案に関する事項についてご報告したい。「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」については過般関係委員会等に検討方を依頼したが、第1常置委員会、大学運営協議会第1研究部会、同第2研究部会よりそれぞれ回答を頂いたので、これを基に委員会において協議を行った。その中第1常置委員会の意見は「大学改

革に関する調査研究報告書」の意見を基に整理された意見であって、直接報告書(案)そのものの内容を検討した独自の見解が示されていないのは残念であった。しかし、ここでは敢てその反論はしない。委員会としては今回各関係委員会等より報告書(案)に対する意見を貰ったので、この報告書(案)の取扱いをどうするかについて協議を行い、その結果④この国立大学教官の待遇改善の問題に関するこれまで出された諸資料(第6常置委員会作成のものおよび他の関係委員会等より寄せられた意見等)を全部整理してこの問題についての客観的資料として残す。②この教官待遇改善の問題について4年間の努力にも拘らず遂に結論がまとまらなかったで、この際各方面から寄せられた意見を参照してその共通項をさぐり、一応まとめを行う。ということになった。第6常置委員会としてはいろいろ検討を重ねた報告書(案)を単に資料として残すだけになったことは残念であるが致し方ない。

6) 教職員の厚生等に関する特別委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

本委員会では目下保育所問題を取り上げて検討している。この問題は相磯副会長が委員長であった当時取り上げられたが、行き詰り状態となっていた。ところが一昨年「蔵管一号」に保育所が取り入れられることになり、50年度概算要求で4,200万円の予算が計上された。これは看護婦の子女を対象とした予算であるが、どう使うのかははっきりしない。現在のところ15人単位の保育所が考えられているようだが、これを保育所設置の突破口とする考えではなく、今は看護婦の業務対策として考えられているようである。この保育所問

題を国大協として検討するためにはその実態を知る必要があるので、今回「資料11」のような学内保育施設実態調査を行うことにしたのでご了承を頂きたい。

次に昨年6月の総会で承認され提出した「国家公務員共済組合年金についての要望書」のその後の結果についてご報告したい。この要望書は最初国立大学事務局長会議から要望があったものを受けて国大協として提出したものであるが、その内容は、①年金額の改定について、②年金額の算定基準となるべき俸給について、の2項目になっている。この中②の年金額の算定基準については、49年9月より過去1年間における掛金の標準となった俸給の平均月額とすることに改定された。また、①の年金額の改定（公務員給与のベースアップにスライドさせること）については、49年度から従来の10月実施をひと月繰り上げて9月から実施することに改定され、50年度においては更にひと月繰り上げて8月施行の予定である。

以上の報告に対し次のような意見交換があった。

- 50年度予算で保育所の経費として4,200万円が計上されたことは、この保育所が看護婦対策のものであったとしても漸く陽の目をみたことでよるこばしいことである。しかし、保育所の必要性は看護婦だけではなく他の女子職員や大学院学生等についてもある。そこまで拡大して考えると文部省も手が出ず、この問題は一端挫折した。今回これが看護婦対象のものとして認められたことは一つの突破口であるので、保育所の基準をつくり推進を図るべきである。保育所については地域のものとの職域のものとの関係でむずかしい点があ

る。

- 看護婦対策もよいが看護婦の勤務時間は一般の職員と違うので利用できない場合があり、その代りに一般職員が入っている事例がある。
- 大学によって事情が違うようなのでその点を調べたいと思っている。看護婦と一般職員の両方が利用している保育所に予算をどうつけることになるか。また、一部の保育所だけに補助があるようになるのも問題である。文部省でも予算配賦や運営方法について分らないところがあるようである。

7) 入試改善調査委員会

岡本委員長欠席のため丁子事務局長より次のとおり報告があった。

目下49年度の入試改善調査研究報告書を取りまとめ中である。内容は「資料13」の目次に示すような事項が盛り込まれることになる。なお、報告書に収録される会長談話、序論、結語の部分の草案をご参考までに配付したのでご覧頂きたい。本年度の報告書は昨年度と同様「本報告書」と「附属報告書」の2分冊となる。附属報告書には各科目別研究専門委員会の報告書とコンピューター専門委員会の検討事項の報告、それに昨年秋実施した「試験問題実地研究」の世話を担当した各地区試験実施委員会の報告書などが収録されることになっている。この報告書の配布先および配布数は別紙のとおりで、大体昨年例に倣ったものである。「本報告書」は約3,000部配布するが、「附属報告書」の方は文部省、国立大学関係等限られた範囲に止めることにしている。

以上の報告に対し次のような意見交換があった。

- この報告書の「結語」の中に国立大学共通

第一次試験を行うことは「高校教育の正常化に寄与するであろう」と述べられているが、共通第一次試験を実施すれば受験生は2度受験することになり負担が加重され高校教育の正常化にはならないのではないか。また「一発勝負による判定を是正することに役立つ」とあるが、一発勝負こそ実力が発揮できてよいことだとの意見もある。この結論には異議がある。

- このような表現にまとめられたのは個人的な意見ではなく、また最近出てきた意見でもない。この共通第一次試験を検討するそもそもの出発点からの意見である。それを踏まえてこのように述べられているのである。この共通第一次試験を行うやり方やこれらの結果の利用方法等については、まだ残された問題がある。
- この共通第一次試験については2年間論議をしてきた。共通第一次試験の試験問題は高校における学習の達成度をみるという趣旨からして正当な勉強をしていればそう負担になるものではない。従来大学の入試問題には難問題が多かった。その点を是正するとともに、この共通第一次試験の成績と各大学における適正評価に力点を置いた第二次試験とを組合せ、より客観的なデータで入学者選抜を行うということはそれなりに意義があることと思われる。昨年秋の「実地研究」までやって研究を進めてきたのに、また元に戻すということはどうであろうか。ところで、50年度は何の調査研究をするのか。残った問題を明瞭にしなないと各委員会の委員に研究続行の委嘱ができないと思う。なお、各科目別委員会から出されている意見は十分尊重してほしい。

○ 従来大学の入試の方法では弊害があるので改革の方向を検討することになったのであるから、多少の難点があっても前向きに進むべきであろう。やってみて具合が悪ければそこで判断することになるのではないか。

○ 共通第一次試験をやるやらないは各大学にアンケートをしてから決めることである。この報告書は過去2年間の研究結果をまとめたものとして出されたものである。

○ 昨年度のものは「中間報告」であったが本年度のものは「本報告書」である。これを各大学に送って意見を聞くことになる。

8) 医学教育に関する特別委員会

本特別委員会の委員である相磯副会長より次のとおり報告があった。

北村委員長の依頼により私からご報告申し上げる。このたび大学設置審議会基準分科会から「医学部および歯学部設置基準の改善に関する中間報告」が出され、文部省からこの中間報告に対する国大協の意見を求めてきた。本特別委員会では最近委員長の交代のこともあり、この中間報告に対する検討の機会をもてなかったが、文部省は3月中旬に回答を貰いたいとの意向であった。それで取敢えず北村委員長のもつて、各大学がこの中間報告に関し文部省に提出した意見を参考にして「資料14」のような意見をまとめ、これを私から理事会に説明して了承を得てほしいということであった。この意見には本特別委員会の委員の意見が盛り込まれていないが、理事会の承認が得られれば特別委員会の意見として提出したいのでよろしくお願ひしたい。

以上の説明に対し、この案の内容に関し若干の意見交換があったのちこれを了承した。

(7) その他

1) 第57回総会日程について

会長より、第57回総会を「資料15」のとおり昭和50年11月12日(水)、13日(木)の両日国立教育会館において開催したい旨諮られ、了承された。なお、事務連絡会議はこれに続く14日(金)に開催することとした。

2) 大阪大学医学部専門課程学生募集について

最近の学問的ならびに社会的要請に呼応して医学、歯学以外の分野を既に専攻した者等に将来の医学の進歩に寄与し得る道を開く目的をもって医学専門課程の学生を募集する新しい試みが大阪大学で昭和50年度から行われることになった。このことに関し別紙募集要項に基づき釜洞理事(大阪大学長)より趣旨説明があり、意見交換が行われた。

3) 西独学長招待の結果報告について

このことについて井上理事より次のとおり報告があった。

昨年11月の総会で、昨秋行われた西独学長招待の概況報告を国大協の「会報」に載せることを依頼されたので、後藤大分大学長、芦田名古屋大学長とも相談のうえ関係各方面の資料を集め目下まとめを行っている。ただ、訪問した私立大学からは資料の提出がまだないので、或いはこの分については紹介できないこともあることをご了承頂きたい。

4) 理事の退任について

小島理事(鳥取大学長)より、来る3月31日をもって学長を退任することになり、今回の理事会が最後になるのでこの席でこれまでのご厚情に対する感謝の意を表したいと退任の挨拶があった。

(3) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和50年1月10日(金) 10.00~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

実方、平田、北村、古屋、林、山田、

戸田、谷口、岳中、外山各委員

下沢、白田、綿貫、渡部、福与、安

盛、遠藤、高田各専門委員

(文部省) 佐藤大学課課長補佐

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

過日文部省より、大学院制度の改正についてその趣旨説明をし意見を伺いたいとの連絡があり、本日大学課の佐藤課長補佐がそのために出席された。大学院制度の改善については、昨年6月大学院設置基準の制定が行われたが、その中にはなお残されている問題がある。それで、この点について制度改正を要する事項について文部省においてその試案が作成されたので、これについて説明をし、国大協側の意見をききたいというのが文部省側の趣旨である。そのような次第なので、まずこの問題について文部省より説明を伺うことにしたい。

議事

1. 独立大学院等の問題について

このことについて大学課佐藤課長補佐より次のとおり説明があった。

只今委員長より紹介があったように、大学院制度の改善については昨年3月30日に大学設置審議会の答申が出され、同年6月20日に大学院設置基準の制定等が行われたが、その設置基準のみでは答申に盛られている事項が完全に実現されていない。これらのものを実現するには法改正を行う必要があるため、これをどのように改正したらよいかについてこのたび試案をまとめた。本日はこれに関する二つの資料を配付したが、その一つは「大学院制度の整備について

(試案)」であり、他の一つは「大学院制度の改善に関し検討を要する事項」である。ついてはこの資料に基づきその概要をご説明したい。

この大学院制度の整備についての試案では答申の中にある①独立大学院制度の創設、②後期3年のみの博士課程の設置、③大学院名称及び学位名称の保護、等を取り上げ、これについて次のように関係法令の改正を行うことを考えている。

1. 独立大学院制度の創設

(1) 教育研究上特別の必要があるときは、学校教育法第53条の規定にかかわらず、学部を置かず、大学院を置くことができるものとする。

(2) 国立及び公立の独立大学院の研究科長を部局長とするとともに、学長の選考等について教育公務員特例法上評議会の権限に属する事項については、教授会を置くべき組織が一個の場合においては、教授会が行うものとする。

2. 後期3年のみの博士課程の設置

博士の学位を授与するため必要な教育研究を行う大学院の課程については、当該大学院に入学することのできる者を、修士の学位を有する者又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に限ることができるものとする。

3. 大学院名称及び学位名称の保護

(1) 大学院以外の教育施設は、大学院の名称を用いてはならないものとし、これに違反した者には相当額の罰金を科するものとする。

(2) 学校教育法の規定に基づかずに博士又は修士の文字を用いた称号を授与した者には相当額の罰金を科するものとする。

以上の紹介に続いて、この試案の内容について資料の2「大学院制度の改善に関して検討を要する事項」を引用しつつ詳細な説明があったのち、次のように結ばれた。

昨年3月の答申に基づき大学院設置基準の制定があったので、引続き大学院制度の整備を図るため上述の3点について制度改正をしたいと考えている。できればこれを今度の通常国会に提案し実現を期したいと思っているのでよろしくお願ひしたい。

以上の説明に対し概ね次のような質疑応答が行われた(△印は回答)。

○ 独立大学院の研究科長を部局長とする、とあるが、単科の大学院の場合はどうなるのか。現在、単科大学の場合は学部長はない。

△ 一つだけの研究科の場合研究科長は置かない。教授会を置くべき組織が一個の場合は評議会の権限を教授会が行うことになっている。

○ 大学院を別組織とする場合に学部の教授会がある場合はどうなるのか。

△ 現在幾つかの学部があり大学院ができた場合、それは新たに一つの学部ができたと同じである。独立大学院には教授会を置き、評議会にも参加する。

○ 幾つかの研究科がある場合、各研究科毎に研究科長があるのか。

△ 研究科毎に研究科長を置くようになる。従来は研究科委員長であって研究科長でなかったので部局扱いではなかった。独立大学院の場合特定学部依存しないので一つの部局として扱い、人事等の処理もできるようにしたわけである。

○ 従来の学部組織と別個の組織をつくるための措置と考えてよいか。

- △ 49年度までも独立専攻をつくっている。大学院の専用講座は学部の共通講座と同じような扱いである。しかし、研究科として独立すると学部の枠に入らないので部局の位置づけをすることになる。
- 附置研究所に大学院ができた場合研究科長になるのか。
- △ その場合には研究所の教授会で処理できるので別個に教授会はつくらない。
- あちこちから教官を集めて大学院をつくった場合はどうなのか。
- △ それとともに専任の教授がいること、その場合教員選任の母体がないので教授会をつくることになる。
- 大学の中で連合で境界領域の研究をする場合も同じか。
- △ 理・工を一緒にした理工学研究科とは違う。専門講座中心のものである。
- 現在の教官をピックアップしても独立大学院にはならない。独立の教官組織をもつ場合に独立大学院になるということか。
- △ そのとおりで、独立講座が中心となるものである。
- 講座数が少なくてもつくることのできるか。
- △ それは可能である。
- 博士課程だけでもよいのか。
- △ いずれの場合も考えている。
- 何人くらい専任の教官がいればできるのか。
- △ 現在でも研究科がどの程度の規模のものかコンクリートの基準はない。しかし、研究科は基本組織だから学部程度の複数の専攻科があることが原則といえるかもしれない。研究科の幅は中味によって変る。一律に決めることとが適当かの問題もあって最小限というのは言明しにくい。
- 人数や設備の諸基準が必要となるが、検討が行われているか。
- △ それは制度論より予算措置のことであるが、一つの組織を構えるにはそれだけの措置がいる。
- 事務組織をしっかりとる必要がある。
- △ 独立大学院には大学新設に対応する措置が必要である。
- 教員組織や資格審査はどうなるか。
- △ 大学院の場合、一般的な研究指導と研究組織ということになり、いわゆる㊦教授原則でなく助教授でも中心になる。国立大学の場合講座制の原則ははずさない。
- 博士課程の入学資格をもう少し弾力性をもたせてもよいのではないか。
- △ 学校制度とする場合それはなじまない。修士取得者を考えている。修士課程入学の場合は学部卒が原則となっている。
- 研究生として3年いたとか、助手を何年間勤めたとかいうことを考慮するか。
- △ そのようなことは考慮される。
- 既存の中の独立研究科とは違うか。
- △ それとは違う、独立研究科は現行制度でできる。
- 高専卒業者に修士資格を得させる目的をもつ技術科学大学院の設置もこの法改正で可能か。
- △ 独立大学院制度にのせることは可能である。
- その場合予備課程のコースはこれの中でできるか。
- △ それは無理であるが、法律上特例を設けよう一つ学部段階の組織を足につければ可能で

- ある。
- 専任の大学院教官をつける場合、どうい
う場合を想定しているのか。
 - △ 大学院は従来学部の基礎で運用されてい
るが、それで処理できない場合——学際領域の
ものを扱い、専任教官を置き、新しい講座が
できるような場合、独立大学院となる。
 - 独立大学院をふやして行くことが国の方針
なのか。
 - △ 技術科学大学院や共同利用研究所等とも関
連があるが、方針としてはつきりしたものは
なく、これからの問題である。当面は既存の
ものの充実から考えられる。
 - 独立大学院の名称はどうか。
 - △ 大学のひとつの位置づけである。
 - 各大学に大学院が置かれているが教官定員
はふえていない。独立大学院をつくる前に既
存の大学院の教官の人員をふやすべきではな
いか。これから新しくつくるものにつける教
官の人員を既存の大学院の方に回して充実を
図ったらどうか。そうしないと筋が通らな
い。
 - △ 学部と大学院は従来より一体である。充実
した学部大学院を置くことにしている。その
ままでよいかの問題はあるが、事務組織に
ついては充実しなければならないことで修士
課程に1人、博士課程に2人の事務官を置く
姿勢である。
 - 既存の大学院は教官定員がついていないの
で十分活用されていない。そのような状態で
教育と研究の両面を引受けてやっているのが
非常な無理がある。まずこの現状に対する反
省が必要である。既存の大学院を活用するた
めにスタッフの充実を図り、然るのちに新し
いものを考えるべきではないか。
 - △ 当然のご意見であるが、新しい理念に対応
するものを緊急につくる必要性もある。その
調和の問題である。
 - 新制大学は、修士課程で押えられ博士課程
がつかれない実情である。そのため連合大学
院をつくる努力をしているが、しかし連合大
学院は理想の形態ではない。この独立大学院
の構想に反対はしないが、各大学を修士課程
で頭打ちにしないよう配慮されたい。新制大
学は修士課程止りでよいというのではなく、充
実したものについては博士課程を置けるとい
う見通し、高い理想を持たせるよう考えてほ
しい。
 - △ 制度は制度として拡充方針はそれとして、
大学院を設置してきた趨勢とか学問の進展に
応じて考えているわけである。
 - この独立大学院ができればよいという考え
だと既存大学の発展が阻害される。新制大学
も発足後20年経ったのでそろそろ旧態を脱皮
できるようにしなければならない。
 - そのことは第1常置委員会の総意でもある
ので熟慮してほしい。
 - 大学院についてもいわゆる「新構想」の意
図が働いているような感を受ける。
 - △ この構想は制度的には弾力化を図ること
であって、従来ものを否定することではな
い。新しい試みができないのも困るので進め
ているわけである。
 - 新しいものをつくり出して行くことは既存
のものでもやり方のできる。その取捨選択の
権限を文部省が握っていることが問題であ
る。既存のものを改革することはその大学で
発想できることである。
 - △ 既存の大学を充実しないということではな
い。現在あるネックを解消しようということ

である。

- 連合大学院をつくることになると既存の大学は頭打ちになる。新しいものをつくる必要性はあるが、既存のものを頭打ちにしないという確認を得たい。
- 修士課程の頭打ちだけでなく、学部の場合の頭打ちも問題である。
- 共同利用研究所を母体とする大学院の場合はメンバーが同じことになるが、その場合研究科の教授会もあるのか。
- △ 組織の仕方がいかにである。二枚看板を出すことも考えられる。
- 後期3年だけの博士課程の入学資格は修士の学位を有する者とあるが、これは積上げ方式の大学院の後期にも適用されるのか。
- △ 大学院入学資格は学部卒となっているが(学校教育法67条)、その但し書きとして「博士課程入学資格は修士に限る」というようになる。前期と後期を分解して考える。
- 積上げ方式をとらない場合、外部から入学することは可能か。
- △ 転入学ということになる。
- 国大協の考え方として、大学院の研究の実績が上るように「学生研究費」をつけてほしいとの考えがあるので、その点も考慮してほしい。
- 現在の大学院の教官研究費は学部とコミになっており、講座制と学科目制とでは金額の格差がある。独立大学院の予算措置をする機会に学部と大学院とを切り離した予算措置をするよう考え直してほしい。また、独立大学院の予算措置の案ができたなら事前に知らせてほしい。
- 独立大学院は修士課程だけでもよいのか。
- △ 修士課程だけの場合もあり博士課程だけで

もよい。

- 独立大学院は大学院を看板にしていなくて、学校教育法の枠内のものとして考えている。
 - △ 従来、大学に学部を置くことを常例としているが(学校教育法53条)、学部を置かなくても大学院を置けるというのが独立大学院である。この制度によれば技術科学大学院も大学となる。
 - 既存の大学の充実を基本方針としないとおかしい。現在の学部を基礎においた大学院には固有の事務組織がないのに、この独立大学院にはそれがある。形を変えれば事務組織がつくというのはおかしい。新しいものをつかった方が条件がよいというようなことだと迷いを感じるようになる。
 - △ 既存の大学院のあり方は学部が基礎になっている。これの充実が必要なことで既存のものを犠牲にする考えはない。今までの諸意見を体して進めて行きたいと考えている。
概ね以上のような質疑応答があったのち、委員長より次のとおり述べられた。
大学院制度の整備についての文部省試案の説明は一応理解した。なお、既設の大学院の充実について十分な配慮をされることを要望する。
以上をもって本議題の協議を終了した。
(文部省側退席)
2. 第6常置委員会よりの要望事項について
- このことについて委員長より次のとおり述べられた。
- お手許に配付した資料は白田専門委員が作成された草案をやや簡略にしてまとめたものである。草案には別表が添付されていたが、それをそのまま添付した方がよいか、或いはこれよりももっと簡略な形のものに改めた方がよいか。

なお、この結論は7～8ページの部分に述べられており、締めくくりの言葉は「本委員会としては現在はこの報告書（案）を実施するものとして打出す状況にないと判断する」というものである。この原案についてご意見があれば承りたい。

これに対し①別表は添付の必要はない、②末尾の2行の付加的な文句は不要と思われる、などの意見が出され、それぞれそのように処置することとしたのち、委員長より次のとおり述べられた。

この原案をもう少し整理したうえで第6常置委員会の方に回答しようと思うので、特に専門委員の方々に字句修正等についてご意見があれば来たる1月23日までにご連絡をお願いしたい。

なお、先般来審議してきた大学間格差問題の報告書（大学格差問題特別委員会に検討引継ぎのため作成したもの）をご参考までに配付したのでよろしくご承頂きたい。

本日の議事はこれをもって終了する。

(4) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和50年2月19日（水）14.00～16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

林（竹）、平田、古屋、林（金）、山田各委員

下沢、白田、綿貫、福与、安盛各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶に続き次のとおり説明があった。

これまで本委員会で取り扱ってきた「大学間格差是正の問題」については、この検討を大学

格差問題特別委員会に引継ぐことになり、その手続も終わったので本委員会の手から離れることになった。次の研究課題としては「研究員（技官）の待遇問題」があり、これについて去る1月23日に小委員会を開き初めての検討を行ったが、この問題については各大学における実情が明らかでない面があり、また種々制度的な問題が絡んでいるので、まず各専門委員が分担してその実情を調べたうえ親委員会での問題点を検討するという事になった。この小委員会での討議の様子は別紙議事要録にあるとおりであるが、本日の会議で更にご意見を伺い、実情調査の分担についても改めて決定することにしたい。

議事

◎ 研究員（技官）の待遇問題について

初めに委員長より次のとおり説明があった。

前回（1月23日）の小委員会ではこの問題についての私の私案「大学における基礎技術専門職（研究職）の制度を設けることについての私案」を基にして、現在の研究員（技官）を現行の「研究職」に当てはめて「研究官」等の身分にするなどの構想を示して論議をしたが、この問題を検討するについてはもっと問題の本質に遡って検討する必要があると考え、先の私案の冒頭に「専門的技術研究の必要性」の一項を加え、その他全文に亘り若干の加筆訂正をして本日提出の資料「大学に技術研究専門職の制度を設けることについての私案」を作ってみた。なお、この私案を作成するについては研究所長会議が出した「基礎技術専門職の制度を設けることについての要望書」をも参照した。

以上の説明に続き、委員長より、上記の私案の朗読と補足説明があったのち、①この私案は問題提起だけで解決策まで示されていないこ

と、②このようなまとめ方以外に別な考え方があれば別問題となること、などの付言があり、この私案に対する意見を求められた。

これに対し概ね次のような意見交換があった。

- 大学に技術研究専門職を設けた場合、これに対し教育公務員特例法が適用されるか。
- 適用できると思う。現在も国立科学博物館等の研究職職員は教特法の適用を受けている。
- 大学の附置研究所の技官はどうなるか。
- この私案の研究職に当てはまる者が多いと思う。ただし、現在の行政職の技官のままでもよい者もある。現在の技官の中で研究的な職務を担当している人を研究職に当てはめようとする考えである。
- 規模の小さい大学の場合はどうなるか。
- 研究室などにいる技官にも適用する考えである。
- 新しい待遇改善の軌道修正を行うということか。
- 今のやり方で助教授にしてもよいような専門技術研究者に対し道を開くということである。
- 教官に振り替えるような人でなく、いわゆる研究職でもない人達がいる。
- そのような人達のことを問題にしているわけである。現在でも研究部門を持たない教授を置いている例がある。
- 予算がつかないと人を雇うことはできないのではないか。研究室等に定員を割当てて貰わないと実現はむずかしい。
- そのような措置が必要となる。研究室の維持費の範囲では処理できない。
- 研究職を新たに設けるよりも教育職の定員

をふやした方がやりやすいのではないか。

- そうする場合には現在いる技官をどうするのか問題が残る。それがうまく処置できればその方法でも解決する。なお、技術職員を教育職にした場合、大規模な共同利用施設（計算センターなど）では教官が多くなるので教授会ができることになり、この教授会を学部教授会とイコールに扱えば問題はない。しかし、この教官が小人数の場合には教授会は持てないので、現在ではそのような場合人事のことは運営委員会等でやるような形になっている。
- 技術職員を教育職にする場合、その選考方法が問題になる。教特法では教官の選考は教授会の議に基づくとということになるが、どの学部で選考をやるのか。
- 各学部から出てくるような場合があるので、その人事をどこで扱うかの問題が生じてくる。
- 技官の昇格頭打ちの現状を給与法の面で改善することはできないか。その面からの改革方法も考えられる。
- そのような措置によって給与面の改善ができて、技術職員というのは本来行政職にはなじまないものである。この私案の骨子は技術職員の昇格頭打ちの改善（待遇上の問題）と共に、その業務に相応しい位置づけを図る（身分上の問題）という両面がある。給与を上の方までもっていくと同時に行政職の枠からはずそうとするとどうしても新しい職種の設置（例えば研究職）が必要となるということである。なお、先程の昇格頭打ちの是正（行政職（一）4等級以上に昇格の道を開くこと）も技官の待遇改善案の一策であるので、その一項をこの私案の中に入れておきたいと

思う。

- 技術職員を助手の身分にする場合は内部の定員を食ってやっているが、助教授にまでするにはセンター的な施設がないとむずかしい。なお、センター等の助教授、教授になれたとしても、その人事が運営委員会などで決められていると、その人が学部等に移る場合学部教授会の抵抗がある。できれば新しい職種を設けた方がこの問題の本格的解決になるように思われる。
- 現在のところ大学の中に研究職のシステムがない。これを新たに設けるとなると、この研究職職員の大学の管理運営上における位置づけが問題となる。この私案ではその問題がなお残されている。
- 技術職員を教育職にする場合、既存の部局で面倒をみてその人を関連学部の教授会に加えるようにすれば問題は無いと思われる。
- ただそれが学内共通施設の場合になると、どの教授会というわけにもいかず困ることになる。
- 教授会があればよいが、教授会を持たない施設の場合には問題がある。
- 現在は大規模な大学でも共同利用的な施設は少ないが、将来はそれがふえて行くものと思われる。その場合、そこに勤務する技術職員の扱い方が問題となる。そのことと技官の昇格頭打ち改善の問題との両面ある。
- そういうことを考えると今の制度のままでは無理がある。
- 現実問題として技術職員の待遇問題を考えないと大学の学問研究に支障を来すことになる。それ相応の待遇を考えないと優秀な専門技術者は民間の方に流出してしまうことになる。
- この技術研究専門職の制度を設けることの見通しがあるか。
- 見通しは人の心の問題ということになる。
- 現在の大学図書館も専門職の制度がないためにその機能や運営の改善ができないでいる。技術の専門家の身分を確立する措置が大事である。なお、研究職が置かれた場合に管理職になれるのか。
- 部長とか室長とかの管理職は置けるし、それに対しては管理職手当もつく。なお、この研究職職員と教官との人事交流があってもよいと考えている。
- 大学附置研究所長会議でもこの待遇改善案に近い考えが出されている。ただ、現在の技術職員の中には新しい研究使用機器が出来るについていけないような者がいる。この点について何らかの歯止めを考えておかないと困ることになる。
- この研究職制度は、大学の学問研究の将来の展望の下に構想されたものである。新しい研究機器の扱いは教授でも分らなくなっているので、これからの学問研究の進展を図るためにはどうしても高級技術者が必要となる。ただし、この技術研究専門職員に対しても教官と同じような歯止めの措置は必要である。
- 人事機構を相当しっかりしないと駄目である。
- 研究職にした場合、大学間での人事交流はあるのか。それができればやりやすくなる。
- 大学間の人事交流は考えられる。そこが行政職員と違うところである。感覚的には、大学の教育、研究は教育職と研究職とでやて行くというような考え方である。
- 研究職職員は教育にタッチしなくてもよい

か。

- 教育にタッチしなくてもよい。現在でも附属病院の検査部長などを教授にして教授会に入れている例もある。このように一部の少数者の場合は技術専門家を教育職にすることでやりくりできるが、対象の範囲が広がるとそのような糊塗策では処理できなくなる。自然科学系では大型機械がふえてくるので、それに対処する体制を考えなければならない。
- 文部省ではこの研究職を設けることについて問題意識を持っているか。
- 以前ちょっと話した時には、大学では教育職でないと受入れにくいのではないかというような口ぶりであった。しかし、よい案ができれば話に乗ってくるかもしれない。もう少し詰めてから一応打診してみることにしたい。
- 大学の学問研究に必要な技術者の養成のためにも技術研究専門職の制度を設けることが必要と思う。この技術者の養成をしないと大学の研究は外部に依存せざるを得なくなり、その制約を受けて学問研究の自由が制限される恐れもある。この技術研究専門職員の養成ということは大学の学問研究の中味の問題にも関係することである。
- 待遇改善の問題ということになると第6常置委員会にも関係する問題になる。ここではむしろ大学の研究教育体制の改善という観点から問題を取り上げるべきであろう。
- そのとおりで、この問題は基本的には大学の学問研究の自由と発展のために必要ということである。
- 研究職を設けて大学の教職員の職種が3本建になった場合の組織制度を十分に検討する必要がある。
- 研究職会議と学部教授会とを同等に扱うかどうか。また、研究職の代表者は学長にするか、或いは研究職の教授会を置き評議員を出すようにするか、などの問題がある。
- 法律的に考えれば、研究職を置いた場合、これを学長直属にするか、教授会を置くようにするか二つの道しかない。
- 教育実習などの場合に技官が学生の教育指導に当たる場合があり、現在技官は教育にノータッチではない。
- 学生の教育指導に当たるとなると行政職の身分では具合が悪いことになる。
- 現在の制度のままで技術職員を教育職にして、これを尊重するシステムはできないか。
- それは助手にすればよいわけだが、これを助手の身分に切り替えるだけでは研究上の高級技術開発にはならない。
- 教務職員（教育職(一)5等級）は規程では教授研究の補助を行うとともに学生の直接指導も行うということになっている。
- そういうことだと助手とどこが違うのか。
- 教務職員は給与の面では教育職であるが、身分上は行政職扱いである。
- その教務職員にオーバードクターの者を入れざるを得ないような実情がある。
- この教務職員を研究職にすればオーバードクターの就職の道も開けるようになる。それに、人事交流も行なえるようにすればオーバードクター問題の解決の一助にもなる。この研究職を設置することの狙いは、研究開発に即応して伸びて行ける人のことを考えている。研究職設置ということは、理念的には技術開発、高級技術者養成ということである。そのようなことが現在大学では行われていない。それで、借りた機械に依存し外部より技

術導入をして研究をやるということになる。大学に研究職を置くということは、大学が自主的に研究開発をする体制を整えるということであって学問研究の内容に関わる問題である。

- わが国では一般に実技軽視の風潮がある。大学人は基礎的な理論的なことを尊重する傾きがある。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提言があった。

この技術研究専門職の制度を大学に設けるといふ問題を大学人一般がどの程度考えているかという問題がある。それで、まずこの技官の問題について大学における実情やその苦衷などを部局毎（学部別、研究所、図書館等）に調べ、その上でこれを制度的にどうしたらよいかを検討することにしたい。なお、この問題については法制的な問題も関係するので、これは法律専門家の綿貫専門委員と高田専門委員にお願いし、部局別の実情調査の方は次の分担によってそれぞれ関係方面に個人的接触を図り材料を集めるようにして頂きたい。そして、その資料が一応得られた段階でそれを持ち寄って検討することにしたいが、この調査の作業に若干時日を要すると思われるので、次回委員会は年度が変わってから開く予定としたい。

以上よろしく願います。

◎ 調査分担

担当部門	担当者
人文系	白田、綿貫、遠藤、高田各専門委員
理学系	加藤委員長、下沢、渡部、安盛各専門委員
工学系	山田委員、安盛専門委員
農学系	委員長より北海道大学に依頼
医学系	北村委員

研究所 福与専門委員
図書館 委員長より谷口委員（図書館特別委員会委員長）に依頼
法制関係 綿貫、高田各専門委員

(5) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和50年3月13日（木）13.00～15.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

加藤、山田、高橋、曾沢、蟹江、金城各委員

桑島、肥田野、佐藤、猪岡各専門委員
谷田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのとおり新委員の紹介があった。

鹿児島大学 蟹江松雄

議事

1. 身体障害者の大学受入れについての調査報告のまとめについて

初めに委員長から、このことについては午前中に、小委員会としての最終原案をまとめることができたので、これを報告し、審議のうへご承認をお願いしたい、と挨拶があったのち、前回（49.11.11）の議事要録の字句を一部修正したうえ朗読があり、これを承認した。

つぎに資料〈身体障害者の受入れについての調査報告（案）〉について、おおよそつぎのような説明があった。

この資料は、午前の小委員会において若干の修正がなされた。その修正箇所を補足しながら朗読することにする。ところで、小委員会としては長い間の検討の結果、これにより各大学に報告することになったが、その主な事柄は目次にもあるように、A「設問」のところにはアンケート調査票そのものを入れる。B「実態調査

の結果および考察」のところでは表を入れ、それについての説明と一応の見解を入れ、これにより概観を考察してもらおう。C「今後の課題」のところでは、7項目について問題点の所在を指摘し、今後に解決を要する事柄を、多少の方向づけをしながらとりあげた、という形の組み立てになっている。

つづいて、つぎのようなことについて意見の交換が行われた。

○ 表6の「現在までの在学身障学生の実態」のところでは、文科系134、理科系98でその割合はほぼ3:2になる。しかし、議事録には「文科系2、自然系1の割合になる」とある。これは、昨年11月11日の本委員会後に集計表を精査してみたところ、集計に誤りがあることが明らかになったので、昨年12月9日の小委員会において集計表を差し換えその正確を期した。そのことは当日の小委員会議事録には記録されてあるが、親委員会としては本日の会議でその経緯を了承することにした。

○ 就学奨励制度 義務教育ならば就学奨励制度ということも成り立ちうるが、そのことは高等教育にも適当かどうかは疑問である。

○ 義務教育の就学奨励制度をそのままの形で高等教育に導入するというのではなく、たとえば義務教育制度にある就学奨励制度を理解したうえで、高等教育にもそのようなものを準用しようという趣旨である。

○ 重複身障者 従来は単独障害の学生について論議され、重複障害者についてはケースバイケースで考えるということであった。今後の課題としては、勿論身障学生の中には重複障害者も含まれていると理解することもできない訳ではないが、重複障害者についてはな

お注意深く考えていかなければならない。

○ 今後の課題 今後解決しなければならない課題として7項目をとりあげたが、これをどのようなやり方で進めていくのが効果的であろうか。この委員会では、実際に経験された大学に対して再照会をするということも話題にはなったが、具体的な段階になると国大協の委員会では容易なことではない。それこそ調査費を設けて別の機関で本格的に取り組まないと成果は期待できない。そこで一つの考え方としては、当委員会としては現在までのステップは十分なものとはいえないまでも、これだけの課題を指摘し、それぞれについての解決の方向性を示して要望書を出すということがある。

○ 国大協のこの委員会の役割は、どの範囲のものであろうかよく分らないが、つぎの段階の作業はかなり大掛りなものになる。国大協の財政的、人的能力では無理であろうと思う。

○ ここまでこの委員会が進めてきたことであり、また文部省はこの報告をまっていることでもあろうから、委員長が本日の意見を考慮に入れながら文部省と話し合いをしてみたあとで、今後の進め方を協議することにする。

2. その他

委員長からつぎの二つのことが報告された。

(1) 入試の正解の公表について

入試の正解発表のことについては、賛否両論があつて、文部省の入試改善会議で論議されていたが、結局、大学が入学選抜において出題した学力試験の問題については、支障のない限り標準的な解答例や出題の意図などを適切な方法により明らかにするよう配慮することとする。というように落ち着くことにな

る模様である。

(2) 1期2期一元化について

入試改善会議では、入試期一元化の実施時期について高校側から充分な予告期間がほしいという強い要望があったので、そのことにつき長い間議論されていたが、結局、一本化はする、しかしそれには新しく入学してくる高校生に予告して、それ等が大学を受験する年度から実施すること、つまりそれだけの予告期間がほしいという高校側の意向を入れるということであって、そうなると、現在の時点ではこの3月に予告をして50年4月から入学する高校生が受験する53年から実施することになる。なお、これと歩調を合せて共通一次試験を実施できるように推進することが望ましいという意向示がされている。

(6) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和50年1月24日(金) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

船山, 岡本, 博田, 加藤, 豊田, 桑原, 山田, 平, 安達, 北村, 許斐, 永松, 各委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日の議題についてつぎのように述べられた。

①<課外活動中における学生の災害事故対策についての調査報告書>には、直接には触れていないが、従来しばしば話題になった課外活動の振興策についてどのように発展させていくかにつき協議を願いたい。

②昨年11月初めに例年のように就職問題懇談会が開かれた。その際に、若干の問題がでたのでそのことを報告したい。なお、その後

きた問題として、採用取消の問題があるが、これに対する何等かの対策を考える必要があるか、あるとすれば、どのようなアクションをとればよいかという問題がある。

③東京地区国公立大学厚生補導部課長会議から、会長宛に要望書が提出されている。その要望事項は当委員会にも関係のあることであるので、その取り扱いについて協議を願いたい。

このように三つの案件があるが、①は後に廻してさきに②③の議案から協議に入りたい。

ついで前回(49.10.24)議事要録の朗読は省略したが、一部字句を修正したのち、議事に入った。

議 事

1. 就職問題懇談会の報告について

まず、委員長からつぎのことが述べられた。

就職推薦選考時期問題のポイントは、議事要録にもあるように、大学側としては、7月1日以降に就職事務を開始し、それより以前には一切の就職事務は行なわない。また、推薦は10月1日以降に行なうことを目途にする、ということである。これに対し、中央雇用対策協議会側では、会社説明会あるいは就職案内等の求人活動は、49年度は5月1日以降に開始することになっていたのを、50年度はこれを6月1日以降に開始することにしたいという趣旨の提案があった。これは大学側の方針に一步近づくことにもなるので、大学団体としては、大学8団体の申し合せ事項は何等の変更もしないが、企業体としては6月1日以降においては、事前の準備行動を行なうことはありうるとして、雇対協提案の趣旨を理解するということであつた。以上が、就職問題懇談会の主たる内容であつた。

つぎに委員長から、学生の就職内定取消および自宅待機の状況について、つぎのような説明

があった。

資料〈採用内定取消及び自宅待機に関するアンケート〉は、私大連盟が加盟61校に対し今春就職する学生に対する企業の採用内定取消や自宅待機等の状況を調べたものである。同連盟の学生就職問題協議会および同部課長会ではこの調査結果に基づき採用取消し・自宅待機等に対する見解をまとめ、該当の企業体の猛省を促すという訴えをだしている。このことは、かならずしも国大協に同調を呼びかけているわけではないが、しかし、この現況は私立大学だけの問題として対岸の火災として、傍観しておればよいということではないと思う。それでこのような学生の就職上の問題に対し国大協としてどのように対応すべきであろうか。

以上のような説明に対し、つぎのような意見が交された。

- 国大協関係では、まだそのような情報があるわけではないが、不況が深刻になるに伴い就職状況は厳しくなるし、事態は急速に悪化することも予想されないことではないので、国大協も姿勢としては何等かの対策を用意しておく必要があるのではないか。
- かつて、好況のときには学生の方から、採用決定直前に内定を取消したという事例もなかった訳ではないが、このような場合に、どこがどのような規正をすることになるのだろうか。
- 国大協といえども、このような事態に対しては、やはり大学人としての教育的・道義的責任から、何等かの行動を起すべきは当然だと思ふ。その場合に第3常置としてやるのか、国大協としてやるのかのことがある。国大協会長の立場で行動するには、たとえば私大連盟の会長からの呼び掛けがあるなど、

もう一つのプロセスを経る必要がある。また、企業側の立場からすれば、国・公・私立全部を含めての試験の結果このようなことになったということなのか、その辺の経緯が明らかではない。

- 内定ということには、どのような法的責任があるのだろうか。
- 条件ないしは義務違反が、企業と学生のいずれにあるかという前提の問題があると思う。また、弱者保護の立場からの見解もあろうが、ともかく、第3常置として、いまの段階でとるべき行動は、国大協に、類似の事情があるのかどうかを調べてみることはなかろうか。

以上のような意見交換が行なわれたのち、このことについては、第3常置としては、委員長が、会長の意向も伺ったうえで、実情調査をすることもありうることを了承することにした。

2. 学生部関係職員の待遇改善について

まず委員長から、先程も触れたように、これについての要望書が、国大協会長に提出された。これの取り扱いにつき協議願いたい。と述べ、これに対しつぎの意見が交された。

- 大学事務局職員と学生部職員との間の待遇格差の問題については、これまでもたびたび話題になった。しかし当委員会としては、はっきりした対応はとられなかった。
- だからといって、当委員会が独走することにも問題がないとはいえない。

以上のような若干の意見が述べられたのち、この案件の取扱いについては、学生部職員と事務局職員との間に、待遇の格差があることは、当委員会としては好ましくない問題である、という見解であるので、これが是正

について然るべくご検討をお願いしたい、という趣旨のことをつけて、教職員の待遇問題を担当している第6常置委員会に送付することを了承した。

3. 課外活動の振興策について

初めに委員長から、つぎのことが述べられた。

この課題については、さきに当委員会から発表した<課外活動中における学生の災害事故対策について>の報告などに基づいて、課外活動の振興策を検討しようということになっていた。この報告書によれば、事故処理対策としては、実際には医療費の措置、事故が起きた場合の捜索費用などが主に問題になる、と述べてある。その具体的な対策を、それぞれの大学の力だけで立てているところも少なくないが、もう一つ高い次元での対策、たとえば、国その他に要望するということが中心の問題となるのではなからうか。つぎに、昨年6月19日の当委員会においても、これが議題として採り上げられ、課外活動の振興のためには顧問教官の旅費の増額、課外活動のための予算増額の要望が論議され、教官と学生とのコミュニケーションの問題と課外活動中における災害事故対策とを一貫して、前向きの姿勢で検討したいと述べられている。その他に、学生サークル部屋の新営についての要望というのもさきにだされている。このような経緯があるが、これらも課外活動振興策の一環であると思う。そこで、これからの作業としては、これらの経緯をふまえたうえで、文部省はじめ他の関係機関に要望をだすかどうかになるが、これについてご意見を伺いたい。

これに対し、つぎのような意見が交された。

○ 課外活動の範囲がよく分らない。つまり、

クラブ活動以外の活動の際に起こる事故には、学生の身分としての事故と個人としての事故とがあるが、国大協が考えるクラブ活動以外の課外における事故は、どの範囲の事故を対象にするのであろうか。

- 広い意味では、純個人的な活動も課外活動ということになるが、ここで論議の対象にする課外活動は、学生の間人形成上、大学が価値あるものと評価して、それに大学が有形無形の援助を与えている活動ということである。そのような考えが基底にあって、アンケート調査に際しては「クラブ活動中に発生した災害事故とは、クラブ活動中または大学の主催あるいはこれに準ずる行事中に発生した災害事故をいい、また、クラブ活動以外において発生した災害事故とは、休憩時間中、その他学生が大学構内にいる間に発生した災害事故をいう」ということであった。
- サークルの顧問教官には、大学から委嘱されたものと、クラブ承認届出の条件として届出に記載されている顧問教官の二通りがあるが、それを区別しなければならないという問題ではない。ただ、文化系のサークルの場合には顧問教官がいない場合が相当あり、また正式のサークルでない同好会などには顧問教官はついていない。
- 課外活動は、正課の時間中以上に、学生が利用して学生生活をエンジョイしている人間形成の場であるから、それなりに重要視していかなければならない。いま、これが振興策について、課外活動費の大幅アップ、顧問教官旅費の増額、それらを国に要求するとすれば、それにはタイミングがある。その具体策として、昭和51年度の概算要求に間に合せるということであれば、それに向っての作業を

進めていく、という態度を協議したいものである。

- その骨組みとしては、厚生補導費の増額ということだけでなく、事故が起きた場合の救援費も、課外活動の振興策との一環としてパラレルに考えていくべきだと思う。
- 厚生補導費、救援費などを大学がある程度用意したとしても、不慮の災害に対する備えとしては充分ではない。ところで、顧問教官になる人はOBの者が多いから、顧問教官制が確立しておれば、OBの組織と顧問教官との関連において、緊急な場合の大学側の体制が、自然な形でとりうるようになる。つまり、財政面では保険制度、対策面では顧問教官制の確立ということになるのではないかと思う。
- いままでの論議を総括してみれば、①顧問教官制の確立②厚生補導費の増額要求③災害保険への加入の奨励があるが、そのうちどれかの一本勝負では解決されない問題である。なお、厚生補導費は国費であるが予測されない突発事故に当てるためのファンドを国費以外で用意しておく必要がある。

概ね以上のように、問題の所在を挙げながら論議が交されたのち、今後の作業の進め方として、文部省側の意向も参考にしながら、6月の総会に間に合うように要望の原案を作成することにした。

(7) 大学卒業 予定者就職問題懇談 会議事要旨

日 時 昭和50年3月6日(木) 10.00~12.00
場 所 文部省第5特別会議室
出席者 大学8団体、高専3団体
(文部省)三角審議官、十文字学生課

長

(労働省) 職業安定局清水業務指導課
長補佐

開会に当たり文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

最近の経済不況の影響による49年度大学卒業予定者の就職採用内定取消、自宅待機等の問題が国会の論議に上り、このためその実情を各大学団体に調査報告方お願いしたところ、ご協力が得られ、2月25日現在でその概要をまとめることができた。その結果によると採用内定取消の状況は次のとおりとなっている。

4年制大学	66校	222人
短期大学	36校	57人
高等工業専門学校	9校	11人

一方、労働省においてはこの事態を重視し、過般(1月23日)職業安定局長名をもって日経連等経済諸団体ならびに各業種別団体に対し、このような事態を回避されるよう努力方を要請する通達を出すとともに、大学側に対してもこのような事態が生じた場合には地元職業安定課へその内容を通報するよう依頼するなどの措置を講じられた。また、文部省でも今朝文部大臣が経済同友会の会議に出席した折、業界側に対しこのことについて特に善処方を要望された。

さて、本日急遽ご参集頂いた趣旨は、大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期を繰り下げることについてのご相談である。この大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期を繰り下げることについては、従来から大学側は教育的な配慮からこれの推進を図ってきたが、今回のような就職採用内定取消等の事態を回避するためにも、これを繰り下げることが必要であると思われる。以上の二つの観点から就職推薦選考開始時期の繰り下げが問題化し、労働省、日経連等を中心に具体

の動きが出てきた。すなわち、先月26日労働省と日経連および主要な個別企業会社が集まり、その会合に文部省も出席してこの就職選考時期の問題について話し合いが行われた。その際の個別企業会社側の意見は①50年度からいきなり繰り下げを実施するのはどうか、51年度からなら異議はない、②50年度からでもよい、の二つに分れ、賛否相半ばという状況であった。また、大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期を10月1日に繰り下げの場合、高校卒業予定者の推薦選考時期（現在10月1日以降）と重なる点についても論議があった。これについて、文部省としては①大学8団体としては従来から10月1日以降推薦を目途として進めてきているので、今回の繰り下げ論には原則として賛成である。しかし②それについては企業側が足並を揃えることがポイントとなる。③それに大学側としては10月1日以降に繰り下げの場合、前期試験との時期的調整の配慮が必要である、などの意見を述べた。その後、労働省は50年度よりこれを繰り下げる方向でその可能性について検討したいということで、明7日に中央雇用対策協議会の拡大幹事会を開きそこで下相談をし、そこでもし話がまとまれば中央雇用対策協議会を開き、昨年11月の同協議会の決議（6月求人活動開始、7月選考開始）を変更しようという段取りとなっている。

このような情勢を踏まえ、大学団体としてはどのように対処したらよいか、その問題点をおききしたいと思い本日の会議を開催した次第であるが、これの具体的問題としては①50年度から10月に繰り下げること協力できるか、②もし10月に繰り下げられるとするとその1カ月前の9月から求人活動開始となるがそれでよいか、③10月に繰り下げると現在の高校卒業予定

者の就職選考時期（10月1日以降）と重なることになるので、それを避けるため大学卒業予定者の就職選考時期は11月に繰り下げてもよいか、などのことがある。それで、以上の3点について各大学団体等のご意見をまず伺いすることにしたい。

これに対する各大学団体等の意見は概略次のとおりであった。

（国立大学協会） 国大協ではこの就職時期の問題は第3常置委員会の担当事項であるが、今回のことについては委員会で協議するいとまがなかった。しかし、一部の委員に接触した範囲では、従来より大学側としては10月1日以降を主張してきたので基本的には今回の繰り下げ案に賛成であるということであった。ただ、これを50年度より実施するということになるというろいろ大学の教育計画にも影響するので、もし実施するならなるべく早い時期に決定するようにしてほしい。次に、推薦選考時期を11月に繰り下げることについては、これが余りに遅くなると学生に不安感を与える懸念もあるが、その程度であれば差支えないと思う。求人活動開始が9月となることについては特に問題はないと思う。

（公立大学協会） 従来の大学8団体の協定の趣旨よりして10月繰り下げに反対はしないが、協会として決定するには理事会、総会にかける要がある。今回就職選考時期を変更するとするとそのことを各大学に至急問合せをしなければならないが、当協会としては重要問題については大体意思統一ができていたので万万反対はないと思われる。それで、他の各団体の意向がこの繰り下げ案に固まれば反対はしない。

（私立大学連盟） 当連盟では国立大学とは考え方のニュアンスが違う。この就職選考時期

繰り下げ問題の発端は今回の採用内定取消の関係から起きている。国会で採用内定取消問題が取り上げられたが、その論議の内容をみると大学の教育的観点という面が欠落しており、企業本位の立場となっていて大学や学生のことが考えられていない。その点が問題である。もともと採用内定取消の問題と就職選考時期の問題とは別の問題である。そのような点から今回の就職選考開始時期を10月ないし11月に繰り下げることには反対である。今までの大学側の10月推薦開始という努力目標も、これを実施する際には研究・教育の一環として十分検討されなければならない。50年度の就職選考時期については僅か3月（みつき）前の昨年11月に決定されたばかりなのに、経済界の景気の動向によって一方的にこれを変更しようとするのは問題である。昨年11月の決議（6月求人活動開始、7月選考開始）のことは既に学生にもPRをしており、大学も学生もそれに従って準備をしている。また、大学のカリキュラムもそれに従って組まれている。それを今急に変更しようというのは大学の実情無視の態度といわざるを得ない。このような企業サイドの発想に対しては異議がある。それで当連盟の結論としては、50年度よりの繰り下げには反対、51年度繰り下げかどうかについては別のテーブルで改めて論議すべきである、ということである。

（私立大学協会） 昨日緊急に相談したが3つの理由から就職選考時期を50年度から10月に繰り下げることについては反対である。すなわち①昨年11月の決議に基づき7月選考開始ということで既に学生に対しオリエンテーションをしている。今更それを変えることはできない。②10月という時期は大学では前期試験の期間中であり、その時期に就職選考が重なることは大

学にも学生にも支障がある。③この10月という時期は地方公共団体の教員採用試験時期（8～10月）と重なり受験生に支障がある。大体、今度の就職選考時期繰り下げの発想は採用内定取消の問題から生じているようだが、現在の7月選考開始を10月以降にしたら採用内定取消がなくなるという保証があるのか。50年度からでなく51年度から繰り下げるということについても改めて協議して決める必要がある。

（私立大学懇話会） 先月26日に委員会を開いて協議した。その結果、就職選考時期の10月繰り下げは大学の前期試験の時期とかち合うことにはなるが、他の大学団体が10月でよいというなら、従来から10月目途の方針できたのであるから差支えないということになった。50年度から繰り下げ実施でもよい。

（国立短期大学協会） 10月繰り下げについて特に反対はない。ただ、10月にすると学生の試験期に当るので、その点を十分配慮してほしい。

（公立短期大学協会） 文部省の提案に賛成である。11月繰り下げでも差支えない。

（私立短期大学協会） 採用内定取消とか就職選考時期の繰り下げとかいう問題は重大な問題であるので、この10月繰り下げ問題も最初から賛否を問うというような形でなく、まずフリートーカーキングをして意見交換をする必要がある。当協会としての意見では、短大は専門課程が1年間なので、今のように専門の授業をろくに受けない中に就職選考に臨むよりもこれをもっと遅らせた方がよいと考えている。しかし、これをいきなり50年度から実施することは混乱を生ずる恐れがある。今度のことは企業の都合で引き回されているような感じが好みしくない。原則としては繰り下げに賛成であるが、

50年度からの実施は混乱が懸念されるのでやめてほしい。

(国立高専協会) 高専の場合は高専の特殊性とこれまでの経緯から、この問題についての考え方のニュアンスが大学とは若干異なっている。高専の就職選考開始時期は従来は大学8団体とは別個であって5月15日であった。それが49年度卒業予定者より大学と同様に5月求人活動開始、7月選考開始となり、50年度卒業予定者については昨年11月の雇対協の決議に基づき6月求人活動開始、7月選考開始ということになった。この昨年11月の決定に従って進めている矢先に、1回も実施しないで急に変更しようというようなやり方は納得できない。結論的にいえば、50年度については既に学生その他にPRしている関係もあり、昨年11月の決議どおり6月求人、7月選考の線でやってほしい。なお、これを今後9月求人、10月選考に改める際には、長期的展望に立って決定してほしい。1年や2年で変更することは混乱を生じるので避けてほしい。

(公立高専協会) この問題についてはよくきいていないが国立高専の意見と大体同じである。一度決めたら景気の動向にかかわらず守るようにしてほしい。

(私立高専協会) 大学側の10月推薦開始というのは現在の努力目標であって、遅ければ遅いほどよいというものではない。この就職選考時期については景気の動向に左右されることなく抜本的に考える必要がある。朝令暮改は学生に不安感を与えるのでやめてほしい。今回の就職選考時期の繰り下げの発想は採用内定取消の責任転嫁の印象が強い。企業自らの姿勢を正すことを要求したい。

各大学団体等より概ね以上のような意見開陳

があったのち、更に意見交換が行われたが、その主な意見を摘記すると以下のとおりである。

- 採用内定取消等の問題と就職選考時期の問題とはそれぞれ切り離して別な席で討議すべきである。(私大連)
- 企業は協定の線を守っていない。選考時期をいつにするかのことよりも、まず企業側がこれを守るかどうかが根本的な問題である。(国高専協)
- この就職選考時期の繰り下げのことは世論の動向からきている。国会の場でそういう方向が強く主張されているのであって、経済団体主導型ということではない。また、教育的視点を離れて考えられているわけではない。労働省が求人秩序の確立に努めているのは教育的配慮があつてのことである。今度の採用内定取消の事態を検討し、よりよい方向を探った結果、選考時期を遅くした方が企業の採用計画が確実になり、従って内定取消等の事態も少なくなると判断したわけである。その際、その時期については、従来大学側が10月以降推薦開始の協定をしていたので、それを一応メルクマールとしてまとめようと考えたわけである。企業側の協定遵守のことは法制的な強制はできないが、関係機関の協力で行行政指導の徹底を図りたいと考えている。今回のことは急なことであるので意見調整ができれば実施はむりであるが、気持としてはこの際その方向に進みたいと考えている。(労働省)
- 大学の学年暦は年の始めにつくられる。50年度についてもそれが既に出来上っており、その段階でこれの変更を求めるような提案を急に出されることは心外である。また、前期試験の時期に採用試験を行うということは絶

対的にむりである。この就職選考時期の繰り下げ案は、採用内定取消が企業側の責任であるということを引きかえに労働大臣が持ち出したような感じを受ける。そのような方針を労働省が決めて、文部省は大学団体を集めてこれを伝えて了承させるといったような行き方は納得できない。この際一番大事なことは、これから学卒者をどれだけ採用して貰えるかという問題である。採用問題と就職選考時期の問題は別問題であるのに、今度の採用内定取消問題が影にかくれてその代りに就職選考時期の問題が押し出されてくるのは問題のすりかえと受けとれる。(私大連)

- この問題をそうポリティカルに考えない方がよい。それよりも学年暦や教育計画との関係とかいう具体的問題に即して討議した方がよい。何十万という学生に関係する問題であるので慎重に議論して妥当な結論を出すのが望ましい。(文部省)
- 昨年11月の中央雇用対策協議会の決議に基づいて既に学生の就職についての手引も印刷しており今更Uターンはできない。突如としてこのような問題が出されるのは大学の立場を無視したやり方といわざるを得ない。(私大連)
- この問題についての国会の世論のつきあいは強い。何らかの調整をしてでもやらなければならない情勢にある。それで、労働省としても積極的に取り組まざるを得ない状況にあるが、実務上の調整のこともあり企業側、大学側とも相談して進めたいと望んでいる。(労働省)
- 企業の仕組みの掘り下げと大学における教育上の問題の両面を考えて進めなければなら

ないと思うが、50年度のことは時期も切迫していることでもあり、本日は基本線の詳細という程度に止めたらい。中央雇用対策協議会の決議がなされてからまだ3月(みつき)しかたっていないのに突如として変更しようとするのは問題がある。(私大連)

- 今度の採用内定取消については大学側は被害者である。企業側もそのことについて責任を感じている時に、大学側が従来から要望している就職選考時期の繰り下げを主張することは効果があると思われる。ただ、50年度からこれを実施することについては、①既に学生に対するPRの準備をしていること、②既に大学の学年暦が定められていること、③求人状況が悪い時期に選考時期を遅らせると学生が不安感を抱くこと、④地方公共団体の教員採用試験と重なること、などの問題があるようなので、それらの実質的問題について討議されることを望みたい。(文部省)
- この就職選考時期の問題が今度の採用内定取消問題と関係して出たのかどうかは別として、経済界の不況によって選考時期の繰り下げが出てくれば、好況に転じた場合また早目に繰り上るおそれがある。そうなると大学側は企業側の都合で絶えず振り回されることになる。一度決めた協定は景気の好不況に関係なく厳守して永続定着させる必要がある。(国短協)
- 本日は各大学団体の意見をきく過程であって今すぐどう結論は出せない。本日の意見を明日の中央雇用対策協議会の拡大幹事会で伝えることにする。文部省としても就職選考開始時期を50年度から10月に繰り下げると決めているわけではないので了承してほしい。(文部省)

- 現在も7月以降選考ということで10月でも推薦選考は行われている。11月でも行われている。51年度以降のことについては更に論議して理想に近づける方向に進めるようにしたい。(私大連)

概ね以上のような意見交換があったのち、文部省三角審議官から次のように述べられ、本日の会議を終った。

本日の各位のご意見を明日の拡大幹事会に伝えることにする。労働省においてもこれをふまえて進めることになる。ただ、この時期は大学側が企業側に対して大いにその意見を主張できるチャンスである。大学側が長年主張してきた就職推薦選考時期の繰り下げの実現と、企業側のこれの遵守の徹底を図るのに今はよい時期と思われる。問題のすりかえということではなく、この機会に年来の主張を打出し、その具体化については更に別のテーブルで固めて行くということにしたい。

(8) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和50年2月26日(水) 13.30~15.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

村尾、白淵、福原、林、三上、増尾、
具島各委員

井上臨時委員

小路専門委員

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長からつぎのとおり新委員の紹介があった。

長崎大学 具島兼三郎

ついで、つぎのことが述べられた。

本日の議題は、ここ数年にわたって検討してきた学生の教育研究災害の問題につき、文部省

において、国・公・私立大学の各代表、日本学校安全会、日本損害保険協会等をもって構成する研究調査会が設けられ、そこにおいて昨年12月からかなりエネルギーにこの問題を詰めてきたが、調査会としては中間報告案を3月にはまとめるところまできた。その原案は別紙のとおりであるが、来年度も調査費がつくことになっているので、来年度において具体的な方法その他について各大学の意見を求めたうえで完成する予定になっている。ところが、この中間報告案についての各大学の意見を聞く時間的余裕もないので、研究調査会に参加している各団体の性格に応じ、それぞれ取り扱っている委員会段階での意見を伺い、それによってこの中間報告案を補足修正して3月に最終案をまとめる段階になっているので、よろしく協議をお願いしたい。

なお、文部省の調査会で検討してきた主な問題点は、資料にもあるように

- 1 補償対象とする学生の範囲について
- 2 補償の対象とする傷病の範囲について
- 3 補償給付額について

の三点であるが、報告書案のおおよそのプリンシプルは、国大協から出した補償対象の範囲、互助制度を中心とする原則の方向にほぼ一致することになった。

以上のような経過説明がありつづいて、資料<学生の教育研究災害補償制度について(中間報告案)>の朗読があったのち、委員長からつぎの各項目についてその概略の説明があった。

- (1) 学生の教育研究災害補償制度について
 - (2) 学生の教育研究災害補償制度の内容について
- ① 制度の対象とする学生の範囲について
 - ② 制度の対象とする傷病等の範囲について

③ 給付の種類及び額について

④ 加入者の負担する掛金について

⑤ 加入単位について

(3) 制度の実施主体及び事務組織について

(4) 国の援助について

以上の説明があったのち、修正意見が交わされ、それをつぎのようにまとめ、当委員会の意見として文部省に提出することにした。

学生の教育研究災害補償制度について（中間報告）に対する意見

1. 2 P 5 行目以下をつぎのように訂正する。

このような現状にかんがみ、大学における教育・研究が安んじて実施されるためにも、全国的規模における学生の教育研究災害救済のための制度創設が、教官・学生双方から強く要望されてきたところである。

2. 5 P 廃疾見舞金及び死亡見舞金について

掛金の増額が、試算程度の割合であれば、見舞金倍額（1,500万および1,000万）の方がよいと考えられる。

3. 5 P の 4 国の援助についての項目（たとえば、事務的経費の一部を補助するなど）を削除する。

つぎに委員長から、この課題がまとまってくれば、具体的な段階での事務量その他について、大学が引き受けなければならない事柄の範囲はどこまでか、などの問題に入ることになり、その段階で各大学の意見を求めることになるからその際にはよろしくご協力をお願いしたい。と要望が述べられた。

(9) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和50年2月14日（金）10.00～13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

玉山、鐘ヶ江、水戸部、桜場、芦田（淳）牧、芦田（謙）、西沢、日高、太田、勝木各委員

白倉、新堀、但馬各専門委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長からつぎのことが述べられた。

今後の大学学長間の国際交流のあり方について、国大協総会で当委員会の検討を求められていた。それが予め通知しておいた本日の議題であるが、議事に入る前に、前回（49.12.13）お諮りしご承認をえたように、東大外事係長の但馬事務官に専門委員を委嘱し、本日出席されたのでご紹介する。

なお、議題として追加したいことがあるので予めご了承を得たい。その問題は留学生に関する事柄で、そのために文部省から五十嵐留学生課長が出席されておられるので、詳細なことは五十嵐課長からお話しを伺うが、一応その概要を簡単にご紹介しておきたい。それは、東京外国語大学の日本語専攻学科に入学した留学生で、東京外語大学の特設日本語学科へ進学を予定されている学生を中心とする学生から、他の文科系の大学・学部に進学することについて、検討してもらいたいという趣旨の要望が、直接、文部大臣宛に提出されたことに端を発したものである。これに対し文部省においては学部留学生のあり方について検討され、新しい方針を打出すことになり、先般、留学生問題に関する連絡協議会においてその説明があり、その会議ではほぼ文部省の方針に異存がないということになった。その内容は、留学生問題の基本的事項にも触れていることであるので、当委員会としてもそれについて検討し、文部省の今後の計画に参考になる意見があるなら、文部省に伝えたいと考えていたところ、本日五十嵐課長に出席を

お願いできたので、それについてのお話を伺ったうえで、協議をお願いしたい。

ところで、留学生課所管の来年度予算事項がほぼまとまったということであるので、さきはこの予算についてのお話しから伺うことにしたい。

以上のような経過説明があったのち議事に入った。

議 事

1. 昭和50年度留学生課所管の予算について

まず、五十嵐留学生課長から資料〈昭和50年対外経済協力予算、概算、査定額〉を基に、その概略の説明があった。

以上の説明につづいて、その関連事項として、つぎの問題が議せられた。

2. <文部大臣への日本語専攻学科留学生の専攻変更についての要望書〉について

初めに五十嵐留学生課長からこの問題の経緯についてその概要の説明があった。

ついで、委員長からつぎのように、補足説明および提議があった。

先般の留学生問題協力者会議において、日本語を専攻する学生として応募してきた留学生が、入学後に、目的変更の申出があったことについて、どのように考えるか、ということと、もう一つは、昭和49年度から文科系統の学部留学生は募集しない、という方針であったのを、これを契機としてもう一度間口を広げて、文科系の留学生も今後受け入れるという方針に変更することについて論議が交された。そのような事情であるのでこの問題についてのご意見を伺いたい。

これに対しつぎのような意見が交された。

- 特設日本語学科は、留学生を対象とした4年制の日本語学科だと考えてよい。これは、

外国人留学生を対象としているから、一般教養の必要単位などの特別の扱いがなされることになっているので、特設ということである。言い換えれば文学部の国語学科と言ってもよい。従って、この学科では日本の政治・経済・社会等の専門的な講義はしないことになっている。従来のように1年間の日本語の勉強だけでは、専門学科の授業においては、到底日本人学生についていけない。そのように不足する日本語の能力を補おうとするものであって、そのために専任教官の枠も配当された。これは留学生にとっては極めて有利な制度である。また、日本語だけを重点とするところがあるが、このことは、この学科の使命であって、実際の運営においては、日本についての専門的な政治・経済・社会等の授業を受けなければ、自由にその講義を聞いてもよろしいということであって、そこにおいて日本人とともに学ぶこともできるということである。このように拘束された勉強と自由な勉強の併合されたところに特色がある。

つぎに、これには文部大臣に直訴したことによって今度の制度ができるということにもう一つの特異な問題がある、ということが言える。わが国では大臣に直訴するということはまず考えられないことである。国柄の違いはあるが、このように直訴することによって制度の改変ができるとなると、そのために新たな問題がでてくる。そのために日本語教官の留学生に対する日本語教育の使命感が失われるという事態を招くことにもなる。そのような問題を残しながらこの制度ができるということであるが、今後は留学生の志望について厳格な選考をしたうえで受け入れるべきだと思う。

○ 実際問題としては、日本語教師が留学生の現地でどれだけの要求があるのか、それが前提の問題になると思う。そのような事情調査をしたうえで留学生のあり方を検討しなければならぬ。

○ この課題については、文部省も苦心を重ねて方針を決定されたことと思う。日本語専攻の目的で入学してきた留学生が、途中から目的変更の申し出をし、それが文部大臣に直訴して認められるようになったが、これが先例になって逆に悪影響が残ることになってはよくないことである。今後も国大協と十分な連絡をとりながら配慮されるべきである。

<留学生課長退席>

このあと委員長より次のとおり述べられた。

文部省においての今回の措置のとり方については、急なことではあったが、かなりの問題があると思う。このことが事前に分かかっておれば当委員会として早目に検討すべき問題であったと思う。先程の意見にもあったように文部大臣に直訴し、それが採り上げられ、新しい措置がとられたということは、結果的には良い面もあるが、同時に問題が残ることもありうる。今後は悪い問題が残らないように留意しておく必要があると思うのでこのことについてご協議をお願いしたい。

これに対し次のような意見が交された。

○ この要望書に沿って措置を決めるに際しては、文部省から東京外語大には事前の相談があったのであろうか。

○ 東京外語大としては、結局のところは教育学・経済学・経営学の授業についていけるだけの能力のある留学生であれば、受け入れはやむをえないことであろう。ということが基本の方針であった。

○ 受け入れ側からみれば、この7人の留学生は積極的な勉学の意欲をもった学生である、というようにはみられるが、このような過程を経て入学してくるとなると心配がないでもない、ということである。

○ 国情や学校のあり方が異なり、東南アジア地区からきている留学生には、わが国の大学には大学の自治の原則から、最高の権限は学長ないし教授会にあるということは殆ど知られていない。したがって問題の解決には文部大臣に直訴する外に途はないというようにとられている。このことは留学生だけでなく外国人教師にも同様のことがいえる。たとえば外国人教師の待遇改善の問題について、文部大臣に直接要求したという実例がある。このことから事務当局においては恐慌をきたしている。

○ 外人教師の待遇改善については、国大協でもこの委員会から数回の要望書を出してきた。しかし、最終的にはこれが採り上げられておらず、留学生問題についても不満を述べて要望してきたが採り上げられなかった。ところが直訴すれば解決するとなれば、当委員会の存在意義が乏しくなる。

○ この課題については、他にも幾つかの問題があることを了解しておくことにしたい。

以上のようなことについて意見が交されたのち委員長から在外研究員および外国教師の予算についてつぎのような報告があった。

在外研究員	49年度	50年度	増 減
甲種	200人	225人	+25人
乙種	196	190	- 6
短期	94	115	+21
合計	490	530	+40
	千	千	千
予算	991,733	1,438,761	+447,024

となり、金額面ではかなりの増額になる。

外国人教師	49年度	50年度	増減
教師	149人	162人	+13
講師	184	198	+14
合計	333	360	+27

となり、なお予算面では給与、積算校費、研究旅費など、ともに若干の増になる見通しになった。

3. 今後の国際交流について

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

昨年の総会における報告をもって西ドイツ学長団との交流事業は一段落となったが、今後はどのような国際交流をやるべきかということについての検討が当委員会に付託された。そのことに関連するが本日配付した資料の中に、先般来日された西ドイツ学長視察団のクーネルト女史からお礼の手紙とともに「西ドイツ学長会議代表团日本訪問旅行報告書」が送られてきた。これにはかなり興味ある意見が述べられている。

以上の説明に対して若干の質疑が交された。

ついで、委員長からつぎのことが述べられた。

今後の国際交流についての検討は、当委員会で詳細な計画書などを作るということではない。当委員会としての当面の作業は、今回の西ドイツとの一回の交流だけで国際交流を終わらせるということではなく、これを機会に今後も引き続いてドイツあるいはその他の国との学長の交流も行うべきことではないかということについて、国大協としての考え方をまとめて打ち出すとともに、それに対して文部省としては必要な行政的・予算的措置を整えてもらうということを協議することであろうと考えられる。本日は、その基本的な考え方を協議し、いずれ案

文をまとめて国大協の意見として承認を得て、必要があればそれに基づいて、来年度の予算要求にも反映させることができるような要望を出すことでよろしいのではないかと思うが、これについてご意見を伺いたい。

以上の提言に対し、つぎのような意見交換が行われた。

- ごく小人数の交流でしかもそれが文部省の所管であれば、文部省は来年度予定の予算の枠内で考えてくれる余地は充分あると思う。
 - 学長の国際交流を西ドイツに限定する必要はない。それ以外の国とも広く学長レベルの交流を発展させるべきである。そして、それには関連のある組織が各国にあると思うので、まず国大協がそれらの関係機関に働きかけてイニシアチブをとる、というような順序になると思う。
 - 多くの留学生をわが国に送っている東南アジア諸国の学長にも、わが国とわが国の大学の実情を理解してもらうためにも学長の交流が行われることが望ましい。なお、国際交流については国大協のみでなく、文部省においても積極的に進めてもらわねばならない。
- 概ね以上のような意見交換が行われたのち、委員長から今後の進め方についてつぎのように述べられた。
- とにかくこれまで述べられた意見を基に、国際交流の進め方についての国大協の考え方の案文を、とくに異議がなければ委員長の手許で作成し、理事会に提出することにした。しかし、それに盛り込む内容について、さらに意見があればメモ的にでもお寄せ願いたい。
- 以上の提言についてこれを異議なく了承した。

つぎに国際大学協会のことに関して、つぎのような意見が交された。

- 国際大学協会以外にも、国際的な学長会議があると思うが、その内容・性格が明らかではない。

今回、モスクワの会議に出席される方に、その辺のこの調査を依頼することにはどうか。

- できれば但馬専門委員のもとで、前もって分る範囲のことを調べておくことにしてはどうか。

- ある特定の学長が、ある種の目的のもとに提唱している世界の学長会議というのがあるのは確かである。しかし、それはいずれもIAUにいわば対抗し、ないしは反対するというような政治的・思想的な学長会議であって、純粋な意味での国際的な学長会議は、やはり国際大学協会以外にはないといえよう。

- 国大協としては国際交流をさらに広める糸口を、モスクワの国際大学協会の総会においてとりつけることができれば幸いであるので、加藤（元）会長に意見を伝えておきたい。

- 国際交流をカバーする意味において、在外研究員の枠を広げることも一つの考え方ではなからうか。

- 在外研究員の枠の拡張は非常に困難な問題である。恒久的な新しい制度を設けられることが望ましい。

以上のような意見交換が行われたのち、委員長から、本日の意見を踏まえて第5常置として意見の素案をまとめ、次回に論議を進めることにしたい、と提言があった。

4. その他

- ① さきに総会に提案し採択された<外国人

教員、在外研究員および留学生等に関する実態調査報告書>の作成に、終始お世話された白倉専門委員に対し、委員長から謝意が述べられた。

- ② 日高委員（九州大学）から、定年退職の挨拶があった。

(10) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和50年2月15日（土）10.00～12.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 都留委員長

丹羽、和田、渡辺、市村、石原、氏原、太田、神代、井上、佐野、釜洞、飯島、中村、田中各委員
古井、高梨、長谷川、手塚各専門委員

都留委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

予て関係委員会等に検討方を依頼していた本委員会作案の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」に対する検討結果がこのほど各委員会から提出されたので、この意見を検討するため理事会に先立って本日委員会を開催することにした。それと、昨年末から問題となっていた国立大学の学費値上げの問題について、その経過をご報告するとともにその善後措置のことを本日協議したいと考えている。なお、本日配付の前回（49.9.26）の委員会の議事要録は、既に時日も相当経過しているので朗読は省略することにしたいが、この議事要録の最後の下りに記されている「大学財政小委員会の設置」のことは、早急にこれを発足させたいと考えているのでご了承頂きたい。

議 事

1. 国立大学の学費改定について

このことについて委員長より次のとおり経過の説明があった。

去る1月11日に50年度予算の政府原案が決定され、これによって国立大学の入学料、検定料が来年度から改定になることに決った。しかし、授業料の方は50年度は現行のままに据え置きとなった。このような結果となったが、この今回の学費改定の経過を紹介すると概略以下のとおりである。

昨年12月20日文部省から特別会計制度協議会のメンバーに対し急拠招集が行われ、予算折衝の過程で大蔵省側から提起された国立大学授業料の値上げ問題の経緯についての説明と、この問題の対処についての相談があった。それによると、大蔵省は国立大学の授業料の大幅引上げを強く主張し、文部省がこれを受入れないと大学局関係の予算の査定が仲々決らないという状況で苦労しているとのことであった。しかし、国立大学側としては授業料の大幅な値上げは困ることなどで、その後の12月24日に開かれた文部大臣と国大協との懇談会の際に大臣にそのことを陳情し、また、12月26日には会長、両副会長と私が自民党の西岡文教部会長に面談し授業料値上げを取りやめるよう強く要請した。その後本年1月4日に大蔵省の予算原案の内示があり、その段階では50年度における授業料の値上げは取りやめとなり、入学料、検定料は50年度から値上げされるということになった。

その直後の1月6日に文部省の要請で予算打合せが開かれ、国大協側からは両副会長、在京の理事・常置委員長等が出席したが、そこで文部省側から予算内示案の説明があった。その際に入学料が現行の12,000円から50,000円に大幅

に増額されるという話しがあつたので、入学料については48年度における3倍値上げに引続いて、50年度に4.2倍という大幅引上げをすることは納得できないとの意向を表明するとともに、翌1月7日に相磯副会長と谷田第2常置委員長が文部省を訪ね、学費値上げについて重ねて善処方を要請した。

その後1月11日に50年度予算の政府原案が発表され、50年度には授業料、寄宿料の値上げは行われないことになったが、入学料、検定料の値上げは決った。しかし、入学料を短期間の中に再度大幅に値上げすることは遺憾なことであり、また、50年度大学院入学者の試験は昨年秋に実施され、その時期には入学料は現行の金額で知らされているので、この分については値上げを1年延期すべきであると考え、これらのことを文書をもって要望することを会長にも提案したが、諸種の事情で文書提出には至らなかった。

以上が学費改定問題についての今日までの経過の概要であるが、50年度予算は目下国会で審議中であり、この際もしこの問題について国大協として何らかの意思表示が必要ということであるなら、来る2月27日の理事会で討議したいと思うので、ご意見があれば伺いたい。

以上の説明に対し概ね次のような論議が交された。

- 50年度大学院入学者に対する入学料値上げのことはまだ決っていないのか。
- 決っている。しかし、延期の申し入れをすべきではないかと思う。行政上の処置でもできることであるが、文部省、大蔵省に対して正式に申し入れるべきではないかと考える。
- 学費値上げの政府の意図はどこにあるのか。私学との均衡ということがその理由か。

- 私学の学費とのバランスをとるという考え方が強い。国立大学入学者の父兄の経済的レベルと私立大学入学者の父兄の経済的レベルには差はなくなっているということが一つの根拠となっている。
- 関係当局に申し入れをした方がよいのではないか。今の時点で申し入れをしても無駄であるとの考え方もあるが、このまま黙っていることは学費値上げを了承しているように受取られる。われわれも今年の学費値上げは根本的に納得できないので、たとい効果がなくとも言うべきことに言った方がよい。将来の布石のためにも態度をはっきりしておいた方がよい。
- 本委員会として要望書を出すことに反対がなければ、もう一度そのことについて理事会に提案してみたい。将来の授業料値上げは必至の形勢にあるので、今からこれに対する姿勢を明らかにしておいた方がよいと思われる。
- 学費値上げが行政サイドだけで決められ大学側の意見をきかないのは困る。先程の話の12月20日の文部省との会議は大学関係者の意見をきいたということか。
- 特別会計制度協議会というのは国立大学の予算に関する文部省と国大協との連絡機関である。そこで以上述べたような学費値上げの問題が出たので、国大協側では急遽対策を協議し各方面に対し行動を起こし頻繁に折衝を行った。その結果、授業料値上げの方は見送りとなったが入学料、検定料の問題が新たに出てきたわけである。
- 先般関東地区の数大学の学長がこの問題について文部大臣と話し合ったが、その席での大臣の話では三木総理は国立大学の学費改定

は社会的公正の見地からの措置というような考えでいるとのことであった。

- 今の話は学費値上げが財政技術の問題でなく政策の問題であることを示唆しているものであって重大なことである。本委員会としては、また国大協として、今からこの問題を理論的に検討しておく必要がある。
- 国立大学の本質と授業料の意義を明らかにする必要がある。
- 大学財政小委員会を早く発足させてこの問題を幅広く検討する必要がある。
- 政府の予算案が決り国会審議中の段階で要望書を出したような例がこれまでにあったか。そのような時期に要望書を出すことは予算案の審議が手間どることになり、大学の事務処理上支障を来すことが懸念される。
- 国大協としては学費値上げは遺憾である旨の表明をする。ただ、50年度大学院入学者に対しては1年間入学料の値上げを延期する措置が必要と思う。
- 要望書の表現や内容は考慮するとして、兎も角学費値上げは遺憾であることの意味表明は必要であると思う。十分配慮して姿勢を残しておくことはこの際必要なことである。概ね以上のような意見交換ののち委員長より、本日の意見を基にこの問題を理事会の討議に付することにしたいと述べられた。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

本委員会の給与問題小委員会作案の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」について、過般関係委員会等に検討方を依頼したが、このほど第1常置委員会、大学運営協議会第1研究部会、同第2研究部会よりそれぞれこ

れに対する意見の提出があったので、まずこの意見を紹介したうえで協議をお願いすることとしたい。

ついで事務局より上記各委員会等の「意見」の朗読があり、それに続いて委員長より更に次のとおり述べられた。

各関係委員会等の意見は以上のとおりであるが、そこで述べられている多岐に亘る批判を今ここで逐一審議することは時間的に無理と思われる。他方、この国立大学教官の待遇改善の問題は長年の経緯があり、その結論を早急に出さなければならぬ差し迫った状況になっている。すなわち、今から4年前の46年の初めに国大協から文部省に対し、国立大学教職員の待遇改善に関する調査会または協議会を設置することを申し入れ、その後の折衝の過程で文部省から国大協において待遇改善の具体案の検討をしてほしい旨の要望が出された。その後47年8月に文部省に「教員等待遇改善研究調査会」が設置され、それを受けて同年9月に第6常置委員会に給与問題小委員会が設けられ、爾来今日まで精力的に具体案の検討を行ってきた。このように、何らかの具体案作成の期待の下に調査会が発足し、その後2年半の歳月が経過したが、国大協としての結論がまとまらないため調査会の作業もストップ状態となった。調査会としてはこれ以上答申の期限を延ばすことはできず、また国大協内の意見の調整を図ることも困難というのが目下の現状である。

一方、本報告書(案)の内容については、これまで、48年11月に第1常置委員会と第1研究部会に意見を求め文書回答を依頼し、この回答に対して給与問題小委員ではこれを検討して見解を発表した。ついで49年2月にはこの報告書(案)を各大学に回付して意見を求め、寄せら

れた批判意見、修正意見に対してこれを整理するとともに回答文を作成した。更に49年6月にはこの問題の審議促進を図るため、この報告書(案)提案の根拠と問題点を整理した文書を付して関係委員会等(第1常置委員会、大学運営協議会第1研究部会、同第2研究部会)に検討を依頼した。それに対する回答が先程紹介した各委員会等の意見である。

以上のように各方面の意見を徴したが、それらを一貫して読んでみると、一部の意見は誤解の上に立っているように思われる。しかし、今それを調整することは困難である。それで、本日はそれらの意見を一々検討するのではなく、この問題の決着をどうつけたらよいかを審議した方がよいと考える。については、まずこの報告書(案)の作成に苦勞された給与問題小委員会の委員の方々から意見を伺い、そのあとこの教官待遇改善問題の決着の問題について協議をお願いしたい。

以上の説明ののち給与問題小委員会の4人の委員より概ね次のような意見の陳述があった。

- 予想した誤解がそのまま続いているのは遺憾なことに思う。教職員の待遇改善について何らか社会に訴えようとしている時に代案がない形でこの問題が処理されてしまうのは残念に思う。
- 一般的な感想としては今の意見と同様であるが具体的にどうするかについては幾つかの考え方がある。その一つは、この問題について給与問題小委員会が検討の過程で出した文書が幾つかあり、またこの報告書(案)に対する批判文書も幾つかある。それらのものを一括してこの国立大学教官待遇改善問題の問題提起の形にすることも考えられる。次に文部省の「教官等待遇改善研究調査会」におけ

る審議の具体的解決を図るために、今まで各方面から出された諸意見の共通的な部分を取り上げそれをまとめ上げることが考えられる。すなわち、給与の大幅改善、昇給曲線の中たるみ是正（若手、中堅教官の待遇改善）、各等級別の給与格差の縮小（通し号俸一本化）などのことを取り上げる。なお、その前提条件としての事実認識、自己規律のことも必要である。以上のような点については他の委員会等でもこれを認めているので、これを抽象的にまとめ、それにさまざまな案として文章をつけ加える。これは妥協的な措置で中味は余りないかもしれないが、この報告書(案)を真剣に討議して貰うための問題提起にはなるう。

- 以上の両者の意見に尽きている。今まで出された諸文書をこの教官待遇改善問題検討の経過を示す資料として発表し今後に残すことがよい。
- 給与問題小委員会で折角資料を集め手を尽くしてこの報告書(案)を作成したのであるから、今までの資料は検討の実績を示すための資料として残した方がよい。また、国大協がこれだけやってきたという社会に対する責任として、教官の自己規律の問題を真剣に取り上げるべきである。

給与問題小委員会の各委員より概ね以上のような発言があったのち、委員長より次のように述べられた。

給与問題小委員会の各委員の意見は以上のとおりであるが、先にも述べたように本日はこの報告書(案)についての各論的の議論は時間的にできない。また、議論をしても調整案を作ることはむずかしい。それで、この段階でこの問題をどう処理するかについてご意見を

伺いたい。先程の小委員会委員の意見の中に「問題提起ということでこれまでの関係資料を整理して出す」という提案があったが、その際一つ残る問題は、各委員会等の意見、見解の相違があることと誤解が含まれる点があることである。それで、この資料集を出す時には注釈的文書を作る必要があると思われる。もう一つの「各方面の諸意見の共通項を取り上げて国大協としての意見をまとめる」という提案は、結局抽象的なものとなり、今更出すほどの意義はないと思われる。それで、私としてはこの機会に関係資料をまとめ問題提起としての文書を作り上げることがよいと思う。そしてその際、誤解のある部分については給与問題小委員会で注釈文を作り、これに付することにする。以上のような処置をすることではどうであろうか。

以上の委員長の提言に対して概ね次のような論議が交された。

- 第2研究部会においてこの報告書(案)を検討した際、この報告書(案)にあるような抜本的な制度改革をしなければ大学教官の待遇改善は絶対にできないのであろうかとの疑問が一様に持たれた。このようなラジカルな身分制の改革をしなければ教官の給与改善はできないのか。また、このような制度改革をすれば給与改善ができるのか。仮にこのような抜本的制度改革を給与問題を離れて文部省がやろうとする場合、それが果して可能であろうか。給与改善の問題をここに提示されている方法でなければ絶対にできないというような形で取り上げることは問題である。それと、この報告書(案)に対して寄せられた意見には誤解があると言われるが、われわれも十分データを検討したし、普通の受取り方を

している。一般に理解されるものには限度がある。この報告書(案)についての問題点の調整は不可能と思われる。そこで結論としては、この問題についての討議経過を残すことが大事と思われる。次に、この待遇改善問題に関して、文部省の調査会に国大協としてどのような提案をするかについてその姿勢をはっきりさせておくことが必要である。

- 調査会でのわれわれの発言は国大協の意見だけではないが、国大協としての意見を述べる必要がある。そうなることは先程の「諸意見の共通項」ということになり、抽象的なものになる。
- 調査会では小・中学校教員については現在人材確保という線から待遇改善が進められている。これに高校教員まで含めて給与体系を一本にするという意見もある。これが更に大学教官にまで拡大され教員の給与体系一本化の話が出されれば、何故大学教官だけはそれより高くなければならぬかの根拠を示さなければならぬ。
- 大学の教官が小学校教員より給与が下回るのをおかしいとの常識がある。
- 常識的にはそうであっても理屈を立てる必要がある。
- 大学教官給与については世界的水準もある。バランスだけの議論でも給与改善を進められるのではないか。
- そういう進め方もあるのに、大学教官だけは待遇改善のために自己規律すべきだというのはおかしい。給与改善のための対案が任期制導入というだけでは納得し得ない。概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のとおり述べられた。
教官給与の大幅引上げのことは常々主張して

いるが、大蔵省や人事院ではそれだけの話では仲々納得しない。小・中学校教員との比較や外国の大学教官給与とのバランスのことなども既に言ってきた。しかし、それでは効果がないので具体案の検討を始めたわけである。そのような経緯であるが、この待遇改善案について賛同が得られないので、従来の線で進めて行くより仕方がない。それに先程の「諸意見の共通項」を付加して要望して行くことになる。作業としては次の二段階になると思われる。①4年間の検討作業の資料をまとめ、国立大学教官待遇改善の問題提起として残すこと。②国大協として共通の見解をまとめ、これを文部省の調査会に持って行くこと。なお、②の共通理解のまとめは本日の意見を念頭において給与問題小委員会で諸意見の共通項をみつける作業をし、それを理事会に提出することにしたい。

以上の提言について協議の結果、この方針で進むことを了承した。なお、この教官待遇改善に関する資料集をまとめる際に、報告書(案)の内容に若干修正を施すこともある点についても了承した。

3. その他

(1) 学生部関係職員の待遇改善について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

東京地区国公立大学厚生補導部課長会議より国大協会長宛に標記のことに関する要望書が提出された。その内容は、①学生部長の指定職適用範囲の拡大(学生部長の指定職は全員に適用)、②学生部学生課長、厚生課長等の特別調整額の格差是正(学生部の課長等の特別調整額は全員3種に統一する)という2つの事柄である。この要望書は最初、学生の補導に関する事項を担当する第3常置委員会に回付されたが、同委員

会で検討の結果、趣旨は賛成であるが、問題が教職員の待遇問題に関係することであるので第6常置委員会で検討してほしいということで当委員会に回付されたものである。それで、この要望の趣旨に賛成かどうかお諮りしたいが、それについてはこの趣旨が妥当かどうかのことと共にその実現の可能性についての問題もあると思われる。

以上の説明に対して次のような論議が交された。

- この件についてだけの要望書を作るのか。或いは従来からの要望書の中にこのことを盛り込むことにするのか。
- そこまで詰めて行く必要があるか。事務的レベルの折衝ですむのではないか。
- 待遇改善に関する個々の問題を単発的に処理してよいかどうか。他の同様なケースとぶつかり合う恐れもある。

以上のような意見交換のち委員長より次のとおり述べられた。

この要望の趣旨は結構だが関連した問題があるので、この問題は事務的にもう少し詰めた方がよい。責任をもった要望をするなら、よく全般の事情をたしかめる必要がある。

(2) 小委員会について

このことについて委員長より次のような提言があった。

本委員会の給与問題小委員会は前述の教官待遇改善問題の諸資料のまとめと、この問題に関する諸意見の共通項のまとめの2つの残務整理に当たることとする。次に、予てから設置を予定していた大学財政小委員会を早急に発足させ、国立大学の予算積算基準や施設基準等についての本格的検討に取りかかりたいと思う。ついでにはこの小委員会の構成メンバーについてご

相談をしたい。

このことについて協議の結果、飯島委員、古井専門委員の両委員を小委員会委員に選出するとともに神代委員の就任方を要請、更にその他の学長委員1名の選考を進めることにし、また事務局長の専門委員としては、岩田、稲野両事務局長に参加願うこととし、2週間位の間に全体の案をまとめこれを理事会に諮ることとした。なお、この人選の結果については本委員会には追認で了承を得ることとした。

(11) 大学格差問題特別委員会 議事要録

日 時 昭和50年2月14日(金) 13.30~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 水戸部委員長

豊田、玉山、石原、岡本、太田、北村、桜場、芦田各委員

長谷川専門委員

水戸部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、つぎのような経過説明があった。

前回(49.11.12)は、第1常置委員会から下沢専門委員に出席願って、<格差是正に関する報告書>についての経過説明あるいは報告を伺い、それに対し各委員から質問や意見がだされた。このような格差是正に関する報告書、それに添付された資料などを見れば、わが国の大学がもっている問題点が露呈されており、大学間の格差が歴然として存在する、ということになる。当委員会は、この格差是正の方向づけを検討することであるが、その事柄が深く広く微妙なこともあるので、どのようにまとめていくかが問題になる。ただし「格差」ということについても、学長の中には「大学に格差

があることは当然だ」がはっきり言われる者もあるので、それだけに、この課題を国大協の問題として採り上げるについては、そのような声のあることも考えなければならないと思う。しかし、当委員会としては、折角第1常置委員会からこの報告書が出て、その検討を任されているのであるから、この議題をどのように進めていくかということになるが、それには一体どこから手を着けていくかということが、まず問題になると思う。そこで、その取り組み方についてお諮りすることになる。

なお、6月の総会に報告するということが必要になるが、<格差是正に関する報告書>をそのまま報告するということも考えられるが、当委員会で検討した結果の意見を付した形で報告しなければならないのではなからうか。そうして、国大協総会で大学格差の事実を認識してもらったうえで、その背景のもとに、格差是正が、具体化していくということにならざるをえなくなることを期待している。

つぎに、前回の委員会で当委員会の委員構成に片寄りがあるのではないかという指摘があったので、それについても本日協議願いたい。また、専門委員1名は、前回に横浜国大の長谷川事務局長に委嘱することが了承されたが、さらに教官専門委員についてもご検討をお願いしたい。

以上のような協議事項があるが、まず、格差是正の問題の取り組み方から検討をお願いしたい。

議 事

◎ 第1常置委員会小委員会資料の検討について

これについては、前回につづいて、主につきのように問題の所在を挙げながら意見が交され

た。

- 格差となると、大学間格差の外に、学内自体にも学部間の格差が存在する。これはやはり大学院のあるなしに関係してくる問題だと思ふ。
- 格差は、大学の機構と予算の面で、まず格差があるかないかということがあがるが、これを突き詰めていくと究極は、法令・制度の問題でなく文部省の概念の中に、旧帝大とその外の国立大学とを差別して考えようとする固定した意識がある、ということであると思ふ。そのことを打破すれば、整備ができた大学から全部とは言わないが、順次博士課程を置くということが可能になる。このことは、大学間格差是正の問題の始まりでありまた終りでもある。
- 学内の格差で、教養部と学部間に格差のあることを見逃してはならない。とにかく、学部として格差のないスタンダードをまず置いて、その上に修士課程を考える、ということではなければならない。
- ここでの論点は、第1常置の報告書を基にして議論を展開していくかどうか、ということであるが、これによると、修士・博士は別基準にして、学部基準とは別枠で検討すべきだという基本思想にたつて、学段落階で格差があれば、まず、それを是正すべきだと述べられている。そこで、そういう発想でこれからの議論を進めていくか、或いは修士・博士・学部を一本化して論ずるかということになる。もしこの報告書が一つのまとめになっているということであれば、やはり学部レベルでの大学格差を具体的に論ずべきであろう。なお、この報告書にある「学科新設に伴う予算定員基準」の表には文科系の資料が載って

いないが、文科系では1科目ふえても事務官が付かない。このように学科についてだけ考えても格差がある。それで、まず文科系、自然系を問わず各学科とも同一基準にする必要がある。

- 実験科目と非実験科目との間にも大きな格差がある。
- 筋論から言えば、同じ学部・学科の予算は同じでなければならない。大学院があるからということ、同じ学部の予算に差があるということは、論理に一貫性がない。問題は、やはり文部省の予算についての考え方に矛盾があることであるから、学部予算と大学院予算は別枠にするというように、文部省の予算についての考えを変えてもらわなければならない。
- 大学内格差は、教育系学部とその外の学部の間にはっきりと現われている。
- 教育系学部についてよく話題になるが、現状は、修士課程が置かれているところは東京学芸大学と大阪教育大学である。その置き方であるが、教育系大学・学部では学科制を採らずに課程制を置いているので、大学院研究科を置く場合には、学科の上に置くということにはならず、課程の上に一種特別の組織を置くという形になる。しかし、その基礎となる学科目は決めなければならない。予算的な措置は学部の上にプラスということになるのであるから、学科間に積算単価が異なるというようなことにはならない。
つぎに、教育系大学院の基準については、教大協において専門委員会を設けて検討を進めてきたが、どうやら一次案ができたところである。その論議の過程で、文部省とも連絡をとりながら、教員養成大学の問題、既設

の教育系大学にも修士課程を置くべきだという問題などの折衝が進められている。

- この課題は、報告書にも述べられているように、大学院の有無に関係なく学部段階での研究・教育上の格差を解消することが、当面の格差是正のための問題であるということだと思ふ。そうしてその結論に到達するまでには、大学院の有無が格差の大きな要因をなしているとか、文部省に旧帝大重視の考えがあるとか、教養部と学部、教員養成学部の大学院問題など多くの問題が検討されてきている。しかし、具体的問題として、学部段階の格差に、大学院の有無ということがその要因になっていることは確かだから、その辺のところから論議を進めたい。
- 前回の議事録にもあるように、格差を生ずる基本的な要因は、講座制と学科目制を「大学設置基準」において区別している点であると思ふ。どういうことから、このように学科目制の方が、講座制よりも研究面において重視されないようなことになったのか、その点をはっきりさせて、できればこの設置基準を改める努力をなすべきだと思ふ。
- 文部省の予算に対する考え方が、博士課程、修士課程、講座制、学科目制というように差をつけて予算を付けようとするところに矛盾がでてくる。大学を卒業するまでは大学に差があってはならない、これが基本原則である。卒業する学生までが大学によって差をつけられるということは、この基本原則を破壊するものである。このような文部省の差別概念は除去してもらわなければならない。
- これまでの議論の第一は、大学院の有無に関係なく学部段階の格差を解消することが当面の課題であり、それには学部毎の設置基準

があるのだから、それに合致するように充実すべきである、ということ、第二は、学科目制講座制の区別は歴史的にあっても、内容的には差別すべきではない。ということ、大体そのように理解できると思う。

- 教養部と学部の格差が話題になったが、この問題は「教養課程に関する特別委員会」において検討されていたことがある。ところで、教養部の性格は法令上は、学部とは別枠になっており、しかも同列には置かれていない、それが原則になっているようである。

ここで委員長より次のような提言がなされた。

格差そのものには幾つかの事柄があるが、そのなかでも大学院の有無が現実の問題として大きな要素になっているのだから、そこに焦点を当てて議論を進め、どこを格差是正の突破口にするかを考えてみたい。ところで、その前に本委員会の委員構成に片寄りがある、という意見があるので、その問題からさらに協議したい。

これに対して概ね次のような意見が述べられた。

- それには、旧帝大からの委員が参加していないため、そちらからの意見を聞くことができないので、それを揃えることは大きな意味があると思う。
 - この報告書は、これを当委員会でのままの形で肯定するというのではなく、これを見直し、さらに検討を重ね、それに対する各大学の意見をきいたうえで総会に提議する、という努力はなすべきだと思う。そして、それには報告書の作案に当られた方の参加も必要であろう。
- 以上のように、委員の補充についての意見交

換があったのち、つぎのように委員ならびに専門委員を新たに委嘱することが取り決められた。

委員	東北大学学長	加藤陸奥雄
専門委員	埼玉大学教授	下沢 隆
〃	千葉大学教授	白田 貴郎
〃	金沢大学教授	小松 周吉

次回は5月30日(金) 13.00~16.00

(12) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和50年2月6日(木) 13.30~16.30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵, 加藤(代栗冠), 相磯, 豊田,
釜洞, 北村(義)各委員
松本, 尾島, 中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から開会の挨拶があったのち、欠員委員の補充につき協議が行なわれ、つぎのとおり新委員を委嘱することにした。

東京医科歯科大学長	勝木保次
浜松医科大学長	吉利 和
滋賀医科大学長	脇坂行一

議 事

◎ 医学教育改革に関する調査研究報告書のまとめについて

初めに、この報告書の作案の要点は何かということについて意見が交された。その主なところはつぎのようなことであった。

- この報告書の結局の目標は、政府の医学教育行政の問題に帰着するのではなからうか。
- だとしても、単に将来像の抽象論だけにとどまるのか、現在の講座制の中で改革可能なしかも切実な具体の問題をとり上げて訴える

のか、さもなければ大きなビジョンの中に具体性を含めて書くのかを明らかにすべきだと思う。

- この課題の検討はかなり長期に及んでいる。この案件は、はじめに国大協で「大学改革に関する調査研究」をやることになり、大学運営協議会でその結果の報告書を公表することになった。その際に、医学関係は固有の特殊事情もあることであるから、別にして、この特別委員会の調査研究を委ねることになった、ということでこの作業がスタートした。ところで、運営協議会の最終報告書は48年11月に発表になった。本来ならばそのく大学改革に関する調査研究報告書の一環として出されるべきものであったのだから、かなり遅れていることになる。そのような経緯からすれば、早めにまとめるべきであろう。
- 国大協でこれから発表する報告書は、すでに全国医学部長・病院長会議で、医学教育の改革に関する報告書が出されておるので、それとの食い違いがあることも適当ではない。それらの報告書も踏まえたいうえで作案すべきであろう。
- 国大協の報告書は、国大協の立場から、国立大学の医学教育は斯くあるべしということであった。そこには医学教育の一般論とは多少ニュアンスの違いがあろう、ということである。
- 昨年8月19日の議事要録によれば、本日の会議は、専門委員から提出される原案を基にして、報告書のまとめを進めることのようにある。
- 専門委員から提出された原案は、これまで数回の論議を重ね、そのうえに立って前委員長が素案をまとめ、それに対し各大学の意見

を求め、更にそれを整理したうえで、しかしそれだけに拘束されないで自由な立場で作案したものである。

- 国大協からだす医学教育に関する報告書は、医学の専門家だけが分るというのではなく、それ以外の学長にも、日本の医学教育の貧困な現状が理解され改革が支持されるような報告書であってほしいものである。
- 国大協は単にセレモニー的なことを議して報告するというだけでなく、最近はやや具体性のある問題について決議をして文部省に提示し、文部省はそれに拘束されるという方向になりつつある。この報告書も、国大協で最終的に採択されたら、文部省は少なくともそれを尊重するというでなければならぬと思う。だとすれば、各大学に現存する、解決しようにも解決されない問題の解決を推進する役割も、この報告書の中にとり入れることになる。
- 最近、総合大学を嫌って単科の医科大学を設置しているが、その根本の理由はどこにあるのであろうか。
- 学問教育の広い立場からすれば、医学教育も、総合大学の中に置くことが理想的であるとする見解もある。一方①学校制度ということが修学年限で切るのであれば、単科にすべきだ。②医学部は附属病院があるので、他の学部とは異質の学部である。③総合大学の中にあるメリットとデメリットが、経済性の面では医学部にとってデメリットである。④総合大学の中において医学の研究、教育および診療が受ける制約があるなどの理由から単科大学にすべきだということである。
- 医学アカデミーの独立という良さ面もないではない。

- 望むらくは、その辺の問題に関して、国大協あたりで充分論議を尽くして、医学教育のあるべきすがたとしての見解を出すべきだと思う。
- そのような基本路線についての公式見解がないので、医学教育行政は文部省の一方的な政策になりがちである。
- 医学教育のあり方の根底にあるものは何かといえば、医師のモラルである。この問題に対して考えられることは、私立の医科大学のうちには莫大な額の入学金をとって入学させるということがあるが、この問題を国大協の医学教育は見過しておいてよいとは思わない。少なくとも、あの現状は是正してもらわなければならない。たとえば、人間の最も根底になる医学教育は、国の責任においてやるべきだというように、国大協の医学教育に対する姿勢を、この報告書の中には明示すべきだと思う。
- その問題については、昭和48年3月に全国医学部長・病院長会議から出された医学教育に関する七つの提言というものがある。その中に
 - (1) 医科大学設置基準の問題点
 - (2) 医学教育の再検討
 - (3) 教育・研究・診療要員の充実と待遇の改善
 - (4) 公私立医科大学の国庫負担の増額
 (この項目のところで、現在の私立医科大学のあり方は好ましくない。設立は私立であっても、その大学出身の医師は、国として必要な医師である、だから経費の半分は国が負担すべきである。つぎに県立の医科大学は非常な財政難に落ち入っている、これも国で補助すべきではないか。医大を増設する前に既存の医大の充実をはかるべきである。と強く要望してある)
 - (5) 臨床教育の再検討と医療制度の改革
 - (6) 医師評価の問題
 - (いわゆる医師国家試験のあり方の問題)
 - (7) 医学教育庁の問題
 - (厚生行政と文教行政の一致の問題)
 の各項目についての見解を公表してある。ここで論議される問題は、すべてこの七つの提言の中でも述べられていることであろうから、国大協の報告書の内容は、この提言をふまえ大きく矛盾することがないように述べればよいのではなからうか。
- 七つの提言の中にも具体的な力点があると思う。大学紛争後の今日において、紛争を經過してきた者が、良きところと悪きところを選び出して、いまだに解決されない、たとえば、講座の改廃、講座間の壁の解放、病院運営の改革などについて、医学部長、病院長会議の提言を肯定するなり、あるいは七つの提言の中からより具体性のあるあり方の問題を指摘していくべきだと思う。
- ビールス学講座、免疫学講座の要望があるが、講座数に制限があってその改廃は容易でないという問題がある。そこで医学部の理想的なあり方としては、少なくとも30講座にはすべきであるということ、国大協がバックアップする形で、この報告書に盛り込めないものであろうか。
- そのことは、設置基準に対する意見と批判と要望という形で採り入れることも考えられようが、設置基準については別に論議したうえで意見をまとめて表明することもできる。この報告書も余り遅れるのは適当でない。
- 講座制を廃止したときの研究・教育体制はどうするか、という問題は、別の委員会にお

いて年月をかけて充分論議すべきである。大学病院の問題についても、1970年11月12日に国立大学病院長会議から、かなり詳細な意見がだされている。このように、すでに発表されている見解をふまえたうえで、国大協としてはどうするかということでない、これまでの歴史を見ずに唐突に意見をだしても、ただ思い付きを言っているのではないかと批判されることになりかねない。

- いままでの意見をまとめて言えば、医学部長・病院長会議の主な結論を参考資料として、国大協自身の見解をまとめる。そしてそれには対文部省に言うべきことはそれなりにはっきりと述べ、各大学に対しては解決をちゅうちょしている問題については、それが医学部長・病院長会議で言われていることであっても、そこに焦点を当てて、解決してもらいたいというような形で、報告書をまとめる方針のもとに、専門委員から提出された原案の検討を進めることにしたい。

以上のように、報告書作案の基本方針について意見交換が行なわれたのち、まず中川専門委員から、資料〈医学教育改革に関する調査報告書〉を読みながらつぎの各項目の要旨について説明があり、それに対し、各項目毎に交された原則的な修正意見の主なものはつぎのようなことであった。

(1) 医学教育改革の必要性

- 医療の概念についてはもう少し具体的に、たとえば予防医学も含めて人間の健康を出発点にして、医療を考えなければならない、というように、医学の専門家以外の者にも分り易く書いてほしいものである。
- 記述の順序は、医学をさきに述べ、つぎに医療を述べることにしてはどうか。

(2) 医学教育の目的

- ここでは、研究者の養成ということ述べるが必要なことには違いないが、その前に、まず、世界のすう勢に呼応してわが国の医学教育の内容、機構、運営の改革も必要である、というように、現状改革の大綱を挙げべきではなからうか。

(3) 国立大学における設置形態

- 設置形態というのは、最底のところを定めているのだから、新設大学においても学問的に必要だということであればそれなりに講座は増設すべきであるが、文部省においては、いまだに旧帝国大学とその他の国立大学の設置形態に格差をつけようとする思惑があるようにかがえる。

- メディカルセンターというのは、わが国では、まだ一般化されている名称とはいえない。それをストレートにつかうことは、医学者以外にはなお分りにくくなる。

- 関連教育病院には、管理・責任・教育体制ならびに定員配置などの不確な問題がある。そこで、このように他の学部組織の中にはない機構をもつ医学部を、この報告書の中に採り入れるとなると、大学の管理運営の中に更に複雑な問題を抱え込むことになるということで、他の学部から非難され、医学部の改革は進まなくなる。

- この報告書は、ある意味においては医学部のビジョンを掲げることだと思う。そこに国立大学の中にある多くの矛盾を採り入れるかどうかの問題がある。医科大学を濫造するような文部省のいまのあり方、私大では金を出せば医師になれるというような、医学教育の根本を覆すような現況の問題は、どの項目で採り入れるか。将来のビジョンを述べる必要

もあるが、このように基本的に矛盾した現況に対する冷静な批判は、どこかで採り上げなければならぬと思う。

- 医科大学の増設はほぼストップに近くなった。私大のあのような現況も多くの非難を受けて慎重になり、また、経済的にはすでに限界にきているので、これからは寄付金で医科大学を設置することはできなくなると思う。
- このような現況批判は、別の場で具体的な問題点を指摘して、その是正を強く要望すればよいと思う。
- この問題の背景には、医師の必要数と分配という政治的な問題がある。国大協はそこには入るべきでない。つぎに、医学部は社会サービスに傾斜することも問題であり、大学本来の研究・教育にウエイトを置くべきだと思う。

(4) 学生選抜

- 共通テストのことに触れてあるが、このことは、いま入試改善調査委員会で研究が進められていることであるから、この委員会が先取りすることは適当でない。
- しかし、国立の医科大学・医学部だけで共通テストを実施するというにでもなれば、公・私立の医科大学もそれに順応せざるをえなくなるということはある。

(5) 教育課程と方法

- 医学教育者研修センターというのは、どのような形で、わが国の国民性の中に融け込んでいくことができるのか疑問である。
- 初めは、教育センターという形ではないが、医学教育の再編成に関する研究という課題で、科学研究費がついた。また、厚生省では卒後研修に関する研修に要する研修指導者のための経費ということを予定している。どういう形のものができるかは分らないが、そ

の必要性は強く叫ばれている。

- このことは、現在、医学教育に携わっている者に、教育の仕方を体系づけていくような教育の場が必要である、ということをおうとするものである。そしてそれはすべての学問教育に必要なことであるが、とくに医学についてその必要性が世界的に強く叫ばれている。
- この報告書は、結局は抽象的なものにならざるをえない。しかし報告の内容からできたある形のものについては、最終的には文部省に対する要望として、具体性のあることを附帯させておく、というあり方が必要ではないかと思う。このことを各委員は次回までに考えておくことにしたい。この委員会が、ただ観念論的な論議の積み重ねをするだけで終わるのでなく、文部省が本格的に具体化の方向に検討を進めざるをえなくなり、各医科大学・学部も問題解決に本腰を入れて取り組むことになるような要望の表現ができればより効果的な作業になると思うが、そこまで、この委員会が進めてよいかどうか、次回までに検討しておくことにしたい。

ほぼ以上のように、問題点の所在を指摘しながら、立案についての原則的な意見が交された。次回は3月12日(水)13.00~16.30まで。

(13) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和50年3月12日(水)13.30~16.30
場所 国立大学協会会議室
出席者 北村(四)委員長
白淵, 相磯, 勝木, 吉利, 北村(義)
各委員
松本, 尾島, 中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、つぎのとおり新委員の紹介があった。

東京医科歯科大学長 勝木保次
浜松医科大学長 吉利和
滋賀医科大学長 脇坂行一

ついで、議事の進め方についてつぎのことが述べられた。

本日は、前回(50.2.6)の継続として「医学教育改革に関する調査研究報告書のまとめについて」の検討を予定しているが、その前に「医学部および歯学部設置基準の改善に関する中間報告」に対する国大協としての意見>についての協議をお願いしたい。

これは、さきに文部省から、わたくし(委員長)のところ突然電話で、国大協の意見があるなら提出されたい、と連絡があった。そこで、各大学から寄せられている意見のうち、大多数の大学が考えておられる共通意見をまとめ、国大協事務局に連絡し、文部省が急を要するのであれば、理事会(2月27日)の審議・承認を得てこれを提出されたい。もし、本日の委員会に諮るだけの時間的余裕があれば、そのように取り計らわれたい、という応急措置をとり、さきに理事会の了承を得たことについて、まずご了解を願いたい。ところが、文部省は、本日の委員会に諮ったうえで提出してよろしいということであるので、突然の議事であるがこの議案からさきに協議を願いたい。

以上の説明があったのち議事に入った。

議 事

1. 「医学部および歯学部設置基準の改善に関する中間報告」に対する国大協としての意見について

委員長のもとでまとめられた別紙意見(案)

について検討し、原案を別紙のとおり、修正して国大協としての意見をまとめ、文部省に提出することになった。(資料の項参照)

2. 医学教育改革に関する調査研究報告書のまとめについて

初めに、委員長からつぎのことが述べられた。

前回は、別紙資料を手掛りにして、

- (1) 医学教育改革の必要性
 - (2) 医学教育の目的
 - (3) 国立大学における設置形態
 - (4) 学生選抜
 - (5) 教育課程の方法
- まで検討を終わった。本日は残された、
- (6) 附属病院
 - (7) 卒後の問題

教育・研究と診療要員の増員

という順序で論議を進めたい。なお、3人の専門委員から提出された原稿は、最終的に決定された原案ということではなく、それまでに築き上げられた論議を一応整理された素案ということで了解し、これを手掛りに論議を進め、それを踏まえてもう一度成案の原稿をご作成いただくことを前回に了解いただいたので、そのようにご理解願いたい。

このような経過説明につづいて、松本専門委員から別紙資料を基に、その要旨の説明があり、それに対し、つぎのような問題点の所在を指摘しながら意見交換が行われた。

- 学用患者の問題 附属病院のところでは是非とりあげてもらいたい問題である。従来、学用患者という制度があつて、そのための予算も組まれているが、この制度自体が、人権尊重の思想、したがって医療権、健康保険制度のない時代の施療機関で、貧困な患者のため

に政府が費用を出して診療を施し、それにより教育・研究のために協力するという形をとっており、そのためには患者の方から請願書というものをを出してもらっているが、その請願書の文面も、個人の尊厳の思想に悖り適当とは思えない。現に、人権無視の診療が行われていることはないし、人体実験などもありえないにしても、基盤にこのような制度があることは、法の下での平等と個人の尊重の今日では問題だと思う。

そもそも、大学病院はすべての患者に平等に一番理想的な診療が行われ、その中で教育が行われ、さらにその中であって研究が進められるところであらなければならない。学用という特別の患者があつて、それによつてまたはそのために教育・研究が行われるというのではない。臨床教育ができにくくなったということも個人の尊厳という思想の現われではなからうか。考え方によつては、1:1の医師と患者の対応の形で診療が行われるのであれば、しいて学用患者などの制度を置かなくてもよいことであり、また逆にこのような制度を置くのであれば、大学の方からも、このような教育と研究の計画があるから協力願いたいという思想からの「協力患者」という制度になるべきである。そして、その制度の運用には、人権尊重の思想から必然的に要請される倫理委員会などが設けられなければならない。これを文章にすれば—医学部または附属病院で行われている学用患者というのは、人権尊重のうえから疑義があり、直ちに廃止する必要がある。これに代つて附属病院における医学の教育・研究においては、倫理規定を設定し、その原則に従つて教育・研究の協力患者を依頼し契約するものである。—

というような形のもを一つの目玉として盛り込むべきではなからうか。

- その問題については、美甘委員会時代にも話題にはなつた。つまり、大学の附属病院は教育・研究のためにある。したがつて、原則的にはすべての患者が学用患者であるべきである。そういう観点から制度の確立はできないものであろうか、ということであつた。その際の話は、大学病院は健康保険を取り扱うことになっており、また健康保険に加入している患者は自分の方から診療医を選ぶ権利があるのだから、大学の学用患者だけになるということは、健康保険法の趣旨に反するものである。ということからすれば学用患者の意義も異なってくる。また、学用患者というのは現在、変則な形に利用されるものと、その必要性から利用されるものとの二通りがある。ただ、この報告書の中の附属病院というのは、斯くあるべき附属病院のすがたを書くのであつて、学用患者その他の問題について触れるべきかどうかは疑問である。
- 学用患者については、医学部長・病院長会議の報告書の中では、とくに触れてはいない。しかし、人権の問題がでてくれば考えなおさなければならない、ということであつた。
- だとすれば、抽象的な意味でのこれからの学用患者のありかたを、昔の古い概念に囚われずに、人権を高く尊重した形で新しく是認された感覚から考えなければならない、ということであろう。
- それにしても「学用患者」という言葉自体がすでに問題である。本質的には教育・研究に協力してもらつて患者であるから、双務契約になる。それを、願い出があつて許可をして

診療をする、ということが問題である。

- しかし、このことは長い間の慣例で、たとえば、人民から寄附の願い出があつて、それを役所が許可する、という形式をとっているのだから、学用患者だけの形式を変えることができるかどうかである。
- いずれにしても、いかなる意味において教育し研究するという倫理規定が、大学病院共通なものとしてあるべきである。
- 一つには、国立だけでなく、一般的に大学病院という制度のあり方に共通的なものがあるということと、もう一つは、大学病院そのものが特殊な存在なのか、一般に総合病院といわれるものには多少ともそのような特殊性があるということ、であろうか。もし、大学病院が他の総合病院と異なるのであれば、そのような議論が必要になる。
- 診療ということは、健康保険に加入していても、すべて契約であるべきであつて、契約の締結に当っては、患者は自己の自由意思で病院ないし医師を選択できる。選んだ者と選ばれた者との契約によって医療が成り立っている。そこで、学用患者という形のものが入っているからそれを特別なものとして抜き出すとすることが、かえって医の倫理に悖る方向に導くようにも考えられる。
- 大学病院の入院患者は、いままで考えられていたような教育・研究対象のモルモットである、というのではないという倫理綱領的なものが、大学病院では普通病院よりもとくにネグレクトされていたから、そのために倫理委員会を設けることが望ましいということはあるが、それを経済的援助とどのように結びつけるか、経済的援助も必要なことは確かであるから、倫理の問題と経済の問題とは切

り離れた方がよいのではないかと考えられる。

- たとえば、手術の際にも患者側から、…異議は申しません…というような文書を出させる例になっているが、これらの文書は法律的にはなんの効力もない文書である。
- しかし、学用患者の場合は、ある種の威圧的なものが基底にあるから、それは除去すべきであろう。
- そのようなオブリゲーションのない、一般的な決まりで財政的援助のできる規定はなければならぬ。そのことと医療内容とは何の関係もなく、具体的な事情によっては医療費免除措置ができることを、病院側で決めておけばよいのではなからうか。
- そのような生活保護や難病救済は、国の法律によって保障されるべきであつて、大学が貧困者救済をやるのではない。大学は教育と研究に必要があれば、大学の方から願い出があるか少なくとも双務契約でなければならない。
- 学用患者についての大学の姿勢は、本来は一般の患者に対しても同様にあるべき姿勢で、学用患者としてとくに強調すべきことではない。そこで、その趣旨を普遍化し幅を広げた形の文章にして現わすことにすれば、この論点はまとまることになると思う。
- 問題は個々の具体的問題に触れるとなれば、他にも幾つかの問題があるのだから、学用患者だけをここで織り込むのが適当かどうかということがある。むしろ医の倫理の問題は、教育のところですでに述べてあるから、ここでは、附属病院の環境・設備を整備すること自体が、医学教育の第一歩であるということ述べることはなからうか。

- もう一つの問題は、患者に医師を選択する権利があるのだから、大学病院にも患者を選択する権限がないかどうかということがある。大学の教育・研究のうえから、ある種の患者には他の病院に移ってもらう必要性はあると思う。そのようなことを大学病院が言うことが医の倫理に反することになるかどうか、大学病院としては考えるべき問題である。そうでないと、老人患者にだけ病室が占拠されることになると、大学の教育・研究は大きく阻害されることになる。
- それらの具体的問題は、ここで折り込むのが適当でないということであれば、報告書の最後のところに具体性をもたせた問題をまとめて現わすことも考えられる。
- かつて、美甘委員会において大学病院の将来像について検討したとき、附属病院は医学部に属すべきか、切り離して大学附置にすべきかということが論議されたが、結局は、医学部に附属すると同時に、その地域での関連教育ができる病院にすべきであるという考えにまとめた。また、大学改革に関する調査研究のときには、附属病院は医学部からは切り離すべきだ、他の学部附属の機関と同列に置くのは適当ではないという意見が支配的であった。
- そのような論議を克服したうえで、附属病院を存置している現状からみれば、建前はやはり教育・研究との結び付きから医学部の附属病院であり、その立場から患者の選択ということも考えられるのではなかろうか。
- しかし、それを文書にして一般には言い難いということもあるが、世界医師会の申し合せには、患者の医師選択は自由であり、医師の患者選択も教育・研究上必要とされる場合を除いては自由である、という宣言がある。
- 患者そのものを選択するということには問題があるから、教育・研究上必要な疾病の選択という表現にすることはどうか。
- 大学病院のあり方については、1970年に全国国立大学病院長会議から公表されているから、それら一連の参考資料をこの報告書に添付することにすれば、経緯もつづさに分ると思う。
- 附属病院の管理・運営 これについては触れなくてもよいのであろうか。いわゆる主任者会議という管理機構には不明確なものがある。そこで、たとえば全大学に通ずる基本的な管理規定が必要ではないかと思う。
- 大学病院は一方では文部省の管理下にあるが、他方では厚生省の医療法上の規定も受けることになっておる。そこで、国大協が、大学病院のすべての面について触れてもよいものかどうかという問題がある。
- 国大協はあくまでも、教育・研究のための病院はどうあるべきかということだけについて触れておけばよろしいのではなかろうか。
- 大学病院も、病院としての本質は普通の病院と変りはないが、病院にはそれぞれ多少の異なった任務があり、大学病院は教育と研究にウエイトが置かれているのが現状で、それが大学病院に与えられた任務である、ということは言える。
- 管理・運営は一つの大きな問題である。大学病院は教育・研究の立場を重視するとすれば、管理・運営自体も教育・研究の一環であるべきである。最も理想的な管理・運営が行われ、それがモデルになって医療機関に普及していくという考えはできないものであろうか。病院管理研修所が別にあるのはあるが、

大学病院において病院の管理・運営の教育・研究もやることはどうであろうか。

- これまでは、確かに大学病院は、管理などは邪道だと思う者の集団であった。最も相応しいところで病院の管理・運営の研修をやるのが望ましい。それには大学病院はモデル的な管理・運営をやるべきであるとうたうことは、大学の目的のためには必要であろう。
- 管理・運営の問題は、医学教育の問題、地域の保健センターの問題、研修医の問題、卒後教育の問題、パラメディカルの問題など広い範囲にわたって関連する問題である。したがって、第2次的に原稿を書き改める際には、それらの項目のところと総合的に調整する必要があると思う。

以上のような意見が交わされたところで、委員長から、本日は論議の途中であるがこれをもって閉会し、次回に更に協議を進めることにしたい、と述べて閉会した。

今回は、4月17日(木) 13.00~16.30まで。

(14) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和50年1月10日(金) 14.00~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷口委員長

実方、広根(代、久佐)、今井、川上、

(代、本庄)、谷田、釜洞、北村、田

中各委員

高木臨時委員

吉田、日高各専門委員

谷口委員長主宰のもとに開会。

谷口委員長より年頭の挨拶があり、ついで委員会の開催が諸般の事情で遅れてご迷惑をかけたことを述べ、つぎに予算の内示にふれ、来年度の予算案がほぼ煮つまり、中でも図書館の参

考業務要員は前年度は24人であったが、50年度は更に増えそうであり、予算の額も本年度の倍増になるのではないかと思われる旨の報告があり議事に入った。

議 事

1. 大学図書館改革に関するアンケート集計報告について

委員長より、このことについては、一応前もって別紙「大学図書館改革に関するアンケート集計報告」(案)を各委員にお送りしご検討をお願いしておいた。本日の委員会で承認が得られれば、早速各大学の希望部数を伺い、印刷が出来次第送付する予定である。そこで午前中に開催された小委員会で修正案ができたので、その主要な点について説明をお願いしたい旨述べられ、先ず、日高専門委員より主な修正点につき説明があり、次いで委員長よりほぼ全体にわたっての修正箇所の説明があった後、各委員間で若干の質疑が交された。特に図書館用語の使い分け等については執筆担当者とも相談の上適宜修正することとし、本委員会としてはこれをもって大学図書館改革に関するアンケート集計報告>として承認し、各大学に送付することとした。

2. 大学図書館改革に関する第2次調査研究報告の作案について

委員長より今後の作業日程についてつぎのように諮られ、

昭50.2.12—原稿締切

3.21—小委員会、原案についての意見調整

3.14—(小委員会、修正案を検討
ここで委員会(案)
を作成し、印刷所に
発注する。

4.15—各大学へ送付し意見を求める。

- 5.10— 各大学よりの回答締切り
- 5.10— 小委員会, 各大学の意見を検討
- 5.21— 委員会, 報告書案の審議決定
- 6 — 理事会および総会に提出する。

ほぼこの日程で作業を進めることで承認された。また、この改革案に盛込むべき項目について諮られたが、別紙に記されている項目で殆んど重要な問題点が網羅されているので、別紙の通り作業を進めることで了承された。

3. その他

委員長より、今井委員（東大附属図書館長）が3月31日付をもって停年退官されるが、第2次報告書の作業が完成するまで臨時委員をお願いしてはどうかと諮られた承された。

(15) 教職員の厚生等に関する 特別委員会議事要録

日時 昭和50年2月26日（水）10.30~12.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

手塚専門委員

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのことが報告された。

前回、当委員会から出した国家公務員の共済組合年金に関する要望書の件については、第1の年金額の改訂は、昭和49年度から従来の10月実施を1月繰り上げて、9月から実施することに改訂された。

なお、50年度において更に1月繰り上げ8月1日施行の予定である。

第2にその算定基準については、昭和49年9月1日から過去1年間の俸給の平均月額とすることに改訂された。

議 事

◎ 保育所問題について

まず委員長から、この課題については従来、本特別委員会から要望していた学内保育所の予算が、昭和50年度概算要求にはじめて計上された旨の報告があり、ついでその概算要求の内容について手塚専門委員からつぎのようにその要点の説明があった。

過日、文部省主催の会議において説明のあった昭和50年度概算要求の要点は、

予算総額 42,594,000円

1施設当り 1,577,560円(その27施設分)

その内訳は、ほぼ2人雇い上げ相当分の
746,000×2人=1,492,000

設備費 85,560

であって、その実行方法については、文部省においてもまだ暗中模索の状況にあるが、一応の考え方としては看護婦の労務管理上どうしても必要とする経費に当てる。つぎに、1施設の収容児は15人程度として考える、この事業の実施については土地・建物の使用は無償とする、これは看護婦の乳幼児のみに限ること、その運営方法については検討中であるということである。つぎにこの予算措置は、かねて国大協で要望していたことの突破口ということではない。したがって類似の他の事項に拡張していく意図はない、ということであった。

以上の報告につづいて、つぎのような意見が交された。

○ これは、従来からすれば全くの画期的な状況であるといえる。看護婦対策ということではあるが、各大学の保育所は看護婦の幼児だけでなく、一般職員の幼児も込みで収容しているのが実情である。この現況に対して、予算化された今後の保育所の実際の運営方法をどのようにするか、という問題がある。その解決はこれから当面する具体的問題である。

○ 補助金ではなく、幾つかの制約もあるので、この予算の使い方が難しい。実際の運用については真剣に考えなければならない。文部省の考えの基礎には、従来あったものにプラスするというのではなく、従来のものに肩代りしてもらいたいということのようである。

○ 実施の面では、できる限り従来の施設がそのままの形で維持できて、しかも予算措置ができた、というように解釈されていくことを国大協としては期待したいものである。

○ 国大協としては、現にもっている施設にかなりの経費が注ぎ込まれているのだから、その全体の運営がスムーズに運ばれ、なおかつ予算化されただけの分が潤おうという形にならないければ、今回の予算措置の意義は薄いということになる。

○ 以上のような経緯からしても当委員会は、今後も保育所についての検討は進めていかなければならないが、それには、最新の実態を把握する必要があるから、実態調査をすることにしてはどうであろうか。

このような提案があり、ついで別紙<学内保育施設実態調査(案)>を基に修正意見の交換が行われたのち、つぎの各項目について、学内保育施設の実態調査を行うことにした。

1. 調査の日時 昭和50年3月1日
2. 調査の内容
 - 1) 学内保育施設の数
 - 2) 学内保育施設の規模(保育児の年齢別の数)
 - 3) 使用建物の構造、経過年数、面積、使用面積
 - 4) 運営主体

- 5) 保育時間
- 6) 委託者の職種と所属部局別数
- 7) 委託理由(家族構成等)
- 8) 認可の有無
- 9) 地方公共団体よりの補助金
- 10) 保育室の数、面積
- 11) 運動場の面積
- 12) 保育料月額

(16) 入試改善調査委員会 議事要録

日時 昭和50年1月27日(月) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

加藤、谷田各副委員長

実方、松永、相磯、湊、小山、桜場、

丸井、佐野、三上、増尾、釜洞、細川、菅、円藤、長瀬各委員

小野コンピューター専門委員会委員長

岡本委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があり、資料の説明のうち、議事要録は省略して直ちに議事に入った。

議事

◎ 昭和49年度入試改善調査研究報告書について

小委員会より報告書案について説明報告がなされた。報告の会長談話、I序論、VII結語については原案のコピーが配布され、字句、文章等の修正があった。他の各論は資料の配付なしに、口頭で内容の説明がなされ、意見交換が行われた。

報告書の目次は次のようになった。

○ 会長談話

I 序論

II 実施方法等に関する調査研究

- 1) 共通第一次試験の実施機関について
 - 2) 共通第一次試験における試験教科数その他について
 - 3) 共通第一次試験の予備問題と追試験について
 - 4) 共通第一次試験の受験生とその出願その他について
 - 5) 共通第一次試験の試験時期とその日数について
 - 6) 共通第一次試験の出願および採点その他について
 - 7) 共通第一次試験の試験結果の各大学における利用について
 - 8) 志望大学への第二次試験の入学願書提出、その他について
 - 9) 事故処理問題について
 - 10) 小規模実施方法について
 - 11) 身障者問題について
- III 入試改善調査研究報告・中間報告についてのアンケートのまとめ
- IV 共通第一次試験の実地研究
- V 各科目別研究専門委員会における調査研究の概要
- VI コンピューターに関する調査研究の概要
- VII 結語
- 来年度の予算は国立学校特別会計に51,082千円がつけられたが、従来の委託費とは扱いが違い各関係世話大学に配賦されることになる。また、14名の入試関係の定員増があり(入試主幹等を含む)、入試機構の拡充が行われる予定である。この仕事のための人員増は9大学程度である。
- 報告書は2月20日まで報告書原稿を仕上げ3月末で完成し4月には各国立大学、関係方面に配布される予定である。

○ 来年度の各大学に対するアンケートの結果は秋の総会に報告される予定である。

○ 報告書の配布先について資料により説明があった。

なお、多数必要などところには実費で増刷して配布する予定である。

別冊は、科目別にまとめることも考える。

(17) 実施方法等 調査専門委員会議事要録

日 時 昭和50年3月7日(金) 13.00~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

田中、松永、湊、小野、三上、秋田、細川、上垣内、長瀬各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日の委員会が本年度の締めくくりの委員会になるが、本日は①本年度の調査研究報告書のまとめ、②この報告書の配布計画、③来年度継続の本事業の実施計画、等についてご審議願いたいと考えている。なお、前回の委員会の議事要録は昨年10月のもので時日も経過しているので朗読は省略することにしたい。

議 事

1. 昭和49年度入試改善調査研究報告書のまとめについて

まず、報告書全般について、次のような委員長の説明ならびに湊委員の補足説明があった。

本年度の「国立大学入試改善調査研究報告書」は資料4(目次)に示したような形で纏めたいと考えている。なお、「序論」の後に、各委員会の会議経過の概要および各委員会委員名簿を一括したものをに入れることにしている。

この目次のIV、V部では各科目別研究専門委

員会における調査研究およびコンピューターに関する調査研究の概要を記載し、これの詳細は非公開の別冊の方に譲ることにしている。別冊には各委員会から提出された報告書をそのまま記載する。すなわち、別冊の項目Ⅰ、Ⅱが「本報告書」のⅥ、Ⅴにある概要に対応することになる。別冊の項目Ⅲは、「本報告書」のⅢが今回実施した「実地研究」について中央でまとめたものであるのに対し、現地の実施委員会からの報告書をそのまま記載したものである。

「本報告書」は資料（試験問題）を別にして本文だけで100ページ程度になる見込みである。別冊の方は400ページ程度になる。「本報告書」が前回の報告書に比べて、このような大部のものになったのは、昨年の中間報告の内容をも含めてまとめているからである。

以上の概括説明に続いて資料5に基づき報告書原案の紹介と補足説明が行われた。まず、その中の「会長談話」については、本文末尾にある謝辞に関する部分の「各委員」の後に特に「各種専門委員」の語を挿入することにし、他に一部誤植の修正を行った。ついで「序論」の部について審議が行われ、字句の修正および誤植の訂正が若干あった。

関連して、共通第一次試験のデメリットに関する諸大学の批判的意見に対する応答、各大学の第二次試験のあり方、先般の「実地研究」に対する社会の反響等に関し意見の交換があった。

最後に「結語」の部について審議し、若干の字句の訂正および意見の開陳があった。

2. 報告書の配布計画について

報告書の配布先及び予定数量について、資料6（昨年の配布実績に基づいて作られたもの）に基づいて検討した結果、

(1) 配布先に国立教育研究所、昨年度モニター、

高等学校教職員組合を加え、配布数も若干箇所修正した。

(2) 別冊の抜刷については、科目別研究専門委員会委員長会議の席上その希望を聴取することにした。

(3) 各大学に本報告書の追加希望に関し4月に照会する。朗読された依頼状の文案に異議はなかった。なお別冊は増配しないこととした。

3. 来年度事業の実施計画について

入試改善調査委員会の明年度への活動の継続についてその内容、運営方法等について協議が行われた。まず、湊委員より共通第一次試験の研究に関する文部省関係者と国大協との間の、昨夏以来の交渉経過について詳細な説明があり、文部省のこの事業に対する調査委託費の交付は昭和49年度までであるが、文部省側の強い希望により、50年度も国大協の入試改善調査委員会としては従前通りの活動、即ち各専門委員会の活動、実地研究、報告書その他の印刷、各方面への説明会等の業務を為さざるを得なくなっていることが述べられた。

ついで委員長より次のとおり述べられた。

50年度の予算は今までのように国大協に直接一括して配賦されるのではなく、関係大学に校費として配分され、しかもその事務等を処理するため数大学に入学主幹その他の事務職員が配当されることになるので、今まで国大協一本で運営していたように簡単に処理できない。しかも年度早々から作業を開始しないと、全体のスケジュールが消化できなくなる。それでどのような処理組織でやって行くかを本年度末までに決めなければならない。これは小委員会で検討するほかはないので、よろしくご了承頂きたい。その小委員会の日時は3月28日午後5時からとしたいのでよろしくお願いしたい。

(18) 科目別研究専門委員会 委員長 連絡会議議事要録

日時 昭和50年3月28日(金) 14.00~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長, 谷田副委員長, 湊委員

(科目別研究専門委員会)

松村(明)・碧海(代堀津), 勝部,
木村(代上横手), 山田, 浮田(代水
山), 柘植, 松村(温), 中村, 永野
(代江田), 橋本, 榊井各委員長

岡本入試改善調査委員会委員長主宰のもとに
開会。

初めに岡本委員長より次のとおり挨拶があっ
た。

国立大学共通第一次試験の調査研究のために
ご多忙中種々ご協力を頂き厚くお礼を申し上げ
る。既に2年間に亘り大変お世話を頂きご迷惑
をおかけしたことと恐縮しているが、この入試
改善の調査研究の仕事は本年度で終結せず来年
度に継続されるような事情となった。それは、
一つは、まだ積み残しになっている調査研究事
項があるためであるが、今一つは、本年度の調
査研究報告書をまとめた段階で各国立大学始め
高等学校側に対し説明会を開催して意見交換を
行い、また各国立大学に対してはアンケート調
査を実施して意見を求め、そこで寄せられた意
見を基に報告書の再検討を行う必要があるため
である。更に、本年度実施した「試験問題実地
研究」について、これをもう少し大規模なもの
にして再度実施してみる必要があるのではない
かとの計画もある。以上のような次第で来年度
もこの調査研究を続けなければならない事情な
ので、もう1年各科目別委員会のご協力を得た

いとお願ひする次第である。いずれにしても50
年度においてはこの共通第一次試験についての
結論を出したいと思っているので、来年度1年
間のご協力を枉げてご承諾願ひたい。

議 事

◎ 昭和50年度入試改善調査研究の実施計画に
ついて

初めに湊委員より次のように説明があった。

試験問題作成や試験実施等の実行面の研究作
業は49年度で打切るとの方針の下に進めてき
た。しかし、その後大学入試の問題について社
会的に種々な動きがあり、この共通第一次試験
の調査研究を更に推進しなければならないよう
な情勢となってきた。すなわち、この間に社会
の各方面から大学入試についての批判が強まっ
てきて、種々な改革案が公表されるような事態
となった。これらの改革案はいずれも大学関係
以外から出されたものであって大学の实情に即
しない面もあり、従って大学の自主性が侵され
る懸念もある。そのようなことから文部省とし
ては、この外部からの大学入試改革の動きに対
応して行くためには、いま国立大学協会が検討
を進めている国立大学共通第一次試験の調査研
究を更に前進させ具体化して行くことが必要で
あるとの判断に立っている。そのようなことで
文部省との折衝において、来年度も実地研究を
やってほしいとの要望が出された。ただ、この
実地研究を行うことは国大協の事務局の負担が
大きいので、来年度はこの実地研究の世話大学
に対し事務担当者を配置する処置をとること
にしている。以上のようなことで来年度も実地研
究をやることは事情止むを得ない感じもする
が、これをやるかやらないかは本日のこれから
の協議によることである。なお、このことにつ
いては、去る3月25日に開かれた参議院の文教委

員会での大学入試の問題についての懇談会やその翌日の入試改善会議の状況が参考になると思われるので、この懇談会に出席された谷田副委員長よりその模様をお話し願うことにしたい。

ついで谷田副委員長より、参議院文教委員会の懇談会等の状況について概ね次のような説明があった。

当日の懇談会の模様は新聞紙上にも報道されたので大体ご承知のことと思うが、ここでその概略をご説明したい。去る3月25日に参議院の文教委員会で大学入試の問題をテーマとした懇談会が催され、参考人として日教組、国大協、東大、私大連盟、私大協会、全国高校長協会等よりそれぞれ関係者が招かれた。国大協からは相磯副会長と私の2人が出席したが、その席上で各参考人がそれぞれ意見を述べたのち質疑応答が行われた。日教組関係の説明は午前中に行われ、われわれは午後出席したが、午後の部だけでも正味4時間の討議が行われた。

大学入試に関する問題として、国大協としては今二つの問題が取り上げられている。その一つは国立大学の入試期日を一元化しようということであり、今一つは国立大学の入学者選抜に全国共通第一次試験を実施しようというものである。この二つの問題は本来別個の問題であるが、この二つの問題について懇談会の席上で、これらの問題を取り上げた趣旨とその検討の進行状況等について説明をした。大学入試の改善策については、日教組は大学入学資格試験制度の創設とそれに伴う地域総合大学の設置の構想を持っており、自民党文教部会では国公立全体を含めた大学入学資格試験の一斉実施案を持っている。それに対し国大協としては、国立大学の入学者選抜に対し共通第一次試験を実施し、各大学における独自の第二次試験との組合

せによる総合的な能力判定をして入試の適正化を図ることを意図している。懇談会当日はそれらの種々の構想が披瀝されたが、他の方面から出されている改善案はアイディアはあるがその具体案がなく、またそれを実行した場合の反響についての顧慮もない現状である。そのようなことから結局、現在検討の進んでいる国大協の入試改善案が論議の中心となった。そして、高校側はこの共通第一次試験の考え方に対して賛意を表し、これの推進を図ってほしい旨の発言があった。

次に国立大学の入試期の一元化の問題については、高校側は当初反対の意向が強かったが、共通第一次試験についての国大協の努力を評価し、入試期の一元化についても相当の予告期間を置き、共通第一次試験と組み合わせて実施するならこれを認めるとの意見となった。

この参議院におき懇談会の翌日26日に文部省の入試改善会議が開かれ、そこで大学入試改善の当面の問題についての最後の詰めが行われ答申が出された。入試改善会議においては、昨年6月の国大協総会で国立大学の入試期の一元化の方向が打出されて以来、入試期問題と共通入試の問題を検討する二つの委員会を設け審議を続けてきた。この入試改善会議には国立大学のほか公・私立大学、高校、言論界のそれぞれの関係者が入っているが、国立大学の入試期一元化の問題については十分な予告期間（高校の新生の入学時にこれを予告できるようにする）を与えるという条件で「3年後の53年度からこれを実施することを目途とする」という方針を承認した。その趣旨は本日配付の「国立大学入学者選抜期日の一元化について」に述べられているようなものであり、そこには選抜期日の一元化には3年間の予告期間を設けることとし、

その間に共通学力検査の実施を推進することが適当であろうと述べられている。これは国立大学の共通第一次試験は国大協で目下検討中であるのでこれの先取りをしないという配慮から「選抜期日の一元化は共通学力検査の実施と関連させて行うことが望ましい」という表現となっている。これについて一部の新聞紙上では「入試期一元化は53年実施、共通第一次試験も同時実施を切望」というような見出しで報道されているが、この入試改善会議の答申は別紙資料のタイトルに示してあるように国立大学の入試期日の一元化の問題について答申したものである。ただ、上述のように共通学力検査のことも関連して言及されている。なお、高校長協会は共通第一次試験についての国大協の努力を評価し、これを推進してほしいとの意向を示している。大体以上が懇談会における討議の状況ならびに入試改善会議の審議状況である。

以上の説明に続いて岡本委員長より更に次のような付言があった。

現在、自民党や日教組からも大学入試の改革案が出されているが、これらのものはアイデアだけのものであってその内容についての詳細な検討は行われていない。それと、これらの改革案は大学以外から出されているもので国大協の共通第一次試験とは立場の違うものである。しかし、この共通第一次試験の実施についてはまだ各国立大学の意見を徴してないので、いま国大協として結論的なことはいえない。ただ現在、大学入試の弊害が強く叫ばれその改善が強く望まれている状況において、社会的に比較的平静が保たれているのは、国大協のこの共通第一次試験の検討が進められているという事実を負うところが大きいと思われる。そして、この共通第一次試験については高校側も歓迎の意を

表しており、特に昨年秋の「試験問題実地研究」を実施してからは共通第一次試験について強い希望が出てきた。この共通第一次試験を入試期の一元化と一緒に実施するという事は各大学の意向をきく前に決められることではないが、一方客観情勢はポジティブに動いている。そのような状況からして来年度更に共通第一次試験の検討を進める要があると考えられるので、もう1年この調査研究を続行することについてご協力をお願いしたい。

入試改善調査委員会の委員長その他関係者より概ね以上のような事情説明があったのち次のような意見交換が行われた。

- そのような情勢であると、かりに共通第一次試験を実施する場合、現在の科目別委員会とは別な出題委員会を作らないと本番の準備が遅れることになるのではないか。
- 本年度の調査研究報告書を各大学に送ってこれを検討して貰い賛否の意向をきくのは何時頃になるのか。
- それは大きな問題である。各大学での検討期間は相当かかるので、本年6月の国大協総会では中間的な報告しかできないと思われる。各大学の意見がまとまった場合には別途に総会を開かなければならないであろう。
- 国大協としては何年頃に実施するかということの意見は持っていないが、50年度も研究をして53年度から発足ということは可能であるか。
- その点はやや悲観的と思われる。共通第一次試験を実施するについては段取りをふまなければならない。共通第一次試験の実施機関である「入試センター」を作るにしても各大学がこの共通第一次試験を意義あるものとして承認してからでなければ設置できない。そ

の後何年間で入試センターの整備ができるかを考えると、共通第一次試験をやるにしても53年度からはむずかしいと思われる。

- 国大協としては共通第一次試験についての可否の結論を出せばよいということであって実施時期についてのコメントは必要ない。入試期の一元化の問題の場合もその意向を伝えただけで実施時期については触れなかった。
- 具体的実施のことは別として、国大協としての結論を出すのにあと1年の研究が必要ということである。
- 来年度「実地研究」を行うことが必要なか。
- 実施するかどうかは本日このあとで開かれる実施方法等調査専門委員会の小委員会で検討するが、やるとすれば昨年やったものよりやや規模を拡大し、内容的にも新たな研究を加味することになる。
- 昨年は1地区1試験場の方式でやったがこれを2試験場にして実験してみる必要はある。
- 高校の教科・科目が48年度より新しくなったので新教科・科目による出題を試みる必要はある。一方、出題の研究ということになると昨年の実地研究の結果の検討がまだ十分すんでいない。細かいデータの解析をするにはかなり時間がかかる。それと、実地研究の実施時期を11月にすることは受験者側の評判が余りよくない。現役の高校3年生対象で受験者を十分集められるかどうか。
- 来年度の調査研究の仕事は国大協の仕事としてやるのか。来年度予算では実地研究実施のため関係大学に事務職員が配置されるそうだが、仕事の主体は国大協ということか。
- 関係の各大学で実地研究の事務を行うということは、来年度予算が国立学校特別会計に

計上されたことからそういう形になったわけで、この調査研究そのものは従来同様国大協の仕事であることに変わりはない。

- 大ざっぱにいうと、今までは国大協にきた金を各大学に配分したが、今度はその金が文部省から直接各大学に行くということである。どう配分するかはこれから決める実施計画に基づくことになる。
- やるならば国大協が直接やってくれた方がやりやすいと事務官側ではいっている。国費になると出張旅費がすぐには出ない。また、謝金についても不自由になるというようなことをいっている。
- 特別会計になると費目間の流用ができなくなるのではないか。今までは賃金を旅費に回すこともできたが、国費となると予算科目に縛られることになり窮屈になる。
- 予算科目が旅費、謝金、校費とに区分されていることはこれまでと同様である。その科目間で流用できる面とできない面とある。校費の分については流用はできるが、旅費、謝金、校費の3者の間の流用がどの程度できるか分らない。なお、来年度予算に賃金の積算がないのは事務職員の定員が配置されたためときいている。
- 旅費がすぐ出ないと代理の人に出席して貰う場合に特に困る。
- 実地研究を来年度実施する場合、昨年の実地試験を前提で出題を考えてよいか。
- 昨年の反省事項もある。
- その反省をしないと来年度の仕事は進められない。昨年の試験結果の分析資料は十分でなかった。設問の各選択肢のどれを何%選んだかの点を検討したい。
- 一番ほしい資料は誤答の状況である。

- コリレーションについての資料もほしい。それらの分析の作業は1年はかかる。
- 来年度の実地研究で本年度と同様なことをやる場合、受験者の人数がふえても英語のヒヤリングはやって貰えるか。
- 来年度の実地研究では受験者数はそうふすさなくてもよいと思う。何か新しい実験を加味することを考えたい。たとえば1地区複数試験場での試行などが一つの課題となる。
- 実地研究を実施する際、出題のことよりも試験問題の分封、送達、保管等の労力や時間のことが問題になる。
- 解答用紙に名前と番号を打込むことも問題がある。本番で30万人を対象とする場合そのことが可能かどうか考え直す必要がある。いろいろ研究課題はあるが、1年ですべてのことを片づけるわけにはいかない。予算の範囲で来年度は何をやるかを考えることになる。
- 来年度予算の内訳では科目別委員会の委員数が5人となっているが去年並の人数でよいか。
- たしかめなければならないが去年どおりという了解となっている。

ここで49年度の調査研究報告書作成の進行状況と配布計画等について丁子事務局長より説明があり、それに引続いて湊委員より、来年度の調査研究の実施計画について次のような発言があった。

来年度の実施計画については今まで話し合ってきたことで大体尽きていることと思うが、諸般の事情により来年度ももう1回受験生を集めて実地研究をやらざるを得ない状況となっている。それで具体的には各科目別委員会に試験問題の作成をお願いしなければならないということである。なお、来年度には

新しい高校のカリキュラムに則った出題が必要であり、従って本年度とはその内容も変り、最低限3科目の出題追加が必要となる(数学一般、基礎理科の新設および地理が、A、Bの2本立となったため)。その辺についてのご意見を伺いながら来年度の実施計画を詰めて行きたい。

以上提言に対し次のような意見交換がわれた。

- 昨年実施した実地研究の試験成績の地区別分布の資料が送られてきたが、各地区の受験者の選び方が分からないので余り参考にならない。受験者はどのような基準で選んだのか。
- 受験者の選定は各地区の高校長会等に一任したのでどのような基準で選んだのか分からない。関東甲信越地区でその実態を調べてみたいと思ったが余り詮索するのも問題なのでやらなかった。
- 出題が適当かどうかを判断するには受験者が標準的なものであるかどうか重要なことになる。
- 全国高校長協会の会長から、今年実地研究をする計画があるなら5月末開催の全国総会でPRをしてもよいとの話があった。昨年の実地研究には受験者選択の条件をつけなかったが、今度やるなら条件をつけてもよいと思う。
- 来年度は本年度の研究の総括ということになる。そのため昨年秋実施した実地研究の分析に基づき更に実地研究を行うということになる。その際、新課程の出題のことも考えなければならぬ。
- 新課程の出題の研究をしなければならないが、科目別委員会でどう分担するか。
- 新課程では地理が、A、Bの二つになる

が、委員長1人で両者を賄うことはできる。ただし委員数はふやす必要がある。現在地理の委員は11名であるがそれに数名プラスしてほしい。

- 数学の委員会としては新課程の数学一般と従来の数学Ⅰとを受持つことになり2倍の負担になるが、やることになればやってもよい。ただ、数学Ⅰの系統と数学一般とを揃えて扱うことは困難である。しかし、これを別個にして自由選択にすると両者の難易度が違うので、数学Ⅰ、Ⅱを履修した受験生は数学一般を選択すれば有利となる。それで、数学一般を受験する者は高校で数学一般を履修した者だけに限定する必要がある。本番を予測しての実地研究ならそのような方式でやる必要がある。そのような処置をするのでないなら、数学一般は別の委員会でやって貰わなければならない。
- そのような条件にして引受けて頂きたい。
- 委員数は1名くらいふえることになる。
- 基礎理科の出題は理科関係の4委員会で相談して決めるのか。或いは別個の独立の委員会で作ることになるのか。
- 理科の各科目はⅠ、Ⅱとある。49年度の科目別委員会（化学）の報告書には、化学の場合はⅠだけでよいと書いたが、理科4科目ともこれに統一できるか。化学としては化学Ⅰの問題からピックアップして基礎理科の問題としてもよい。基礎理科のために特に独自の委員会はいらないと思う。
- 調整のための委員会が必要ではないか。
- 理科が2科目選択だとすると、基礎理科はⅡまでであるので他の科目を受けなくてよいことになる。
- それらの点は理科4科目間で相談できない

か。日を改めて4科目の委員長が集まりアレンジをして貰いたい。

以上のような話し合いののち、来年度の科目別委員会の世話大学の選定について湊委員より次のように述べられた。

現在の各科目別委員会は48年度以来2年間同じ大学で世話をしている（政治・経済のみ交替があった）。最初この科目別委員会の設置を決めた時は、入試改善調査委員会で各ブロックに分担して貰うという方針で世話大学を選定した。本年度もそれをそのままの形で踏襲してきたが、来年度調査研究を継続する場合これをどうしたらよいか。この現在の形を踏襲した方が都合がよいと思うがご意見を伺いたい。

これについて次のような意見が述べられた。

- 地学には沢山の分野が含まれている。しかし、北海道地区には地学関係の専門教官が少ないため各地区から委員が出ている。それで、できるならまとまりのよい地区で世話を担当して頂きたいと思う。遠距離から委員が集まるため旅費が高み、委員会を2回開いただけで旅費を使い果たし、あとは小委員会の打合せでやるより仕方がなかった。（地学）
- 科目別委員会を引受けるについては事務処理面のことも考えなければならない。その点からすると、事務の人も慣れていて現状のままの方がよいと思われる。なお、先程話しのあった事務職員の新規配置はこの調査研究のために付くのか。（世界史）
- 事務職員の配置は実地研究のことを考慮してその世話大学に対して付けている。各科目別委員会設置大学に配置するというではない。
- 委員長として世話大学を引受けてよいかどうかの問題がある。学長や事務局長の意向も

ある。(世界史)

- 今度の予算に賃金が積算されていないのは問題である。
- 校費から賃金を支出することはできる。
- 代理出席なので引受けて帰るわけにはいかないが、世話大学を変えらるとなると大変だと思われる。(日本史)
- 化学の委員会は九州の南端からも委員が出ているので旅費がかかる。来年度予算は国費となり旅費の流用ができなくなるので、予算配分の時に旅費を余計組んでほしい。本年度は予算の2倍くらい旅費を使った。(化学)
- 委員長が欠席であるのでこの場で引受けられるかどうかの返答はできない。しかし、今までの経緯からして多分引受けられるものと思われる。ただ、生物の委員会の構成は地元以外の方が5人いるので集まるには東京の方が便利である。委員会開催は委員長所在の大学で行えとの原則となっているが、上述の事情も考慮してほしい。来年度は予算科目の流用がむずかしいので旅費を十分に配分してほしい。(生物)
- 他大学の教官委員に対しては出張依頼ということになるのか。(物理)
- 出張依頼もあり得る。
ここで湊委員より次のとおり述べられた。
予算の流用のこと、旅費の問題などは文部省の意見をきかなければならないが、要望があれば述べて頂きたい。また、事務職員の配置のない世話大学に対する賃金職員の採用の措置も考慮しなければならない。取りあえずそのようなことで世話大学引受けのことをよろしくお願ひしたい。この共通第一次試験が実施されるようになった場合、現在の科目別委員会が固定化されそのまま本番の出題委員会に移行されるよう

になるのは好ましくない。それで、今後実施に向って動き出すような場合、どう世話大学を決定したらよいかという出題委員会の組織の問題があるが、これは来年度の終りに検討することにした。

このあと次のような意見交換があった。

- 本番の際に出題のことは兎も角として運営のことはどうやるのか。30万人の受験者の処理は大変なことだと思うが、今度の報告書にはそのことが触れられているか。
- そこまで触れていない。まだそこまで詰める余裕がない。また、そこまで書くと実施を前提にしたようなことにもなる。実地に動く場合にはまだいろいろ問題がある。
- 入試改善会議の答申についての新聞報道でみると、共通第一次試験は実施するように受取られる。そうすると実施体制の問題が出てくる。
- 共通第一次試験については結論がまだ出ていないのでいろいろ矛盾もあり、ご迷惑もかけている。
- 昨年は実地研究を11月の連休を選んで実施したため、他の予備校等の模擬試験と重なった。そのため受験者にムラができた。試験問題実地研究の正確なデータを出すためにその点を考慮する必要がある。
- 科目別委員会の委員は今年度で任務が終るものと思っている。来年度継続する場合更めて国大協から委嘱があるか。
- 更めてお願ひする。科目別委員長より委員の推薦をして頂いてその上で委嘱したい。人数は各委員会大体10名くらいを目標にして頂きたい(数学と地理は15名程度)。
- 委員は国立大学の現職の教官でないともまずいか。名誉教授とか退官後私立大学の教授と

なっている人ではいけないか。

○ 国立大学教官以外に範囲を拡大して行く
と大学の主体性が失われる懸念がある。

概ね以上のような意見交換があったのち岡本
委員長より次のとおり挨拶があった。

共通第一次試験が実施されるとなると約30万
人の受験者を対象とすることになり大事業とな
るが、現在はそこまで触れることはしていない。
先程まで論議された予算上の問題は実行予
算編成の際に十分考慮したい。なお、来年度の
実施計画の具体的なことは本日このあとで開か
れる実施方法等調査専門委員会小委員会で検討
したい。来年度の調査研究の継続については何
分ともよろしくご協力をお願いしたい。

以上の挨拶ののち、来年度の各科目別委員会
の委員長が決定した段階で更に委員長会議を開
くこととし、また、基礎理科の問題についての
理科4科目の委員長打合会を4月10～15日の間
に開くこととした。

(19) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和50年1月21日(月) 10.00～12.00

場所 霞山会館 梅の間

出席者 (文部省側)

岩間、井内、木田(代笠木審議官)、今
村(代柏木教育施設部長)、宮地各委
員佐野、大崎、中村各専門委員

三角審議官、松浦人事課長、十文字学
生課長、他

(国大協側)

林議長、相磯、都留、岡本、田中各委員
岩田、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに、議長からつぎのことが述べられた。

昭和50年度予算の政府案は、去る1月11日の

閣議において決定されたが、大蔵省原案に対す
る、文部省の折衝過程でのご努力に対してお礼
を申し上げたい。本日は、その政府案につい
て、文部省側から説明を伺ったうえで協議をお
願いする。

つぎに、鶴田(前)国大協事務局長が退職さ
れ、この協議会の専門委員を去られたので、そ
の後任として、丁子(新)国大協事務局長に専
門委員を委嘱したい。これについてとくにご異
議がなければ、ご承認願いたいと諮り、異議な
く了承した。

議 事

◎ 昭和50年度予算案について

初めに、岩間委員から、50年度予算につい
ては十分に満足するところまではいかなかった
が、文部省としては総力を上げて努力した。こ
れからその内容をご説明申し上げるので、よろ
しくご協議を願いたい、と挨拶があった。

つづいて井内委員から、つぎのように配付資
料を基にして、その大綱の説明があった。

- (1) 昭和50年度国立学校特別会計予算総表
- (2) 国立学校特別会計教職員定員増員状況
- (3) (項) 国立学校の当り校費(広義)増加額調
- (4) 昭和50年度大学院関係予算
- (5) 入学科及び検定料改定単価表(案)
- (6) 入学科及び検定料改定に伴い重点的に配慮
した経費
- (7) 国立の学校における入学科等の額について
(通知)
- (8) 昭和50年度予算案重点事項—大学局
- (9) 昭和50年度予算(案)重点事項—学術国際
局—(これについては笠木審議官説明)
- (10) 非常勤職員の実態調査について(これにつ
いては松浦人事課長説明)

以上の説明が終った後、つぎのような事項に

ついて質疑が交された。

- 教官以外の職員数の増は、定員削減数をカバーできるところまで達することができたであろうか。
- 50年度の定員増は総数 2,902 人であり、定員削減は 940 人である。増員の職種別の人数は教官1,256人、附属学校教員103人、教官以外のその他の職員 1,543 人となっている。なお、これは新規事業の分があるので、個々の大学の配分は区々である。
- 人件費と物件費の割合はどうなっているか。
- 50年度予算では人件費53.8%、物件費46.2%となっている。
- 育英資金の改訂は、どうなっているか。
- 49年度は人数増はなく、単価は1割増であった。50年度は大学院関係は増員、増額があるが国立大学の学部学生は増員、増額は無い。
- 当り校費と補完的経費の大学の現場での配分はどうなるのか。
- 50年度の教官当、学生当積算校費の増額のほかに新たに補完的経費（燃料費、清掃費、図書館維持費等の経常的経費）を約37億円増額計上した。この補完的経費に当たるものを従来は共通経費から回していたがこれを大幅に増額して教官研究費等が本来の研究教育に使えて実質的に多くなるよう措置したわけである。実際の学内の配分は各大学に委ねることになる。
- 大学院設置基準が公布されたが、博士課程だけを置く大学院が、修士課程だけ置く大学院からくる学生を受入れようとする場合の定員については、とくに考慮されるのであろうか。
- 新設置基準によれば、画一的なパターンに限ることはしないということであるから、基本姿勢としては、大学側の要望に応じて弾力的な措置を講じていくことになる。
- 大学院については、学生定員、教官定員、大学院専用講座その他のことについて、大学側とも相談してみる必要がある。
- 養護教諭養成所のことはどうなるのか。
- これは、愛知教育大学と茨城大学の二カ所に置くことになり、養成課程に切りかえた。
- 臨時職員の調査は各大学に依頼するのか。
- この具体的な調査方法などについては、新年度になったら早めに、各大学事務局と相談することにしたい。行政管理庁の方でも調査をするようである。
- 臨職調査はその結果が、大学側にマイナスになるようなことのないように充分効果的に調査してほしい。また、行政管理庁でも同様の調査が行なわれるのであれば、事前の協議ということも必要ではなからうか。
- 臨職問題は、その実態が複雑であるので、その解決は容易でない。ところで、臨職闘争は、全国立大学に相当激しい問題を引き起しているので、この問題に対して、学長が実態をよく把握し解決の方向を理解しておれば、交渉の場でも、うまく対応することができると思うから、学長が、臨職問題についての知識を得られる機会を考えてもらいたい。
- その他の職員では、図書館の参考業務、大学院、入試関係などの事務系職員が増になったが、その他に、50年度は放射性同位元素の管理業務要員が新たな事項として認められた。
- 総定員法の枠を51年度に考え直すのか。
- 行政管理庁の方で直すかどうか、検討課題

である。

- 国立大学の共同利用機関として分子科学研究所の創設があげられているが、今までの共同利用研究所と違った運営をするのか。
- 大体は特定大学に属しない共同利用研と同じく、評議員が重要事項を協議し、運営協議員が共同利用の中核となるような形を考えている。
特別会計の設置なので一般の所轄の研究所と違う。国立大学と近接したものである。
- 学校災害に対する措置として学生の実験・実習中における災害事故対策を進めている。50年度予算でこれの対応のための調査費がつき、51年度の概算要求までに、原案をまとめたいと考えている。これについては新しい実施主体をつくるか、既設の機関を利用するかの問題があるが、51年度より発足したいと考えている。
- 授業料、入学料の問題について私立大学と国立大学との学生の負担がアンバランスといわれるが、その点もっと系統的に勉強して学生の疑問に答えられるよう教示してほしい。
- 理論的には、受益者負担原則と部分原価回収原則というのがある。受益者負担原則は、公共施設の利用者はその経費の全額を負担すべきである、現に負担していなければ、負担の方向に負担率を高めようとする原則である。ところが、大学関係の学生の負担は、部分原価回収原則の中に含まれる。この原則は全額を負担すべしということではない。しかしどこかにその線を引かなければならないが、その線の引き方は、ケースバイケースで合理性のある線を引くことになる。たとえば、寄宿料の負担区分の通達は、部分原価回収原則の具体化だといえよう。

- 当面の問題として学生課を通して大学側の要望されるデータを集めているが、どういうルートでタッチして行くのがよいか。検討中である。
- 基本的には最近国立学校特別会計予算のあり方が問われているときでもあるので、51年度の概算要求までには、基本問題について何度か協議することになる。
- 受益者負担といえは社会ないしは企業は、受益者だと考えているからこそ大学に寄付をしてくれる。ところで、わが国では寄附金の使用範囲は限られており、免税措置は低く押えられ、建物を建てる資格面積にひっかかるなどと厳しい制約がある。これをたとえばアメリカのマッチングベースで寄附が受けられるようにして、国立大学でも寄附を貰って整備しやすいように大蔵省と交渉すべきである。このことを新年度の課題として詰めたかったので行政関係の方でも考えてほしい。
- 施設費関係の昭和50年度の見通しは材料費やその他の物価値上りも大分安定して来ているので49年度よりは執行が楽になるものと思われる。
- 汚水処理は、理科系のある大学では共通の問題になっている。これについて処理施設のモデルプラントのようなものを考えてほしい。
- 大学の教官と一緒に排水処理の手引を作成中である。3月までにはまとまる予定である。
ほぼ以上のようなことについて意見が交されたのち閉会した。

2. 諸会合

50. 1. 6	月	15時	予算打合会	2. 14	金	10時	第5常置委員会
1. 9	木	13時30分	理事会	2. 14	金	13時30分	大学格差問題特別委員会
1. 10	金	10時	第1常置委員会	2. 15	土	10時	第6常置委員会
1. 10	金	10時30分	図書館特別委員会小委員会	2. 19	水	13時30分	第1常置委員会
1. 10	金	14時	図書館特別委員会	2. 21	金	10時	図書館特別委員会小委員会
1. 16	木	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会	2. 26	水	10時30分	教職員の厚生等に関する特別委員会
1. 17	金	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会	2. 26	水	13時30分	第4常置委員会
1. 18	土	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会	2. 27	木	13時30分	理事会
1. 18	土	13時	コンピューター専門委員会小委員会	3. 6	木	10時	就職問題懇談会
1. 21	火	10時	特別会計制度協議会	3. 7	金	10時	入試改善打合会
1. 23	木	13時30分	第1常置委員会小委員会	3. 7	金	13時30分	実施方法等調査専門委員会
1. 24	金	13時30分	第3常置委員会	3. 12	水	13時30分	医学教育に関する特別委員会
1. 27	月	13時30分	入試改善調査委員会	3. 13	木	10時	第2常置委員会小委員会
1. 30	木	14時	第1研究部会	3. 13	木	13時	第2常置委員会
2. 6	木	13時30分	医学教育に関する特別委員会	3. 14	金	10時	図書館特別委員会小委員会
2. 10	月	10時	コンピューター専門委員会小委員会	3. 28	金	14時	科目別研究専門委員会委員長連絡会議
				3. 28	金	17時	実施方法等調査専門委員会小委員会

古代ノロシの説

古今集の春の歌に「春日野のとぶ火の野守いでて見よ 今いくかありて若菜つみてん」というのがある。また唐詩選には「烽火城西百尺の楼 黄昏独り坐す海風の秋」とある。ひろく人口に膾炙した和歌であり漢詩である。どなたもよくご存じのことと思う。

その「とぶ火」というのが、古代にあって、火や煙を合図にあげて、緊急事態を基地本部に告げるノロシのことで、中国では烽^{ほう}とか燧^{たい}と呼ばれたというあたりまでも、かなりよく知られていると思う。

しかし、それなら、その烽すなわちノロシなるもの、歴史的にいかなるシロモノであったかについては、あまり確かなことがわかっていない。その方面のお歴々などまでが、漠然と、これは小高い山の上に穴でも掘って、火を燃し、もしくは煙をあげて合図としたものだろう、ぐらいに、これまで考えてきた。

最近、これについて、かなり具体的なことがいえるように研究がすすんできた。文献に確かな規定があって、これは、ちゃんとした施設を持ち、前もって十分訓練を積んで行なう制度上のものである。実際、発掘調査によって、その遺構と推定できるものまで知られるようになってきている。

まことにうかつだった。江戸時代の図解百科辞典『和漢三才図会』というものに、その図解がある。リっぱな設備を持ったものである。その根拠になる中国の烽に関する規定抜萃もっている。そのつもりで調べてみるとすでに室町時代的一条兼良という学者の『令抄』というのも、さらに平安時代の国語辞典『和名抄』にも、大体のことがふれられている。これは中国の制度を受け入れたものである。およそ、こんなふうのものである。

小高い丘を独立丘風に施設して烽台とする。その上に高い櫓を建て、そのてっぺんにハネツルベを取りつけ、そのハネツルベの先に、さらに籠状の火器（頭髻）を取りつけておく。烽子と呼ばれる当番の者が、ふだんは交代でよく見張りをしている、異変を認めると、その火器に点火し、ハネツルベで高々と櫓の上につり上げて、先方に急報する。次ぎ次ぎに火を飛ばせてリレー式に合図するので「飛ぶ火」といったのである。それで「烽火城西百尺の楼」である。

秋田県南秋田郡昭和町^{ほしろうめ}羽白目遺跡というのは、舌状台地の四方に、それぞれに土塁・空壕^{からぼり}をめぐらす烽台の上に高い櫓を建てた烽遺跡である。中央部にはノロシ用のカヤや生柴を貯蔵したと思われる烽舎なる倉庫跡もあった。この遺跡の北およそ10キロ、同じ秋田県南秋田郡^{ごしろうめ}五城目町石崎というところには、その発信基地だったと思われる古代城柵跡も発見されて、烽櫓の中心柱と推定される太い柱脚が、今も土中深く残っていて、千年の昔を無言に語り伝えている、という次第である。

このノロシ、まだ一発あがっただけである、しかし火があって煙もあがった話である。うまくみんなの理解に届いてほしいものである。

（東北大学教養部長 高橋富雄）

B 予 算 ・ 決 算

1. 昭和49年度国立大学協会歳入・歳出追加予算

国立大学協会
昭和50年2月27日理事会
昭和50年 第56回総会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額	備 考
歳 入 の 部	42,889,000 ^円	2,187,000 ^円	45,076,000 ^円	
1. 会 費	37,689,000	827,000	38,516,000	追加予算は「旭川医科大学・筑波大学・浜松医科大学・滋賀医科大学・宮崎医科大学」の5大学の加入による会費額
3. 雑 収 入	2,900,000	1,360,000	4,260,000	追加予算は「教育系大学・学部における大学院問題2,484部(447,600円)の他2件に対する頒布収入額
歳 出 の 部	42,889,000	2,187,000	45,076,000	
1. 事 業 費	16,200,000	300,000	16,500,000	
(6) 調 査 研 究 費	4,800,000	300,000	5,100,000	調査研究事項の増加および資料印刷費増加のため
2. 事 務 費	25,889,000	1,887,000	27,776,000	
(1) 諸 給 与	20,900,000	1,817,000	22,717,000	給与改訂により経費増加のため
(10) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	1,090,000	70,000	1,160,000	同上理由に関連経費増加のため

追加予算を要する理由

上記各科目に記載の理由により歳出予算(調査研究費・諸給与・被保険者事業主負担金)に不足を生じ、歳入予算(会費)において筑波大学他4医科大学の加入による増額および(雑収入)において「教育系大学・学部における大学院問題」他2件の増収があったため、これに関係する歳入・歳出予算を追加する必要がある。

2. 昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算（案）

国立大学協会
昭和50年5月14日理事会
昭和50年 第56回総会

科 目	決 算 額	予 算 額			流用増減	差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額			
歳入の部	円 45,769,149	円 42,889,000	2,187,000 (繰越差額)	円 45,763,463	円 0	円 △ 5,686	
1. 会費	38,553,000	37,689,000	827,000	38,516,000		△ 37,000	80大学分、他に旭川医科大学・筑波大学48年度分会費額を含む。
2. 預金利子	676,729	500,000		500,000		△ 176,729	定期・普通預金利子
3. 雑収入	4,051,957	2,900,000	1,360,000	4,260,000		208,043	追加予算は「教育系大学・学部における大学院問題」2,984部他2件の頒布による収入額
前年度繰越金	2,487,463	1,800,000	(繰越差額)687,463	2,487,463		0	
歳出の部	円 45,427,589	円 42,889,000	2,187,000 (繰越差額)	円 45,763,463	円 0	円 335,874	
1. 事業費	13,092,523	16,200,000	300,000	16,500,000	△ 3,159,761	247,716	
(1) 総会費	1,535,561	1,600,000		1,600,000		64,439	
(2) 運営協議会諸費	302,015	350,000		350,000		47,985	
(3) 役員会費	54,478	100,000		100,000		45,522	
(4) 委員会費	413,819	850,000		850,000	△ 436,181	0	諸給与へ流用減 △ 436,181
(5) 会報発行費	1,977,330	2,000,000		2,000,000		22,670	
(6) 調査研究費	5,032,900	4,800,000	300,000	5,100,000		67,100	
(7) 会議旅費	3,081,950	5,500,000		5,500,000	△ 2,418,050	0	諸給与へ流用減 △ 2,418,050
(8) 図書・資料頒布費	694,470	1,000,000		1,000,000	△ 305,530	0	諸給与へ流用減 △ 305,530
2. 事務費	32,335,066	25,889,000	1,887,000	27,776,000	4,646,761	87,695	
(1) 諸給与	26,445,672	20,900,000	1,817,000	22,717,000	3,728,672	0	委員会費より流用増 436,181 会議旅費 " 2,418,050 図書・資料頒布費 " 305,530 備品費 " 336,580 借用料 " 151,173 旅費・交通費 " 31,158 予備費 " 1,487,000
							5,165,672
							△ 1,437,000
							再計 3,728,672

科 目	決 算 額	予 算 額			流用増減	差引増減	摘 要
		当初予算額	追加予算額	予算現額			
(2)備 品 費	63,420	400,000		400,000	△ 336,580	0	諸給与へ流用減 △ 336,580
(3)借 用 料	348,827	500,000		500,000	△ 151,173	0	諸給与へ流用減 △ 151,173
(4)消 耗 品 費	172,564	250,000		250,000	△ 77,436	0	庁用諸費へ流用減 △ 77,436
(5)印 刷 費	47,390	100,000		100,000	△ 51,680	930	庁用諸費へ流用減 △ 20,702 通信費へ流用減 △ 30,978
(6)通 信 費	510,978	480,000		480,000	30,978	0	印刷費より流用増 30,978
(7)旅費・交通費	467,880	500,000		500,000	△ 31,158	962	諸給与へ流用減 △ 31,158
(8)庁用諸費	798,138	700,000		700,000	98,138	0	印刷費より流用増 20,702 消耗品費より流用増 77,436
(9)雑 費	36,290	100,000		100,000		63,710	
(10)被保険者事業主 負担金	1,137,907	1,090,000	70,000	1,160,000		22,093	
(11)退職給与引当金	2,306,000	869,000		869,000	1,437,000	0	諸給与より流用増 1,437,000
3.予 備 費	—	800,000	(繰越差額)687,463	1,487,463	△1,487,000	463	諸給与へ流用減 △ 1,487,000
翌年度へ繰越額	341,560						

財 産 目 録

昭和50年3月31日 現在

資 産 総 額		6,977,624円
1. 運 用 財 産		341,560
(1) 普 通 預 金		83,996
第一勸業銀行本郷支店		46,035
富士銀行本郷支店		8,369
三和銀行本郷支店		29,592
(2) 金 銭 信 託		257,564
住友信託銀行神田支店		257,564
2. 積 立 金 (退職給与引当金)		184,591
(1) 普 通 預 金		184,591
第一勸業銀行本郷支店		90,032
富士銀行本郷支店		10,335
三和銀行本郷支店		84,224
3. 図 書		61,040
現行日本法規一式	55冊	50,000
文部省会計例規一式	6冊	11,040
4. 備 品		6,390,433
自動車, 金庫, 机, 椅子, 戸棚, 書庫, 謄写機, ロッカー, テープレコーダー, 電子リコーピー, タイプライター, 電話機, マイクロホン等248点		6,390,433

3. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

国立大学協会
昭和50年2月27日理事会
昭和50年 第56回総会

※前年度予算額には追加予算額を含む。

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	摘 要
歳 入 の 部	48,526,000 ^円	45,763,463 ^円	2,762,537 ^円	
1. 会 費	46,476,000	38,516,000	7,960,000	76大学会費(旭川医科大学・筑波大学・浜松医科大学・宮崎医科大学・滋賀医科大学を除く)
2. 預 金 利 子	550,000	500,000	50,000	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	1,200,000	4,260,000	△3,060,000	大学図書館改革に関する第2次調査研究報告書2千部外雑収
4. 前年度繰越金	300,000	2,487,463	△2,187,463	
歳 出 の 部	48,526,000	45,763,463	2,762,537	
1. 事 業 費	16,600,000	16,500,000	100,000	
(1) 総 会 費	1,600,000	1,600,000	0	総会2回@40万円計80万円, 事務連絡会議2回@30万円計60万円, 他に会場費20万円
(2) 運営協議会諸費	350,000	350,000	0	協議会5回@2万円計10万円(資料費を含む), 大学問題研究部会5回@3万円計15万円, 他に会場費10万円
(3) 役員会費	100,000	100,000	0	理事会6回@1万円計6万円, 常務理事会3回@5千円計1万5千円, 他に会場費2万5千円
(4) 委員会費	850,000	850,000	0	委員会および専門委員会100回@6千円計60万円, 特別会計制度協議会4回@1万5千円計6万円(資料費を含む), 他に会場費19万円
(5) 会報発行費	2,600,000	2,000,000	600,000	会報4回@55万円計220万円, 他に原稿料・謝金・送料40万円

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減	摘 要
(6)調査研究費	4,800,000 ^円	5,100,000 ^円	△ 300,000 ^円	各委員会等の資料購入・作製その他調査研究旅費・謝金および調査職員給与を含む。
(7)会 議 旅 費	5,500,000	5,500,000	0	学長以外の委員の会議等出席旅費
(8)図書・資料頒布費	800,000	1,000,000	△ 200,000	各大学頒布資料作製および購入費
2. 事 務 費	27,576,000	27,776,000	△ 200,000	
(1)諸 給 与	21,750,000	22,717,000	△ 967,000	職員(10人)の俸給諸手当および臨時僱員給(1人)
(2)備 品 費	400,000	400,000	0	印刷機・その他庁用什器備品等
(3)借 用 料	500,000	500,000	0	協会事務局・倉庫・物置借用料
(4)消 耗 品 費	300,000	250,000	50,000	庁用消耗品等
(5)印 刷 費	100,000	100,000	0	庁用印刷
(6)通 信 費	500,000	480,000	20,000	電信料・電話料および郵送料
(7)旅費・交通費	500,000	500,000	0	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8)庁 用 諸 費	700,000	700,000	0	光熱水料・新聞雑誌購入費・その他の庁用諸費
(9)雑 費	100,000	100,000	0	職員厚生費・清掃費・その他諸雑費
(10)被保険者事業主負担金	1,226,000	1,160,000	66,000	被保険者事業主負担金 102千円(所要月額)の12カ月分
(11)退職給与引当金	1,500,000	869,000	631,000	諸給与所要額の6%
3. 予 備 費	4,350,000	1,487,463	2,862,537	予備費には、一般予備費110万円および50年度給与改訂推計額325万円を計上した。なおこの給与改訂推計額は50年度15%の給与改訂率を49年度諸給与決算見込額2,170万円に乗じた額325万円(千円以下切捨)とした。

C 要 望 書

医学部及び歯学部設置基準の 改善について（中間報告）に 対する意見について

国大協総第27号

昭和50年3月13日

大学設置審議会大学基準分科会

医学及び歯学教育に関する

特別委員会委員長殿

国立大学協会

医学教育に関する特別委員会

委員長 北村 四郎

さきにご送付のありました標記中間報告に対する意見を別紙のとおり提出いたしますので審議上参考とせられたく要望いたします。

「医学部および歯学部設置基準の改善に関する中間報告」に対する国大協としての意見

右の中間報告に記載されている設置基準は、現状に即応すべく努力された基準を示しているが、なお下記の諸点について配慮されることを期待する。

A 医学部設置基準について

イ 講座制(2)

本報告によると、医学部で設置すべき講座を30講座以上とすることになっているが、医学の各分野における発展の現況に鑑み、さらに若干の講座を加えた講座数をもって基準とすることが望ましい。

ロ 教員組織(3)

(a) 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の専任教員数が6～8人では少ない。さ

らに若干名を増加する必要がある。

(b) 専門教育科目の専任教員数を140名と定めているが、それだけでは不十分であり、また本基準に定められた特殊な業務に対応する人員配置を考慮すると、さらに大幅の増員が必要である。

ハ 附属施設(8)

附属病院のあり方については、今後さらに検討を進めることになっているが、医学教育にとってむつかしい問題のあるところであるので、病院設置に必要なベッド数・医師・看護婦・医療技術員の数を十分検討の上これを明示できるようにすることが望ましい。

B 歯学部設置基準について

イ 講座制(2)

歯学部で開設すべき講座を17講座以上としているが、歯学の現況に鑑み、若干これを上廻る講座数とすることが望ましい。

ロ 教員組織(3)

専門教育科目の専任教員数を80名以上とすることになっているが、さらに若干名を増す必要があろう。

ハ 学生定員(4)

80名を標準とし、160名を超えないこととすることになっているが、これは120名を超えないこととすることが望ましい。

ニ 技術系職員の基準化

実習を中心とする歯学教育の特殊性から実習を補助する技術系職員の基準化が望まれる。

D 資 料

1. 参議院文教委員会への参考人出席について（事務連絡）

国大協総第33号

昭和50年4月8日

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

去る3月25日開催された入試制度改革についての参議院文教委員会に当協会より参考人として出席方要請がありましたので、林会長、岡本副会長の協議により相磯副会長、谷田入試改善調査委員会副委員長にご出席を煩わし、概要別紙の趣旨により意見の陳述が行われましたので、ご参考のため事務連絡としてご報告いたします。

（要旨） 国立大学協会は、設置以来、入学試験を単に入学の手続業務と考えるのではなく、高等教育における教育的業務の一環として推進して参っております。現在行われている学力検査による選抜方法については、一つには、それが客観的なものであること、二つには、それが信頼性が高いものであること、三つには、出題の程度が妥当なものである、ということから何よりも公正を期することができるという点で自信をもって社会に伝えられるものと信じてやって参ったわけでありませう。

しかし、時代の推移と共に改善すべき問題も少なくないという自覚のもとに、その改善の方途につき、常に努力を重ねてきております。

特に、ここ数年来、第2常置委員会を中心として三つの特別委員会を設置して、精力的に取

組んでおります。取扱って参りました課題の主なものは、大きく分けて二つあります。一つは共通第一次試験の調査研究であり、他の一つは一期校、二期校の一本化の問題であります。後の方の一期、二期の問題の検討の経過を先に申しあげます。現在一期校33、二期校48であります。この区分が固定化されたまま、今日に及んでおり、(1)一期・二期間の格差感、(2)二期校への志願者の集中、(3)二期校における受験者の大量欠席、(4)一期・二期重複合格者の増加による欠員補充の困難、等々の弊害が多いので、この改善について、例えば一期・二期の組み換え案あるいは自主的選択案などが検討されましたが、結局一期・二期校制度をなくして一本化しても受験生にとって実質的な不利はないという判断に達しまして、若し国が一本化を実施するならば、大学側は差支えない。ただその実施の時期については共通第一次試験との関連もありますし高校側のご要望もありますので、調整する必要のあることは理解しておりますが、早い時期の実施を要望している次第であります。

次に共通第一次試験についてであります。これは原則として、各大学・各学部がその性格に応じた第二次試験を行うことを前提として、国立大学の受験生に全国共通の第一次試験を行うというものでありまして、昭和47年にこの改善案の構想を“まとめ”として発表いたしました。その主旨は、一言にして申しますと、共通第一次試験は、①高校における一般的学習の達成の程度を評価することに力点をおいた第一次の選抜試験であること、②5教科、12科目について、約30万人と予想される国立大学志願者につ

いて志望校に出願させる。③全国の国立大学の教官によって構成される出題委員会によって作成された問題をそれぞれの出身地域において受験させる。④各大学からは独立した又は大学附置の共同利用入試センターを設置して、そこに施設された大型電算機で採点・集計して各受験生の志望大学に送付する。⑤各大学ではこの共通第一次試験の成績と、各大学が、その大学の望む適性評価及び総合力や思考力の判定に資する試験としての第二次試験を行う。⑥第一次・第二次の総合判定によって入学者選抜を行うようにする。

ところで、このような共通第一次試験が果して期待されるような入試改善策として実施できるものかどうかは、外国における類似の方式は兎も角として、わが国でうまくゆくかどうかは容易に判断できることではありません。

そこで、その可能性を判断する資料作りをすることが、第一着手であるとし、まして、“まとめ”にもとづく、技術的な諸問題を調査研究することにしたわけであり、文部省から必要な経費の交付をうけまして、先ず48年度の調査研究を行いその結果を集約して、中間報告として公表いたしました。引きつづいて多くの大学の協力を得て、更に細部にわたって調査研究を深めまして、49年度には約3,000名の生徒について小規模の実地研究を試みてみました。それらの結果を総まとめとして、只今報告書を印刷中であります。4月中旬には印刷ができ上って皆様にお届けできると思っております。

この報告書を各加盟大学は勿論、関係の団体におくばりして、ご批判をいただき、それらの意見を検討して修正すべきものは修正して、最終報告書として、改めて各大学の意見を求め、国大協としての態度をきめるようにしたいとい

うのが、私共の考えている段取りであります。

新しい入試の方法を立案しますには、きわめて慎重にあらゆる問題を充分に検討してみなければなりませんので、拙速にならないように、時間をかけたいと考えているわけであり、

この調査研究の内容につきましては、谷田学長が直接副委員長として関係しておられますので、谷田学長からご説明願うことにしたいと思えます。

(要旨) 現在国大協で検討している共通第一次試験についてやや具体的な状況を述べたいと思うが、その前提として二つの点を先ず挙げておく。その第一は大学入学者について何らかの選抜を行わないわけにいかないという現在の条件下での改善案であるということ、第二は既に昭和46年に国大協、第二常置委員会が提示したように、なるべく多元的な資料によって総合的な判定をすることが望ましいという考えである。したがって共通第一次試験は、高校における課程の学習達成度を見ることを目的とし、各大学の学部、学科等の特性にもとづく独自の試験、高校調査書等と併せて選抜の資料と成すものとなる。

共通第一次試験についての調査研究の内容についてはおよそ三つの事柄がある。その一つは現状においても30万を越えると思われる受験者を対象とするため、試験の答案採点はコンピューター処理によらざるを得ないが、選択肢法によって、しかもいわゆる〇×式の欠陥を補うための研究が必要である。このために5教科12科目の科目別研究専門委員会を設け、48年度には標準問題を作成、各科目ごとに高校教員にモニターを委嘱して意見を徴した。その結果については48年度中間報告に述べている。49年度には更に問題を作成して、実地研究として全国7地

区で高校生対象の実地試験を行った。その結果については現在報告書を作成中である。

その二は、コンピューター処理についての諸問題についての研究であって、これについてはコンピューター専門委員会が48年度に予備実験を行い、49年度には前述の通り7地区にわたる実地試験を行って実施上の問題点を検討した。また科目別研究委員会と緊密に連絡してマークシート使用の解答方式の可能性を拡大することが研究されている。

その三は実施機構と実施の細目についてで、実施方法等調査専門委員会は、これらの予備実験、実地試験を通して受験生の出願から試験実施、結果の通知に至る一連の実施細目を検討すると共に、実施機構の構想を研究している。実施機構は国立大学の共同利用施設としての性格のものであり、その中には評価、コンピューター処理、追跡研究等の調査研究に当たる研究部門が必要であってこれによって共通第一次試験の改善に資し、将来にわたってその信頼度を高める要がある。

次に昭和50年度の計画としては (1)実地研究を含めて、残された問題点の研究 (2)全国立大学への報告とそれに対する意見の集約 (3)高校への周知を計りその意見を求める (4)上記の意見等により再検討を要する問題の調査研究があるがその具体的計画については目下立案中である。

2. 電波監理審議会聴聞について

昭和49年11月1日付郵監議第88号をもって下記事案に対し当協会会長宛電波監理審議会聴聞の開催について出席方通知があったので、電気通信大学長に依頼し代理人として、電気通信大学宮坂武芳助教授、同短期大学部加藤芳雄教授

の両氏に出席願った。

記

1. 事案の表示

無線従事者国家試験及び免許規則の一部を改正する省令案

2. 聴聞の期日に行う陳述の要旨

原案に賛成(昭和49年11月1日付官報参照)

3. 昭和49年度における審議のまとめ

昭和50年3月

高等教育懇談会

昭和49年度の高等教育懇談会は、前期懇談会(昭和48年度)の提案を受けて高等教育計画の策定及び高等教育の経費負担に関する検討を進めてきた。これらの課題は、いずれも次年度において、引き続き検討されることとなるが、その際、以下にとりまとめた本年度の審議の内容に留意して作業が進められることが期待される。

I 高等教育計画の策定について

1. 昭和48年度高等教育懇談会の提案

同懇談会は、長期的展望の下に高等教育計画を策定する必要があること、計画においては高等教育の規模、種類、立地等について指標を定め、設置、認可、助成さらには教育研究条件の整備等の施策の指針となり得るようにする必要があること等を指摘し、計画の目標年度(昭和61年度)、規模の目途(進学率40%に対応し得る規模)、地域配置(各ブロックの進学率、収容力)の想定等を示した。

2. 高等教育計画策定の目途等

- (1) 昭和48年度懇談会の報告が提案したこの高等教育計画(高等教育機関の全国的配置

計画)は、昭和50年度中に策定することを
目途として、今後の作業を取り進めるもの
とする。

(2) 計画策定の作業を進めるに当たっては、
策定の趣旨を一応次のとおりとするとも
に、計画に盛り込むべき事項の大綱につい
ては、3以下によることが望ましい。

(イ) 大都市への高等教育機関の集中を抑制
し、地域間の進学率、収容力、専門分野
構成等における格差や不均衡を是正しつ
つ、全国的、構造的に均衡のとれた高等
教育の発展を図るための、高等教育機関
の整備に関する基本計画とすること。

(ロ) この計画は、公私立の高等教育機関に
ついては、今後における拡充整備の方向
を示すとともに、設置認可において参酌
すべき指針となり得るものとし、国立の
高等教育機関については、その整備目標
となり得るものとする。

3. 計画に盛り込むべき事項の大綱

(1) 目標年度

昭和61年度を計画の目標年度とする。

(2) 規模の目途

(イ) 目標年度における全体規模の目途に関
しては、基本的には、「昭和50年代に到
達するであろう進学率40%より低い進学
率を昭和60年代当初の指標とすることは
適当でない」とした昭和48年度懇談会の
報告によることとするが、このような趣
旨において用意されるべき「高等教育の
規模」については、従前の想定を改め、
より弾力的に、大学、短期大学、高等専
門学校に限らず、放送大学、大学通信教
育のほか、高等教育レベルの各種学校等
をも包含したものとして想定することも

考慮すべきであるとする。

(ロ) このような想定による高等教育の広が
りは、18才人口の半ばに達するであろう
が、それを計画全体の枠組みとし、その
中において、計画的に実現すべきもの及
び自由な進展にゆだねるべきもののそれ
ぞれの規模の目途を、あらためて設定す
ることとする。

(ハ) 計画的に実現すべき高等教育の規模の
目途は、次の要請にこたえることを考慮
して設定するものとする。

④ 我が国の高等教育及び学術研究の質
的水準の維持、向上

⑤ 計画養成を必要とする分野における
人材需要への対応

⑥ 進学率、収容力、専門分野構成等に
おける地域間格差の是正等、今後にお
ける高等教育の機会に対する国民の要
請への適切な対応

⑦ 地域開発や地方文化の向上への寄与

(ニ) 計画的に実現すべき高等教育の規模に
ついては、行財政措置を通じてその実現
を確保すべきものとその実現を期待すべ
きものとに区別して、計画を策定する必
要がある。なお、実現を期待すべきもの
に係る計画については、今後における私
学助成の限度や公立の高等教育機関の発
展の方向が、十分考慮されなければならない。

(ホ) (イ)、(ニ)を通じ、それらの規模は、教員
の供給可能性を慎重に検討し、それを考
慮して設定されなければならない。

(ヘ) 上記(イ)及び(ニ)の規模の目途については
A、B、C、3案程度の複数の設定が必要
である。

(ト) なお、設置者の区分については、従前の「国立・公立・私立」によるが、高等教育機関の設置形態については、国公立を通ずる新しい構想が、別途、今後の課題として検討される必要がある。

(3) 専門分野

(イ) 専門分野の構成については、今後における人材需要の量と質への対応が問題となるが、将来の専門分野全体の構成を、このような見地から、この段階で計画内容として想定することは、実際問題として困難と考えられる。

ただし、産業構造や人材需要の動向に関する各方面の検討に留意するとともに産業構造の変化や学問研究の進展に対応して、教育研究の内容や組織の改組、転換を図る配慮が必要である。

(ロ) 医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、初等教育教員その他特に計画養成を必要とする分野については、その需要数を見込み、また、各地域における専門分野については、その不均衡を是正するために必要な拡充規模を見込むものとする。

(ハ) 専門分野の規模の目途については、特に、18才人口が増加傾向に転ずる昭和55年度以降においては、専門分野別の志願者と入学者の比率の推移に留意して、補正を考慮することが必要となる。

(4) 学校種別

(イ) 昭和48年度懇談会が指摘したとおり、「大学、短期大学、高等専門学校」は、現在のあり方をそのまま前提とするものではなく、特に短期大学については、例えばアメリカにおけるコミュニティ・カ

レッジに見られるような、多様な職業教育等のカリキュラムをも可能とする思いきった制度の弾力化が必要である。また、放送大学との連携の下に夜間大学、大学通信教育の充実を図るなど、働きつつ学ぶ機会の確保に対する配慮が必要である。

(ロ) 各種学校については、この計画において想定する高等教育の広がりの中に高等教育レベルの各種学校をも含めるものとしたことに対応する、制度的な整備が行われることが望ましい。

(5) 地域配置

(イ) 東京23区及び政令指定都市は、原則として、高等教育機関の新增設を抑制すべき地域とし、計画において、その区域や抑制の態様を明らかにするとともに、所要の立法措置を講ずるなど、その具体的方法について検討する必要がある。

(ロ) 地域における高等教育機関の進学率、収容力を考慮して計画配置を進めるものとした昭和48年度懇談会報告の方針は、維持されてよいが、上記3の(2)(規模の目途)の考え方に従い、同懇談会報告で示された地域配置の想定数等は、再検討することとする。この場合、地域の区分の仕方については、経済・文化圏、交通事情等行政区画以外の要素をも考慮に入れて、なお、検討することとする。

(6) 年次計画等

(イ) 今後における社会経済の進展と高等教育への需要の動向には、なお、予測しがたいものがあるので、例えば、計画期間を前期、後期等に区分するなど、計画策定に当たっては、変化の動向に柔軟、適

切に対処する配慮が必要である。

- (㉔) 計画期間の前期においては、高等教育の質的充実（大学院の拡充整備を含む）に重点を置き、18才人口が増加に転ずる後期において、計画的な規模の拡充を進めるものとするのが適当であろう。
- (㉕) 無医大県解消計画等既に想定されている特定の整備計画は、高等教育計画に、それぞれ組み込むものとする。

4. 計画策定に当たり留意すべき事項

- (1) 地域全体として、構造的に均衡のとれた高等教育の発展が図られるよう、高等教育機関の間の連携が考慮されなければならない。
- (2) 高等教育計画の骨格は、今後策定される長期経済計画等に適切に取り入れられることが期待される。

II 高等教育の経費負担について

- 1. 高等教育の経費負担に関する検討は、高等教育計画の策定作業と並行して、来年度において継続して行うこととする。
- 2. 今後の検討に際しては、次の点に留意することが望ましい。
 - (1) 高等教育の拡大に伴い、多様化し、大衆化した高等教育の経費負担については、資源配分の効率性、負担の公平等の見地から、原則としては、次の考え方に立って検討する必要があると考えられること。
 - (イ) 学生の負担については、国公立を通じて妥当な程度の負担を求めること。
 - (ロ) 政策的に措置すべき分野へ積極的に公費を投入すること。
 - (ハ) 奨学制度の整備、拡充を図ること。
 - (2) 高等教育の経費の量と質についての調査

分析をさらに進め、標準規模の大学における標準的な経費の想定、学生1人当たりの標準的な教育費の算出等を行って、経費負担のあり方を検討するための基礎的資料を整備すること。

- (3) 目的に応じた公費の投入先（学校、学生、その双方）の選択とその効果の分析等、公費の負担・助成のパターンについて検討を行うこと。
- (4) 国民経済の中において高等教育に充当すべき経費の規模について、さらに検討を進めること。

4. 国立大学協会会費の増額支出について（通知）

学会第8の4号
昭和50年4月30日

東京大学長殿

文部省大臣官房会計課長
宮地貫一

昭和49年12月19日付け東大経主第647号をもって申し越しがあったこのことについては、異存ありません。

国立大学協会会費の増額支出について

東大経主第91号
昭和50年5月10日

国立大学協会会長

林健太郎殿

東京大学経理部長
中村賢二郎

昭和49年12月9日付け国大協総第110号で申し越しのありましたこのことについて、別紙写のとおり承認されましたのでお知らせします。

5. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について(通知)

国大協総第 52 号

昭和50年 5月19日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 林 健太郎

昭和50年度卒業予定者のための就職事務開始時期等については、去る1月10日付国大協総第2号をもって、大学8団体の「就職事務に関する申合せ」(昭和49年11月5日)ならびに中央雇用対策協議会の「早期選考防止に関する決議」(昭和49年11月7日)に基づき処置されるようご依頼いたしました。その後一部の企業体における採用取消等の事態の発生に鑑み、中央雇用対策協議会においては去る3月19日、昨年11月の決議(6月1日求人活動開始、7月1日選考開始)を改め、就職事務開始時期等を秋以降(10月1日求人活動開始、11月1日選考開始)に繰り下げる新たな決議を行いました。

このことは、去る4月14日付文生第193号をもって文部省より各大学に通知されたところでありますが、その後一部の大学においてこの新たな決議に協力することは本年度は実務的に不可能であるとの意見が強く表明され、そのため中央雇用対策協議会では、この間の調整をはかり、昭和50年度における経過措置としてこのたび前回(3月19日)の決議の一部を改める決議を行いました(9月1日求人活動開始、11月1日選考開始)。

これに基づき文部省より今般改めて「昭和50

年度の大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務開始時期等について(通知)」(昭和50年5月13日文大生第234号)が各大学に通知されましたが、このことにつきましては当協会においても第3常置委員会ならびに理事会において、これまでの経緯を十分ふまえて慎重に審議を行い了承しているところでありますので、今回の決議の方針に基づきご処置くださるようお願いいたします。

再三にわたる変更により多々ご迷惑のことと推察いたしますが、上述の経緯をご了承くだされ別添「決議」の趣旨をご理解のうえ、大学教育の正常化のため、学内教職員に対してはもちろん学生ならびに企業側に対しても十分その趣旨の徹底をおはかりくださるよう特段のご配慮のほどお願いいたします。

なお、昭和51年度以降については関係当局と各大学団体と協議を重ね検討を進めることとしておりますので、よろしくご了承をお願いいたします。

(別 添)

昭和50年度の大学及び高等専門学校卒業予定者の選考開始時期等に関する決議

昭和50年3月19日

昭和50年5月7日一部修正

中央雇用対策協議会

昨今における経済情勢のもととはいえ、昭和50年3月新規学校卒業者の採用にあたり、一部の企業が採用取消等の事態を惹起し、学生、生徒ひいては社会全般に多大の不安と動揺を与えたことは極めて遺憾であり、企業はその社会的責任の重大さを自覚のうえ、再度かかる事態を発生させることのないよう最大限の努力を払う

必要がある。

本協議会は、昨年11月7日に、昭和51年3月の卒業者の選考開始時期等に関する決議を行ったが、大学卒業予定者等の採用慣行の一層の改善を図るため、経済界は自主的措置を一層強力に推進するとともに、政府、学校側も責任をもってこの問題に対処するという前提に基づき、改めて次のとおり決議する。

1 大学及び高等専門学校卒業予定者の選考開始時期等

(1) 選考（採用の内定にわたる行為を含む。）

は、卒業前年の11月1日以降とする。

(2) 求人のためにする一切の行為は、同じく9月1日以降とする。

2 採用取消等を行った企業の求人活動の自粛前年度の新規学校卒業者について

① 採用内定の取消を行った企業は選考開始期日までの間

② 入職時期の繰下げを行った企業は当該入職日までの間新規学校卒業者を対象とする求人のために一切の行為を自粛するものとする。

3 決議の実効を確保するための措置

(1) 各業種別の団体はそれぞれ上記1及び2並びにこれらの実効を期するための措置について申し合わせをすすめる。

(2) 労働省は、全国の職業安定機関を通じて、企業及びその業種別団体に対する指導を徹底するとともに、本決議に違反した企業及び業界に対しては、労働行政関係の各種行政措置により厳しくチェックする。

(3) 文部省は、上記1及び2の趣旨を学校及び学生に対して徹底する措置をとる。

(参 考)

(1) 短期大学は、大学に含むものとする。

(2) 次のような行為は、求人のための行為とみなす。

イ 就職のための学生の企業訪問の受付

ロ 就職説明会の開催及びその通知

ハ 就職案内等企業独自の印刷物、案内書等の学生への送付

ニ 就職情報資料出版関係各社の出版する企業案内書（ガイド・ブック）に次の項目のいずれかを掲載すること。

(イ) 採用予定人員

(ロ) 採用予定者にかかる初任給その他の労働条件

(ハ) 採用方法（選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等）

(ニ) 採用担当部課名

(3) 2の「新規学校卒業者」には、中学校及び高等学校の新規卒業者を含む。

遺伝学でみた「海上の道」

日本が大陸と地続きであった時代からいたかもしれない「原日本人」と、その後、朝鮮経由で来た大陸系の人種と、南西諸島経由のおそらく「海洋民族」とが、長い年月をかけて混血し有史時代に入った——「日本人の起源」は常識的には、このように考えられる。そこで私たちは柳田国男のいう「海上の道」を北上してきた海洋民族を人類遺伝学的に研究してみたいというロマンにかられた。

南西諸島の八重山群島、宮古島、沖繩本島、沖永良部島、奄美大島、屋久島、種子島を調査地域にえらび、そこで生活する学童6,056人を対象にした。調査項目には、A B O血液型、味盲、耳あか、指紋、二重まぶたなどを取り上げ、それらが遺伝形質が存在する割合を調べた。その成績をかんとんにまとめると次のようであった。

(1) A B O血液型では、A、B遺伝子の比率にはばらつきが多く一定の傾向はない。

(2) 湿った耳あか（あめ耳）の遺伝子頻度は台湾（0.465）から九州（0.09）にかけて、しだいに減る。また与那国島・石垣島・池間島が1群（約0.350）、沖繩本島・沖永良部島・奄美大島が1群（約0.298）、屋久島・種子島が1群（約0.171）をなしているようである。

(3) 指紋の Pattern intensity をみても、高砂族は日本平均よりやや低く、その間に(2)であげた島々のグループがなだらかに介在している。

(4) 二重まぶたの頻度も高砂族の100%日本平均の35.7%の間に(2)であげた島々のグループがなだらかに南が%が高く北が低くなって九州につづいている。

(5) P T C（薬品）をなめたとき苦みを感じない味盲の遺伝子頻度は、台湾の高砂族、南西諸島、宮崎でよく似ている。

(6) 奄美大島で「サラセミア・メジャー」Thalassemia major という貧血症の患者を1人発見し、その周囲に劣性遺伝子だけ有する「サラセミア・マイナー」Thalassemia minorを16例発見した。これは地中海から東南にはインドネシア、フィリピン、台湾にまで報告されているものである。このことは南から北への種族の移動を考えるうえで参考になる。勿論、突然変異で生じた可能性はある。

これらを概括すれば、わずかの遺伝子形質についてであるが、南西諸島は、与那国島・石垣島・池間島群、沖繩本島・沖永良部・奄美大島群、種子島・屋久島群とわかれながら、台湾と九州の間になだらかな地理的勾配がみられるということになる。

これは台湾以南と九州との人種の移住の流れを人類遺伝学的にうらづけた1つのデータとっていいかもしれない。

今後の大がかりな調査に期待したい。

（鹿児島大学医学部教授 寺脇 保）

E そ の 他

1. 学長等の異動について

○ 学長の交代

大学名	旧	新
北海道大学	丹羽貴知蔵	今村 成和
室蘭工業大学	金森 祥一	竹内 栄
東京外国語大学	鐘ヶ江信光	坂本 是忠
一橋大学	都留 重人	小泉 明 (事務取扱)
和歌山大学	香山 時彦	角山 栄
鳥取大学	小島 公平	綾部 正大
京都教育大学	岸田 武夫	小江 慶雄

○ 委員長の交代

第6常置委員会委員長

一橋大学 都留重人(旧)

秋田大学 渡辺武男(新)

○ 専門委員の委嘱

図書館特別委員会専門委員

長沢雅男(東京大助教授)

藤井和夫(東京工大附属図書館事務部長)

2. 大学設置審議会(大学設置分科会)委員候補者の推薦について

当協会より推薦の大学設置審議会大学設置分科会委員の鐘ヶ江東京外国語大学長、谷田お茶の水女子大学長の任期が満了したので、文部省より後任として倍数の候補者を推薦するよう申越があった。よって昭和50年5月14日開催の理事会に諮り、次の4氏を推薦した。

記

渡辺 武男(秋田大学長)

谷田 関次(お茶の水女子大学長)

小泉 明(一橋大学長事務取扱)

水戸部正男(横浜国立大学長)

(官制順)

3. 寄贈図書

○ 昭和48年度 学生健康保険総合実態報告書
—第17号— 山梨大学

○ 絶望の教育危機

日本経済通信社

○ 昭和49年度学校基本調査速報—学校調査—

○ 昭和49年度 学校基本調査速報—卒業後の
状況調査—

以上文部省

○ 大学を開く

○ 第10回大学教育懇談会記録

大学セミナー・ハウス

○ 教育学部紀要(教育学部門)第20集

九州大学

○ 電波監理審議会聴聞意見書及び調書

郵政省

○ 岡山大学入学者選抜制度検討委員会報告書

昭和50年3月

岡山大学

○ Phoenix-Health No.8

広島大学

○ 学位論文 第15集 昭和50年3月

徳島大学

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会長、副会長を含む21名、各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 大学格差問題特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に、大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編集後記

前総会の際、西独学長訪日に関する総まとめを今度の会報に載せることになって、奈良教育大井上学長を煩わし、「ドイツ連邦共和国学長代表団の来日」を執筆願った。なお、クーネルト団長からも礼状を兼ねて「日本訪問旅行報告書」が届いたので、東京大辻教授を煩わし、邦訳して本号に載せることが出来た。国際交流が昨今改めて問題になっているとき、種々の意味で将来のよい参考となるだろう。窓欄には、東北大高橋教養部長ならびに鹿児島大寺脇教授から、それぞれ興味深い投稿を頂いた。以上について深く感謝申しあげる。(C)